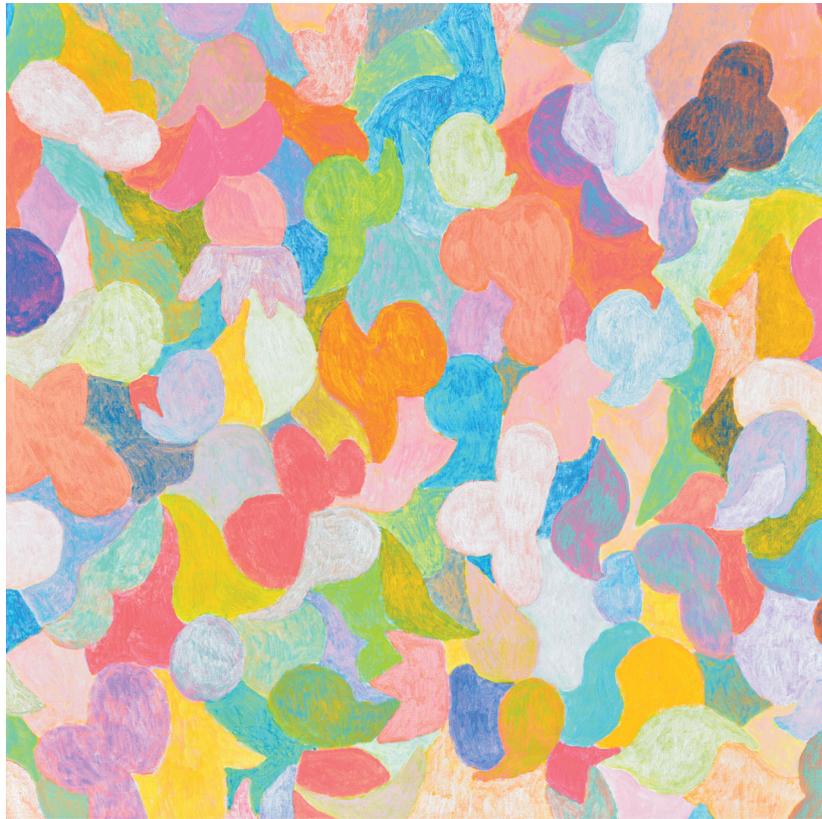


ROKIN REPORT

ディスクロージャー 2022



ごあいさつ



理事長 江川 光一

皆さまにおかれましては、平素より近畿労働金庫をお引立ていただき、誠にありがとうございます。

2021年度は、第8次中期経営計画(2021～2023年度)の初年度として、3ヵ年テーマである「生活応援の深化」と「金融機能の進化」の実現に向けた事業活動を展開いたしました。

その結果、当期純利益は22億67百万円となり、計画を上回ることができました。

また、預金・貸出金につきましては、生活応援を軸とした取組みの強化により、確実に残高を伸ばすことができました。

2020年2月以降、新型コロナウイルスの感染が拡大し、勤労者を取り巻く環境が大きく変化しています。

当金庫は、感染防止に向けた対応を徹底しながら、勤労者福祉金融機関として「働く人びとの暮らしを守り、生活を応援する」取組みを通じて、その役割を最大限に発揮していかなければならないと認識しております。

2022年度は、第8次中期経営計画の2ヵ年目となります。助け合いの輪を広げ、会員・働く人びと・地域社会から必要とされる存在であり続けることをめざし、総合的なお金の相談活動や、利便性の向上に取り組むことで、事業基盤のさらなる強化を図る所存です。

さて、本年もここに、ディスクロージャー誌「ROKIN REPORT ディスクロージャー2022」を作成いたしました。本誌では、法令等に基づき、当金庫の経営方針や事業概況をはじめ、さまざまな取組み等を詳しくご説明しております。

多くの皆さまにご高覧いただき、当金庫への理解を深めていただければ幸いに存じます。

今後とも、近畿労働金庫にいらっしゃるご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2022年7月

プロフィール

名称	■ 近畿労働金庫	出資金	■ 159億46百万円
所在地	■ 大阪市西区江戸堀1丁目12番1号	団体会員数	■ 6,644会員
設立	■ 1998年10月1日	間接構成員数	■ 158万人
代表者	■ 理事長 江川 光一 (2022年6月30日現在)	預金残高	■ 2兆3,927億円
常勤役員数	■ 1,071人(男546人、女525人)	融資残高	■ 1兆4,848億円
店舗数	■ 近畿2府4県 56店舗 (大阪府18、滋賀県6、奈良県4、京都府8、和歌山県8、兵庫県12) 大阪府の店舗数には、インターネット近畿支店を含みます	自己資本比率	■ 10.61%
事業内容	■ 労働金庫法に基づく、預金、融資、為替、国債・投信窓販など金融業務全般	不良債権比率	■ 0.35%



ろうきんのシンボルマークは、ROKINの頭文字のRをデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。鳥の親子は、親しみやすさを表すとともに、愛とやさしさ、親から子へと引き継がれるろうきん運動を意味し、はばたく鳥は、より発展するろうきんの飛翔を表現しています。シンボルマーク・カラーはブルーです。ろうきんブルーは「知性」「未来」「希望」を表現しています。シンボルマークには、ろうきんの基本理念が表現されています。

表紙の作品および作者のプロフィール

小早川 桐子(こはやかわ きりこ)
1984年生まれ。子どもの頃から絵にとっても興味があり、大人になってからは独学で抽象画を描きはじめる。植物、水、風景など自然に関するモチーフが多く、実際に出会ったものを記憶を頼りに描いていく。最近では、ボールペンや色鉛筆で、日々のできごとや思いついたものを絵日記のように描いている。自分の気持ちや感情を絵の中に取り入れることが多い。



作品:「桜」

エイブル・アートとは、障がいのある人たちが「生」への証として生み出した作品を「可能性の芸術」としてとらえ、芸術と社会との関わりを「自己表現・協働・癒し」を柱に考えていく市民活動です。当金庫は、「エイブル・アート」を社会貢献事業として取り組んでいます。

理事長あいさつ	
プロフィール	
シンボルマーク	1
コンテンツ	1

ろうきんの理念と基本姿勢	
ろうきんの理念	2
ろうきんの基本姿勢	2
ろうきんの事業運営	2
全国のろうきんの概況とろうきんのセーフティネット	3

2021年度の事業概況	
2021年度業績の概況	4~5
健全性・安全性	6~7

経営方針	
第8次中期経営計画および2022年度事業計画	8~9
リスク管理態勢	10
各種リスクに対する取組み	10~11
法令等遵守(コンプライアンス)態勢	12~13
顧客保護等管理態勢	13~17
監査態勢	17
内部統制システムの整備に関する基本方針	18
ろうきんSDGs行動指針	19
各種支援に向けた取組み	20~21
社会的責任と貢献活動	22~24
社会貢献預金(笑顔プラス)の取組み	25~26
「生協との連携」の取組み	27~28
環境経営の取組み	29

概要	
沿革	30
2021年度トピックス	31
組織・職員の状況	32
役員の一覧、会計監査人	33
店舗のご案内	34~35
店舗外自動機のご案内	36~37
店舗の主な担当地域	38~39

営業のご案内	
主な預金商品のご案内	40
主な融資商品のご案内	41
サービス業務、その他の業務	42~43
手数料一覧	44~45

財務データ	
貸借対照表	46~49
損益計算書	50
剰余金処分計算書	51
資産内容の開示について	51~53
主な経営指標	54
自己資本の充実の状況	55~63
預金に関する指標	64
貸出金等に関する指標	65~66
会員・出資金等に関する指標	66
有価証券に関する指標	67~69
連絡情報	70~83

索引	
開示項目一覧	84

ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんの基本姿勢

目的

ろうきんは、働く仲間がつくった金融機関です

ろうきんは、労働組合や生活協同組合等の働く仲間が、お互いを助けるために、資金を出し合ってつくった協同組織の金融機関です。

ろうきんは、働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりをめざしています。

運営

ろうきんは、営利を目的としない金融機関です

ろうきんは、労働金庫法というルールに基づいて、非営利を原則に公平かつ民主的に運営されています。

ろうきんの会員は、平等の立場でろうきんを利用するだけでなく、ろうきんの運営に参画し、会員みずからの活動としてろうきんの運動を進めています。

運用

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関です

ろうきんの業務内容は、預金や融資・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用がまったく違います。働く仲間からお預かりした資金は、大切な共有財産として、住宅・自動車・教育・育児・介護資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

ろうきんの事業運営

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期経営計画および年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

労働金庫事業運営の3原則

非営利の原則

会員直接奉仕の原則

政治的中立の原則

労働金庫法

第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

- 2 金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
- 3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

全国のろうきんの概況とろうきんのセーフティネット

全国のろうきんの概況

全国のろうきんは、各地域で組織統合を進め、現在、13金庫が各地域で働く人たちの生活に密着した事業を展開しています。中央機関としての役割を果たしているのが、一般社団法人全国労働金庫協会(労金協会)と労働金庫連合会(労金連)です。

労金協会は、全国のろうきんの指導・連絡・調査・渉外活動等を、労金連は、全国のろうきんの系統金融機関として資金の需給調整・資金運用等の機能を果たし、全国的な統一業務を行っています。

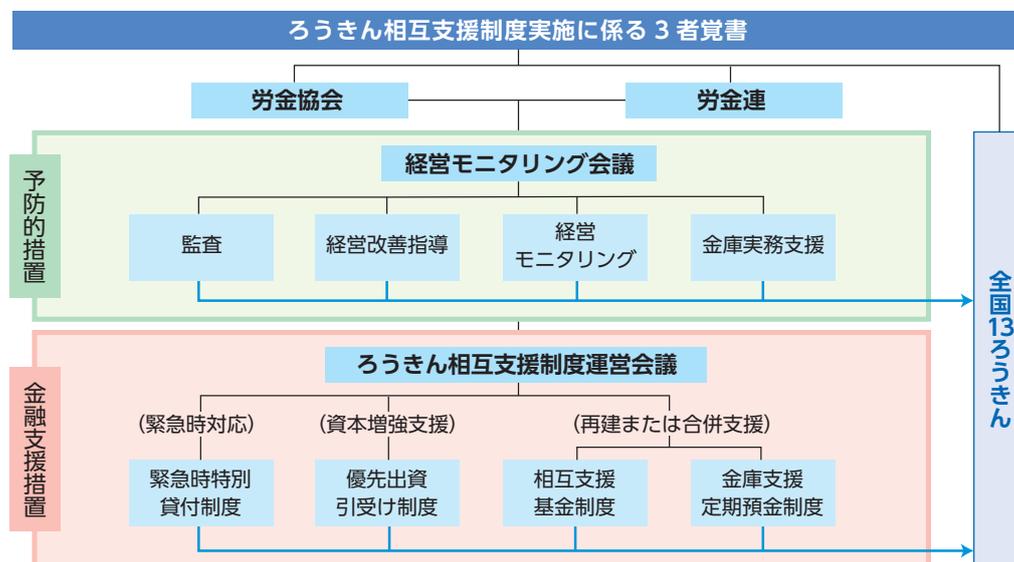
金庫数		(単位:百万円、%)			
金庫数	13金庫	金庫名	預金	貸出金	預貸率
店舗数	606店舗	北海道	1,081,180	784,491	72.55
役員数	11,330人	東北	2,245,081	1,300,981	57.94
会員数	108,977会員 (団体会員49,403会員 個人会員59,574会員)	中央	6,881,364	4,686,732	68.10
間接構成員数	11,804,193人	新潟県	891,558	377,188	42.30
預金残高	22,623,883百万円	長野県	749,096	392,883	52.44
貸出金残高	15,019,047百万円	静岡県	1,220,180	931,556	76.34
		北陸	810,086	465,069	57.40
		東海	2,046,440	1,598,323	78.10
		近畿	2,392,713	1,484,867	62.05
		中国	1,280,183	816,967	63.81
		四国	650,560	415,597	63.88
		九州	2,060,726	1,543,358	74.89
		沖縄県	314,709	221,031	70.23
		合計	22,623,883	15,019,047	66.38

ろうきん業態セーフティネット(安全網)

お客様の預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットとして、「ろうきん相互支援制度」を設けております。この制度は、「予防的な措置」と「金融支援措置」という2つの仕組みを用意しています。

第1の柱である「予防的な措置」としては、全国13労働金庫の業態団体である全国労働金庫協会(労金協会)に設置された労働金庫監査機構による定期的な監査(金庫の業務執行や財務状況等についての監査)と労金協会による定期的な経営状況のモニタリングがあげられます。経営状況のモニタリング結果については、労金協会が開催する「経営モニタリング会議」へ報告され、経営上の問題が認められた場合には、問題の程度に応じた措置(経営改善指導等)が講じられる仕組みとなっています。

第2の柱である「金融支援措置」は、労金協会と労働金庫の系統中央金融機関である労働金庫連合会(労金連)が共同で開催する「ろうきん相互支援制度運営会議」において金融面での支援が必要と判断された場合、金庫の状況に応じて労金連の金融機能を活用し、一時的な資金の貸付である「緊急時特別貸付制度」、資本増強支援のための「優先出資引受け制度」、再建支援等のための「相互支援基金制度」や「金庫支援定期預金制度」を実施することで経営をサポートします。



2021年度の事業概況

2021年度業績の概況

2021年度(第24期)の当金庫の業績は、次のとおりです。

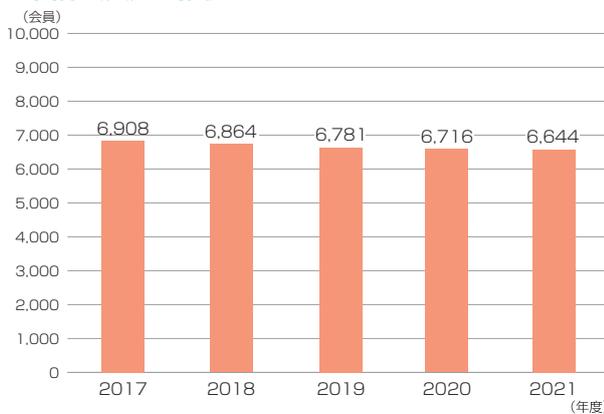
会員および出資金

団体会員数は、労働組合の組織改編・解散、法定脱退等により72会員減少し6,644会員となりました。

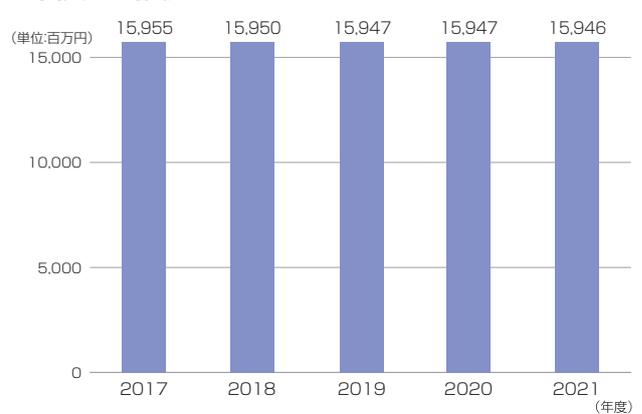
間接構成員数は、3,423人増加し1,584,905人となりました。

出資金は、法定脱退分90万6千円の減少により159億4,647万6千円となりました。

●団体会員数の推移



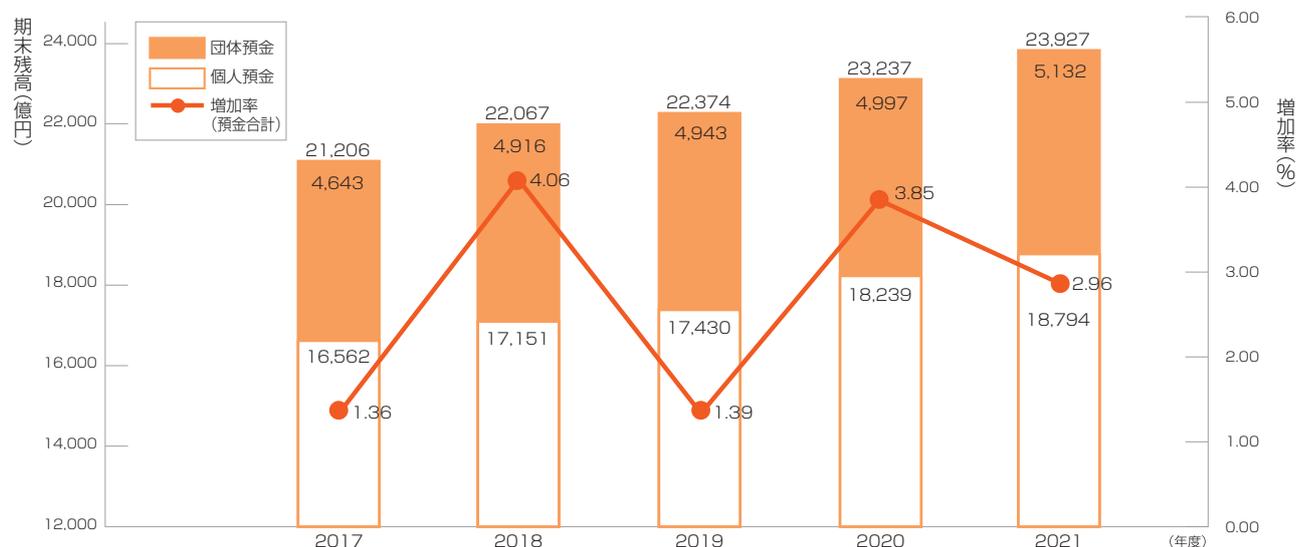
●出資金の推移



預金

預金の期末残高は、2兆3,927億13百万円となりました。99百万円の実績となり、計画を上回りました。残高増加額では、524億57百万円の計画に対し689億

●預金の期末残高・増加率の推移

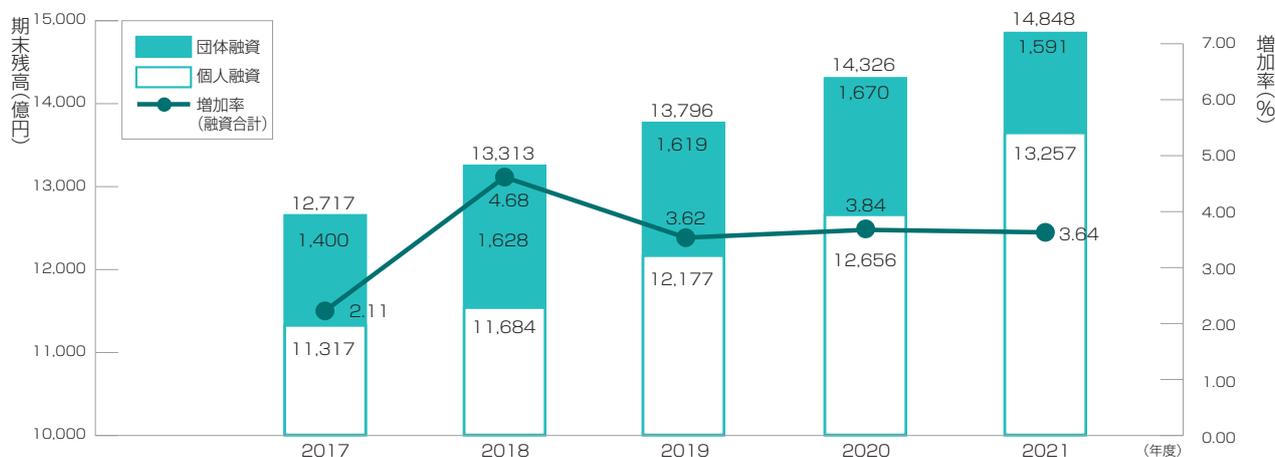


融 資

融資の期末残高は、1兆4,848億67百万円となりました。

残高増加額では、646億13百万円の計画に対し522億23百万円の実績となり、計画を下回りました。

●融資の期末残高・増加率の推移



損 益

業務粗利益は、利回りの低下による貸出金利息の減少、資金運用関連損益の減少等から、前期比5億81百万円減少し、201億60百万円となりました。

業務純益は、経費の減少の影響はあったものの、前期比67百万円減少し、32億31百万円となりました。

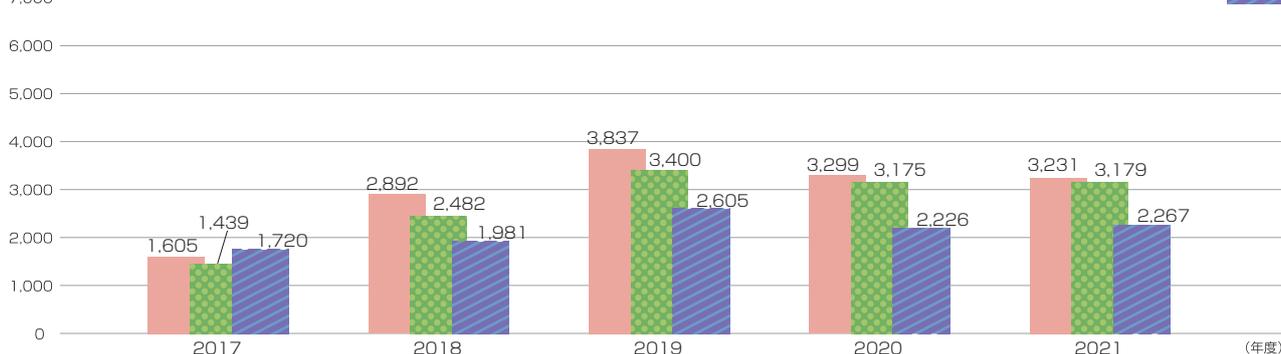
経常利益は、前期比ほぼ変わらず、31億79百万円となり

ました。なお、特別損失には固定資産の減損損失を1億10百万円計上しました。

当期純利益は、前期比40百万円増加し、22億67百万円となりました。事業計画(18億6百万円)に対しては4億61百万円上回りました。

●損益の推移

(単位:百万円)



健全性・安全性

自己資本比率(単体)

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準とよばれる自己資本比率(8%)が、それ以外の金融機関には国内基準とよばれる比率(4%)が適用されます。

当金庫の2022年3月末の自己資本比率は、10.61%となりました。国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っており、引き続き高い水準を維持しています。

(単位：百万円)

項目		2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末
A	自己資本の額	124,647	126,294	127,385
B	リスク・アセット	1,080,671	1,139,093	1,199,703
	自己資本比率(A÷B)	11.53%	11.08%	10.61%

●リスク・アセット

貸借対照表に記載された資産に、一定のリスク・ウェイトを乗じて算出した額です。なお、貸借対照表に記載されない一部の取引等もリスク・アセット算定の対象となります。

格付けの状況

当金庫の発行体格付けは「A-」です

日本国内における主要な格付会社である「(株)格付投資情報センター(R&I)」は、2022年3月29日付で『近畿労働金庫の発行体格付けは「A-」(維持)、格付けの方向性は安定的』と公表しました。

発行体格付「A」とは、「信用力は高く、部分的に優れた要素がある」ことを意味します。「A-」は、21段階ある評価の上から7番目に当たります。

日頃の会員・利用者の皆さまのご協力に感謝しつつ、皆さまから信頼され、安心して選択していただける「福祉金融機関」として、一層のサービスの向上と強固な経営基盤づくりに努めてまいります。

※金融機関の格付けは、預金の元本や利息が約定どおり支払われるかどうか、その確実性、安全性の程度を、利害関係のない格付機関が評価し公表しています。この格付けは、お客さまが金融機関を選択するうえでの重要な判断材料のひとつとなります。

債権管理の状況

- 労働金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・要管理債権(三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権)・合計額・正常債権・総与信残高)

2022年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2020年度末	2021年度末
労働金庫法及び金融再生法上の不良債権 合計(A)	5,895	5,324
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,316	1,443
危険債権	4,442	3,796
要管理債権	137	85
三月以上延滞債権	137	85
貸出条件緩和債権	0	0
保全額(B)	5,889	5,319
担保・保証等による回収見込み額	5,768	5,207
貸倒引当金	121	112
保全率(B)/(A)(%)	99.90	99.91
正常債権(C)	1,427,951	1,480,650
総与信残高(D)=(A)+(C)	1,433,845	1,485,973
労働金庫法及び金融再生法上の不良債権比率(A)/(D)(%)	0.41	0.35

(注)金額は決算後(償却後)の計数です。単位未満を四捨五入しています。



■「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の債権のことで、労働金庫法施行規則第114条で定めるものです。リスク管理債権は、その債務者の状態により「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に区分されます。

■「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことで、

■「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しないものです。

■「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことで、

■「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」並びに「危険債権」に該当しないものです。

■「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」該当しないものです。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

■「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

■「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

■「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことで、

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことで、

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますので参照ください。

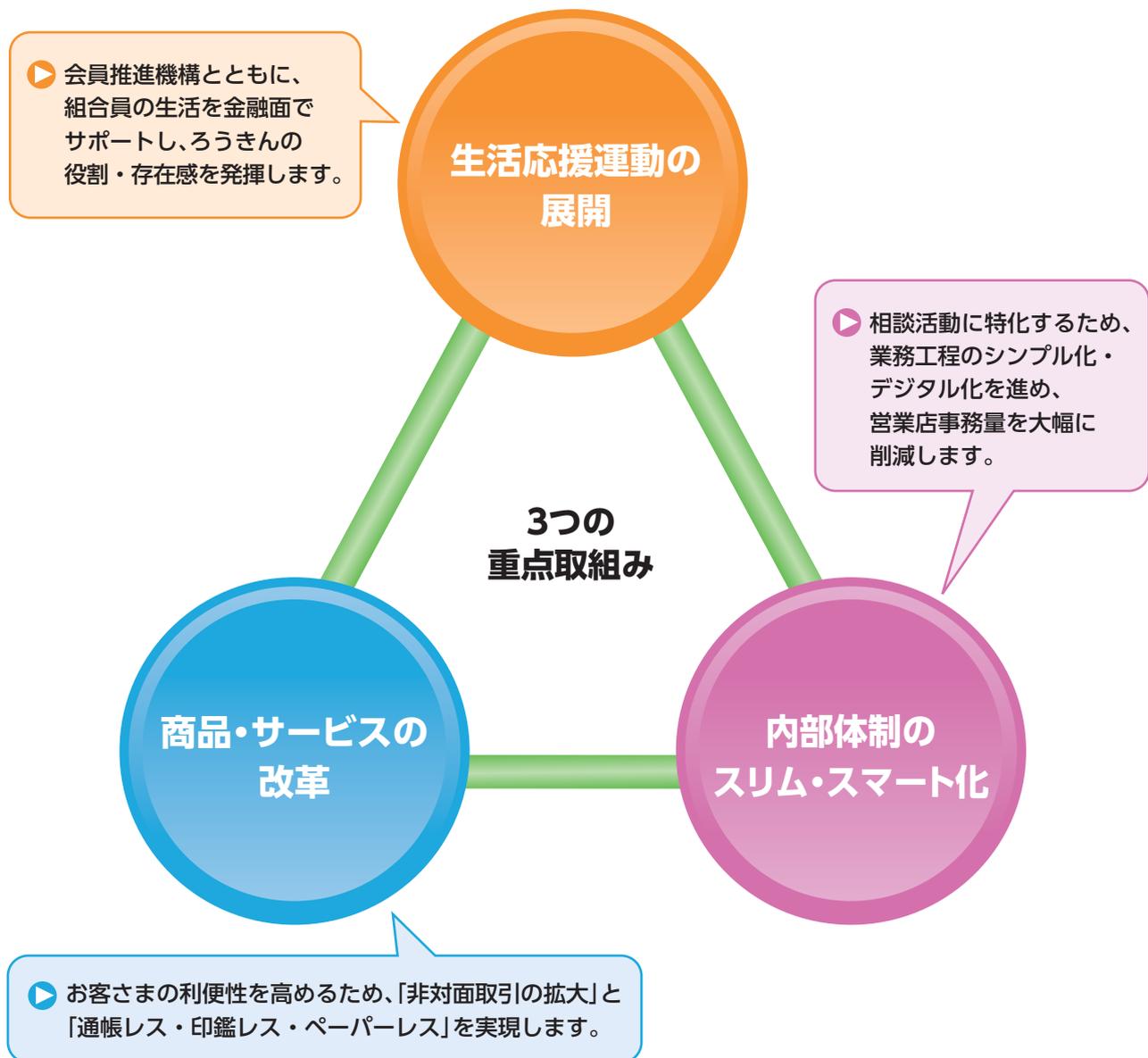
経営方針

第8次中期経営計画および2022年度事業計画

第8次中期経営計画(2021年度～2023年度)

2021年度～2023年度 3カ年テーマ

「生活応援の深化」と「金融機能の進化」



● 計数目標



※計数目標は、経営環境や金利情勢等に応じて毎年度見直します。

2022年度事業計画

第8次中期経営計画にもとづく取組み

生活応援運動の展開

- 『生活応援運動2022』を展開し、組合員・勤労者のニーズにあわせて、資産形成や各種ローンのご提案を行います。
- 金融教育等の各種セミナーを通じ、お金に関する知識や情報をお届けし、組合員・勤労者の生活設計・生活改善・生活防衛に向けてサポートします。
- 近畿推進会議・地区運営推進会議・店推進委員会の連携をより深め、推進機構が一体となって、ろうきん運動を活性化します。
- 低利用となっている会員について、個々の事情やニーズに合った提案活動を行い、利用拡大を図ります。
- ろうきんアプリ・インターネットバンキング等のセルフ取引を浸透させ、会員事務を効率化するとともに、相談活動の強化・充実を図ります。
- SDGsの達成に向け、社会貢献預金による取組みや社会的事業融資等を通じて、会員や勤労者が直面する社会課題の解決に寄与します。

商品・サービスの改革

- 多様化する組合員・勤労者のニーズに応えるため、無担保ローンの商品ラインアップを見直し、取組みを進めます。
- オンライン相談サービス等の活用を進め、場所にとらわれないご利用を可能にします。
- Web完結型マイプランやiDeCo電子申込システムの利活用(印鑑レス・ペーパーレス)を促進するとともに、通帳レス口座の利用を会員・組合員のニーズに応じて推進します。

内部体制のスリム・スマート化

- 提案・相談活動に注力するため、営業店における窓口・後方・管理・点検事務の効率化を進めます。
- 営業店の事務量を軽減するため、本部への業務集中化を進めます。
- 提案・相談活動を担う要員を増やすため、業務集中化を踏まえた職員配置・体制の見直しに向けた検討を進めます。

恒常的な取組み

●人材育成

金融のプロとして、お客さまへ最適な提案・相談ができる人材を育成します。

●コンプライアンス

コンプライアンス態勢を強化し、事務事故・不祥事件等の発生を防止します。

●リスク管理

実効性のある経営管理態勢の構築および危機管理の取組みを進めます。

●ALM

ALMを通じ、適正な収益を安定的に確保します。

●マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の管理態勢を強化し、お客さまが犯罪に巻き込まれないために不正な取引の防止に取り組みます。

●内部監査

監査の実施を通じて内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、経営改善に資する提言等を行います。

リスク管理態勢

基本方針

当金庫では、経営の健全性を確保するため、リスク管理を経営の重点課題のひとつと位置づけ、基本的な方針として、理事会にて「リスク管理方針」を制定しています。

管理態勢

(2022年4月1日現在)

安定的な収益および財務の健全性を確保するため、「統合的リスク管理」を行っています。具体的には、想定される諸リスクに対し、各リスクに自己資本の一定額を割り当て、各リスクの特性に応じて質的または量的にリスクを計測・把握してリスクの程度を評価し、全体のリスクが当金庫の経営体力である自己資本の一定の範囲内に収まるように管理しています。

管理状況は、経営リスク管理委員会またはコンプライアンス委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないように努めています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるかを検証するストレステストを定期的の実施しています。

●理事会

年度のリスク管理方針の決定、統合的リスク管理規程の見直し、リスク管理状況の点検(リスク管理事項付議の都度)

●代表理事会議(経営会議)

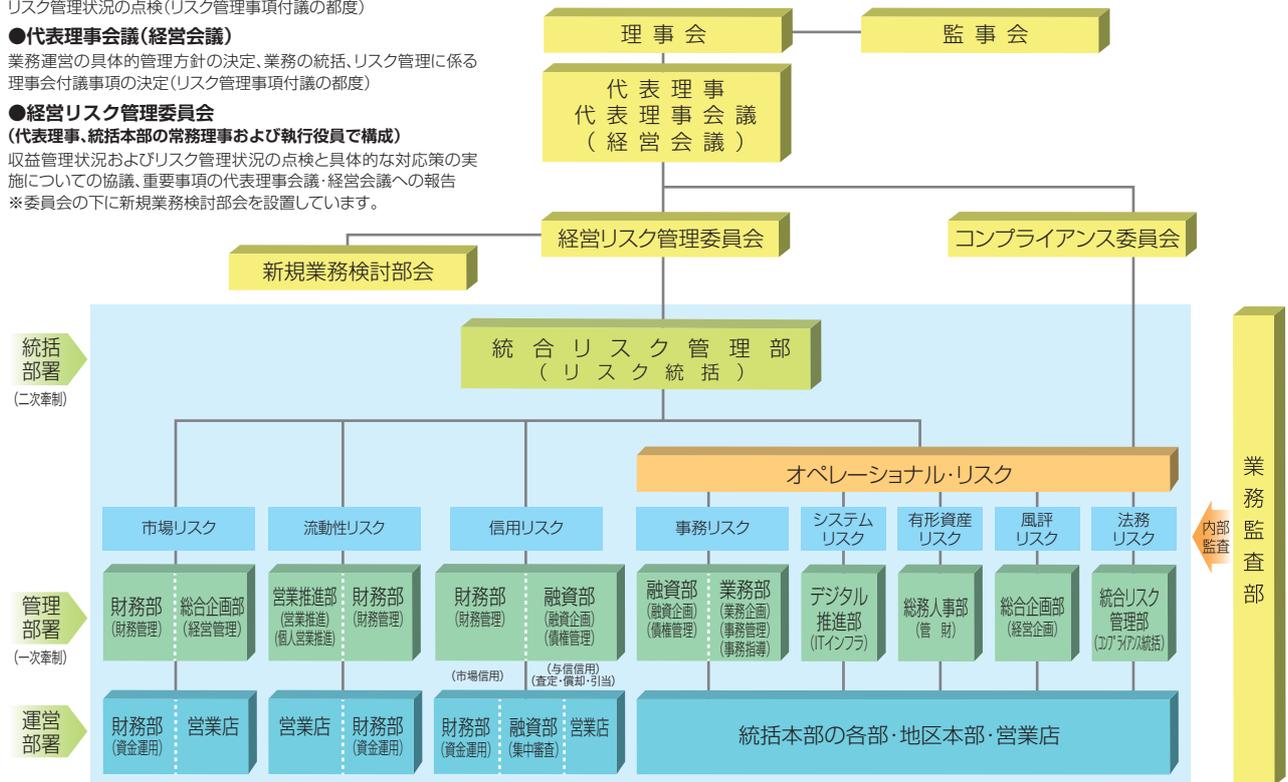
業務運営の具体的な管理方針の決定、業務の統括、リスク管理に係る理事会付議事項の決定(リスク管理事項付議の都度)

●経営リスク管理委員会

(代表理事、統括本部の常務理事および執行役員で構成)

収益管理状況およびリスク管理状況の点検と具体的な対応策の実施についての協議、重要事項の代表理事会議・経営会議への報告
※委員会の下に新規業務検討部を設置しています。

リスク管理態勢図



危機管理の取組み

自然災害やコンピュータシステムのトラブル等の危機に対する基本的な管理態勢を「危機管理規程」に定めています。

危機発生の際には、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」に基づき、対策本部を設置して迅速に対応できる態勢を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、

必要最低限の業務を継続できるよう、「緊急時営業店業務継続マニュアル」を定めています。

また、大規模災害等の発生を想定した訓練の定期的な実施等により、危機管理態勢の強化に努めています。

各種リスクに対する取組み

信用リスク

貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスクへの対応として、与信業務の基本姿勢と原則を明示した「クレジットポリシー」を理事会で決定し、役員に与信業務の指針として理解と遵守を促し、金庫内で徹底を図ることを通じて、会員および社会からの信頼の確立に努めています。

また、個別審査体制の強化や特定先への与信の集中の抑制等の取組みを通じ、リスク管理の強化に努めています。信用リスクの管理状況は、経営リスク管理委員会で定期的に検証しています。

◇個別貸出案件の審査体制は、営業推進部門から独立した審査の専門部署として、本部に融資部を設置しています。

審査の専門部署では、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、審査担当職員の育成に努めており、営業店の裁量権限を越える案件については、審査の専門部署が審査を行うなど厳正な対応に努めています。

◇特定先への与信の集中を防ぐため、業種別、与信先別に「与信の上限枠」を設定し、金庫全体の信用リスクを管理しています。

◇金融円滑化の促進が、お客さまの生活改善や融資先の業況改善に寄与し、信用リスク削減に資するものであることを踏まえ、貸付条件の変更等の相談に真摯に対応し、お申込みがあった場合、速やかに審査を行っています。

◇営業推進部門および審査部門から独立した資産査定専門部署が、定期的に貸出金および債務保証に係る見返り債権等の自己査定を行っています。

◇自己査定等で把握された問題債権や今後問題が顕在化する懸念のある債権は、対応方針等を明確にして早期対応に努め、長期延滞の問題債権は、本部で集中的に管理しています。

◇有価証券など、信用リスクを有するその他の資産の取得にあたっては、余裕金等運用規則等を定め、信用格付機関が発表する格付や債券発行企業に関する各種の情報等を参考に、信用リスクの低減に努めています。

また、取得後も定期的な検証を行い、取得後の状況について追跡管理しています。

市場リスク

市場リスク管理規則等に基づき、余裕金運用の運営部署から分離した管理部署の設置等により、牽制機能が発揮される態勢を整備しています。
◇テン・ベース・ポイント・バリュー（10BPV）、バリュー・アット・リスク（VaR）等の手法でリスク量（予想損失額）を計測し、計測結果を経営リスク管理委員会で毎月検証しています。

◇金融市場の変動に備え、余裕金運用におけるリスクを金利、為替、株式等の要因ごとに区分し、変動の動向をモニタリングしています。
◇リスク管理と収益管理の一体的な運営を強化するために、ALMシステムを活用して、資産・負債の総合管理機能の拡充を図っています。



10BPV

市場金利が0.1%（10ベースポイント）上昇したときに被る損失の現在価値を求める手法です。

VaR

市場金利等の変動によって将来生じる可能性のある最大損失額を統計的に求める手法です。

流動性リスク

流動性リスク管理規則や資金繰り管理細則等に基づき、業務運営上必要な資金フローに適切に対応できるように、運営部署が日次・月次・年次等の資金繰り管理を実施しています。
◇資金繰りの管理指標を定め、日次で検証しています。また、流動性リスクの管理状況は、経営リスク管理委員会で毎月検証しています。

◇円滑な資金繰りを実現するため、関係部署の役職員が参加する会議を週次で開催し、計画と実績の乖離を検証しながら、資金収支計画を見直しています。
◇危機管理として、緊急時現金供給規則を定め、営業店に対し現金を確実に供給する体制を整備しています。

オペレーショナル・リスク

◆事務リスク

オペレーショナル・リスク管理規則等で、事務処理手順や事務処理権限、事務管理方法を明文化し、事務リスクの厳正な管理に努めています。

- ◇本部集合研修や営業店研修を実施し、職員の事務処理の習熟に努めています。また、オンラインシステムのチェック機能の活用等によって、事務の誤処理の発生防止に努めています。
- ◇事務に関する規程やマニュアルに基づく営業店指導を行い、事務の統一や厳正化、効率化を促進しています。
- ◇事務が正確でタイムリーに行われているかをチェックする内部検証（自店検査）を実施しています。また、事務リスクの管理状況は、経営リスク管理委員会で定期的に検証しています。

◆システムリスク

コンピュータシステムは、金庫業務の基幹となるインフラで、その安全性の確保は顧客情報の保護とともに、重要な課題です。

- ◇当金庫では、情報資産（情報と情報システム）の管理および保護の基本方針を明示した「セキュリティポリシー」を理事会で決定し、システムリスクの適切な管理に努めています。
- ◇情報資産管理規程等に基づき、運用マニュアル等を制定し、コンピュータ室への入室や情報資産への接続時の制限、重要データファイルの二重化、バックアップの取得等の対策を実施しています。
- また、システムリスクの管理状況は、経営リスク管理委員会で定期的に検証しています。
- ◇当金庫のオンラインシステムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。同センターは、災害時等にも業務継続できるように、建物の地震対

策や電源設備の停電・電圧低下対策等の災害対策を行っています。また、万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

- ◇高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対して、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT（シーサート。Computer Security Incident Response Team）態勢を労金業態全体で構築しています。

◆有形資産リスク

自然災害や人的災害等による有形資産の毀損や損害を防ぐため、有形固定資産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の状況を踏まえた防災・防犯対策を実施しています。

◆風評リスク

評判の悪化や風説の流布等による当金庫の信用力の低下を防ぐため、リスクの規模・性質に応じた適切な対応を講じて、風評リスク顕在化の未然防止に努めています。

- また、万一発生した場合に備え、本部各部および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

◆法務リスク

法令、契約等に違反する行為や、金庫の商品制度、規程、契約内容等の不備による損害を防ぐため、契約の締結、商品サービスの発売にあたって、リーガルチェックを適正に実施しています。

- また、リスクの管理状況や、部門および業務別のリスクの所在を分析し、コンプライアンス委員会で定期的に検証しています。



●信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクが「信用リスク」です。「信用リスク」には、貸出等を行うことにより生じる「与信信用リスク」、市場取引にともない保有する債券等に発生する「市場信用リスク」があります。

●市場リスク

金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

●流動性リスク

運用と調達の間隔のミスマッチや予期しない資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引が余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）が「流動性リスク」です。

●オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。当金庫では、オペレーショナル・リスクを以下の5つのリスクに区分して管理しています。

○事務リスク

金融機関ではさまざまな業務を展開するなかで、現金、手形、証券等の重要物を取り扱っています。日常これらに接する当金庫の役職員が正確な事務を怠る、もしくは法令および規程等を逸脱した行為により事故または不正を起こすことにより損失を被るリスクが「事務リスク」です。

○システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンラインシステム等のさまざまなコンピュータ管理を行っています。このコンピュータシステムのダウンまたは誤作動等の障害、システムの不備、コンピュータの不正使用により損失を被るリスクが「システムリスク」です。

○有形資産リスク

自然災害や人的災害等に起因する有形資産の毀損、あるいは業務復旧のためのコストが発生することにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

○風評リスク

評判の悪化や風説の流布等に起因する金庫の信用力の低下により、顧客、利益および市場競争力を喪失するリスクが「風評リスク」です。

○法務リスク

法令、契約等に違反する行為や、金庫の商品制度、規程、契約内容等に不備があることにより損失を被るリスクが「法務リスク」です。

法令等遵守(コンプライアンス)態勢

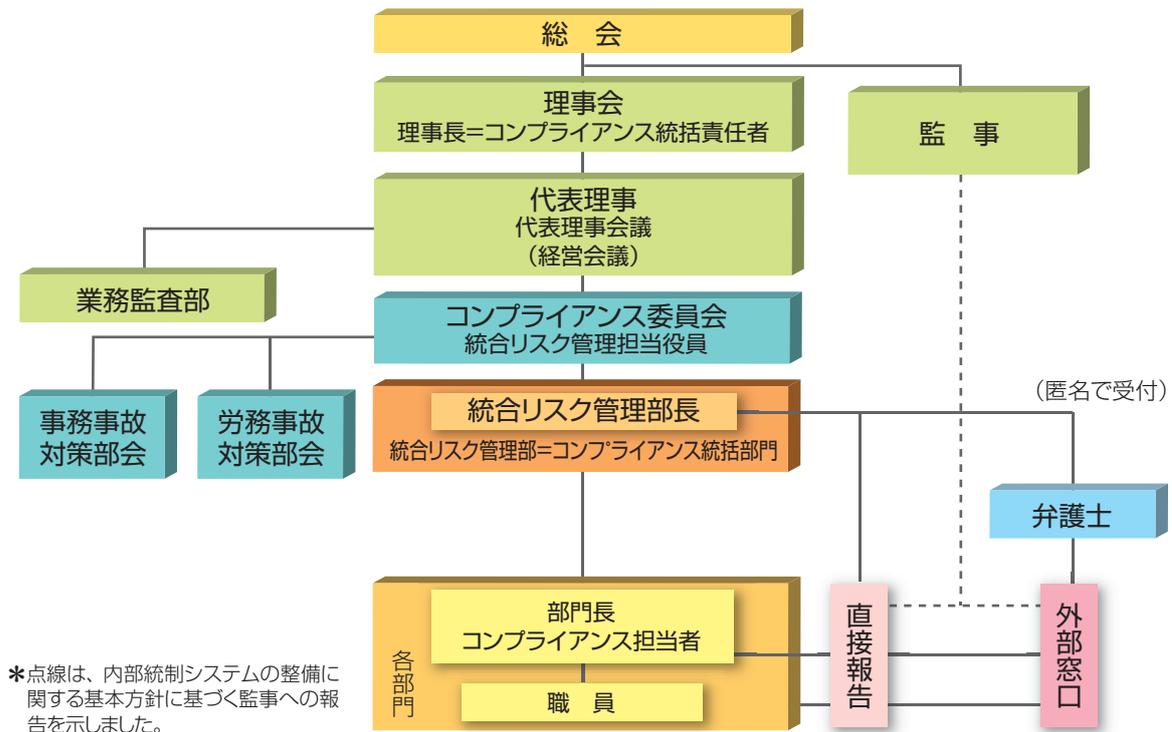
法令等遵守(コンプライアンス)の基本姿勢

当金庫では、コンプライアンスを単に法令を遵守することだけでなく、当金庫の規程類、社会的規範を遵守することおよび社会的要請に回答あるいは適応することと捉え、実践に努めています。

当金庫は、福祉金融機関としての社会的責任と公共的

使命を果たし、お客さまに選択される金融機関であるために、第8次中期経営計画の取組項目のひとつとしてコンプライアンス態勢の強化を掲げ、法令等遵守に取り組んでいます。

コンプライアンス態勢図



法令等遵守の取組み

コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムの制定

当金庫では、法令等遵守に係る基本方針として「法令等遵守方針」を定めるとともに、「法令等遵守規程」を制定しています。また、コンプライアンスに関する手引書として、関連する方針や規程、違反行為等を発見した場合の対処方法等を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を制定しています。また、倫理カードを作成し、コンプライアンスに関する判断の参考となるよう全役職員に配布しています。

役員は、法令等遵守を率先垂範し、全職員に周知徹底しています。職員は、コンプライアンス研修等により、日常的に法令等遵守意識の醸成に努めています。

また、コンプライアンスを実現するための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、諸施策を実施しています。

法令等遵守態勢の整備

「コンプライアンス・プログラム」の実施状況やコンプライアンスに関する重要事項等を協議するため、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

また、法令等遵守の状況を日常的に監視するため、全営業店や本部各部門にコンプライアンス担当者を配置しており、コンプライアンス担当者は、コンプライアンスを統括する統合リスク管理部と連携して、法令等遵守の徹底に取り組んでいます。

万一、コンプライアンス上の問題が発生した場合は、当該部門から報告を受けた統合リスク管理部長を通じて役員に報告を行う体制を整備しています。また、違反行為等の発見者が、直接、統合リスク管理部長や常勤監事および外部に設置する通報窓口(弁護士)に報告できる制度を整備しています。

反社会的勢力の排除

「反社会的勢力に対する基本方針」を制定して、反社会的勢力との関係を排除することを金庫内外に宣言しています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会

的勢力への対応手順について全職員に周知しているほか、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下「マネロン等」といいます。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、統合リスク管理担当役員をマネロン等リスク対策担当役員に任命し、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針

2022年4月1日
近畿労働金庫

1.目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、関係法令等を遵守することはもとより、全従業員の共通認識の下で、対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とします。

2.態勢の整備

経営陣の主導的な関与のもと、あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク(以下「マネロン等リスク」といいます)への対策を、金庫全体で実施するために、庫内横断的なリスク管理態勢を整備します。

3.リスクの特定・評価・低減

当金庫は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、マネロン等リスクを適切に特定・評価し、リスクに見合った低減策を講じます。

4.マネロン等リスク対策の実施

当金庫は、リスク低減策にのっとり、受入れ時の取引時確認を適切に実施のうえお取引の可否を判断するとともに、以後の各段階において、取引時確認・取引モニタリング等を適切に実施し、個々のお客さまの状況やその行う取引のリスクの大きさに応じ、継続的な顧客管理を行います。必要な情報の提供を受けられないなど、適切な顧客管理を実施できないと判断した場合は、取引の一部制限や謝絶などの措置を講じることがあります。

5.疑わしい取引の届出

当金庫は、疑わしい取引を適切に検知する態勢を整備し、検知したときは、直ちに当局に届け出を行います。

6.研修等の実施

当金庫は、従業員へのマネロン等リスク対策の浸透を念頭に、必要な研修を定期的に実施します。

7.取組状況の検証

当金庫は、マネロン等リスク対策に関する取組状況と有効性を検証し、継続的な態勢整備に努めます。

以上

顧客保護等管理態勢

顧客保護等管理態勢の整備

当金庫は、お客さまを保護し利便の向上を図るための管理方針として「お客さま保護等に関する管理方針」を制定しています。その方針に基づき、顧客保護等管理規程およびその具体的な運用規程類を制定し、顧客保護等管理態勢を整備しています。

また、「コンプライアンス・プログラム」の重点取組みを通じて顧客保護に関する態勢の強化を図っています。コンプライアンス委員会で、「コンプライアンス・プログラム」の実施状況や顧客保護に関する重要事項等を協議し、顧客保護等管理態勢のいっそうの改善に努めています。

顧客保護の意識の醸成

お客さまからのご相談、ご要望に対して迅速かつ適切にお応えするため、日常的に「顧客保護」の意識の醸成に取り組むほか、研修を通じて幅広い知識の習得や相談能力の向上に努めています。

また、お客さまの情報を適切に取り扱うため、あらゆる機会を通じて「顧客情報の保護」についての意識を高めるとともに、お客さまの情報を取り扱うためのマニュアルを定めています。

お客さま保護等に関する管理方針

当金庫は、お客さまの資産、情報、利益を適切に保護し、利便の向上をはかるために、法令やルールならびに以下に定める事項を遵守し、継続的な取組みを行ってまいります。

1. お客さまへの説明について

お客さまに対して、金融商品やサービス等をご提供する場合は、金融商品勧誘方針、保険の募集指針等の庫内規定に基づき、お客さまの知識やご経験に配慮し、ご資産の状況やご利用目的等に応じた説明と情報提供を適切かつ十分に行います。

2. お客さまサポート等について

お客さまからのご相談や苦情等については、庫内規定に基づき、誠実かつ適切に対応し、ご理解と信頼を得られるよう努めます。

3. お客さま情報の管理について

お客さまに関する情報については、プライバシーポリシー等の庫内規定に基づき、適法かつ公正な手段によってお預かりし、法令で定める場合を除き、お客さまの同意が無い第三者への提供や開示は行いません。また、お預かりし

た情報は、適切な対策を講じて、安全に管理いたします。

4. 外部委託管理について

当金庫の業務を外部業者に委託するにあたっては、庫内規定に基づき、お客さまへの対応や情報の管理が適切に行われるよう、委託先の管理に努めます。

5. 利益相反管理について

当金庫が行う取引にともないお客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反管理方針等の庫内規定に基づき、当金庫とお客さまの間、当金庫のお客さま相互間の利益相反の適切な管理に努めます。

6. 本方針における用語について

(1) お客さまの範囲

本方針において、「お客さま」とは、当金庫の現在および今後ご利用予定の会員等の団体および個人をいいます。

(2) 業務の範囲

お客さま保護の必要性のある業務は、当金庫との間で行われる、預金、融資、為替取引、国債・投資信託等の販売・募集等のすべての取引に関する業務です。

プライバシーポリシー

近畿労働金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客さまの個人情報の保護に努めます。

なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく「個人番号」および「特定個人情報」のお取り扱いについては、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」に定めます。

1. 個人情報の取得について

当金庫は、お客さまなどのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客さまの個人情報をお預かりいたします。

2. 個人情報の利用について

- (1) 当金庫は、お客さまの個人情報を、当金庫のホームページに掲載している利用目的あるいは取得の際にお示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて適切に利用いたします。
- (2) 当金庫は、お客さまが所属する労働組合等(会員団体)との間で締結した覚書に基づき、お客さまの個人情報を共同利用させていただいております。
- (3) 当金庫は、お客さまの個人情報のお取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客さまの個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- (4) 当金庫は、お預かりした個人情報を、法令等で定める場合を除き、お客さまの同意がない第三者へ提供・開示はいたしません。

3. 安全管理措置について

当金庫は、個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、個人データを取り扱う従業員や委託先(再委託先等を含みます。)に対して、必要かつ適切な監督を行います。個人データの安全管理措置に関しては、別途「個人情報保護規程」および「情報資産管理規程」において具体的に定めておりますが、その主な内容は以下のとおりです。

(個人情報保護指針の策定)

・個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等について本指針(個人情報保護指針)を策定しています。

(個人データの取扱いに係る規律の整備)

・取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について「個人情報保護規程」を策定しています。

(組織的安全管理措置)

・個人データの取扱いに関する事務取扱責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員および当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、個人情報保護法や個人情報保護規程に違反している事実または

兆候を把握した場合の事務取扱責任者への報告連絡体制を整備しています。

・個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や外部の者による監査を実施しています。

(人的安全管理措置)

・個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施しています。

・個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

(物理的安全管理措置)

・個人データを取り扱う区域において、従業員の入室管理及び持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。

・個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

(技術的安全管理措置)

・アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

4. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客さまが、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口(下記に記載のお問合せ先)までご連絡ください。

5. 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者をおき、お客さまの個人情報が適正に取り扱われるよう、従業員への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを随時見直し、改善いたします。

6. 個人情報等の法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守し、お客さまの個人情報をお取扱いいたします。

7. お問合せ先

当金庫の個人情報のお取扱いおよび安全管理措置に関するご意見・ご要望・お問合せにつきましては、お取引店または下記の窓口にお申し出ください。

《近畿労働金庫 お客さまセンター》
 電話番号 0120-191-968(フリーダイヤル)
 受付時間 平日9:00~18:00
 (土・日・祝日、12月31日~1月3日は除く)

2022年4月1日

「保険募集指針」「共済募集指針」「利益相反管理方針」「反社会的勢力に対する基本方針」「金融円滑化に関する基本方針」「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」の詳細につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

近畿労働金庫の『お客さま本位の業務運営に関する取組み方針』

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して、金融商品・サービスの提供を通じた、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である『労働金庫法』において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これら原則に基づき、これまでもお客さま本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客さまである勤労者一人ひとりの生涯にわたり、お客さまの立場に立った、良質な商品・サービスを提供していくのは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

近畿労働金庫は、今般、『お客さま本位の業務運営に関する取組み方針』を策定・公表するにあたり、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動をふまえ、変化する時代の要請に応えるべく、更なる取組みを進めていきます。「ろうきんの理念」のもと、以下の取組み方針に基づく活動を実践し、勤労者のくらしを守り、より豊かにする運動を展開していきます。

1.『お客さま本位の業務運営に関する取組み方針』の策定・公表

- 近畿労働金庫（以下、当金庫）はお客さま本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表し、2021年1月に改訂した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客さま本位の業務運営に関する取組み方針」（以下、本方針）を策定します。
- 本方針および本方針にかかる取組み状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載・公表します。
- 本方針は毎年見直しのうえ、必要があれば改正します。
- (注)本方針において、「お客さま」とは、「当金庫を利用されている方（利用を終了したお客さまを含む）およびこれから利用を検討されている方」を意味します。

2.お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み

- 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- お客さまが最善の利益を得られるよう、お客さま一人ひとりのライフプランとニーズを踏まえた適切なアドバイスと、良質な金融サービスを提供する取組みを行います。
- 当金庫は、投資信託の勧誘において「中長期分散投資」を軸とした資産運用提案を行い、お客さまの資産形成を図ります。

【この方針の取組み成果を表す指標】

- ①投資信託の平均保有期間推移
- ②投資信託の純資産残高推移
- ③投資信託販売の上位商品
- ④投資信託の運用損益別顧客比率
- ⑤投資信託預かり残高上位20銘柄のコスト・リスク・リターン

3.利益相反を適切に管理する取組み

- 当金庫は、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について一元的に対応する体制を整備するなど、お客さまの保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。
- ろうきん業態では、同一グループ内に運用会社はありませんので、投資信託商品の選定にあたり利益相反は発生しません。投資信託商品の選定については、業態の中央機関である労働金庫連合会において、基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫において、お客さまにとって最善の利益となる観点を重視し、当金庫の受け取る手数料（利益）の多寡を商品選定の判断基準から除外したうえで、多様なニーズに応えるための商品ラインアップを整備しています。

【この方針の取組み成果を表す指標】

- ①利益相反管理方針
- ②投資信託商品のラインアップ

4.手数料等にかかる情報提供の取組み

- 当金庫は、お客さまにご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行っています。
- 投資信託にかかる手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう投資信託ラインアップ等の資料を作成するなど、お客さまにわかりやすい開示を行います。

【この方針の取組み成果を表す指標】

- ①ファンド一覧（ホームページ掲載）

5.お客さまの立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

- 当金庫は、お客さまの金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスの商品性やリスクについて、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を準備し、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。
- ろうきん業態として、確定拠出年金（DC）について、企業型DC加入者向けの「ろうきん

の企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんのDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンなどについて詳しく説明しています。

- 当金庫が取り扱う投資信託は、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ（注）形式の商品がありますが、当商品については個別のファンドごとの購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。
- (注)ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託（ファンド）を適切に組み合わせ、一つの投資信託（ファンド）にまとめたものをいいます。
- 当金庫は、お客さまの取引経験や金融知識を考慮のうえ、誤解を招くことのない誠実な情報提供を行うため、投資信託の受付においては「預かり資産販売支援システム」を活用し、法令を遵守した販売フローを構築しています。

【この方針の取組み成果を表す指標】

- ①預かり資産販売支援システム利用率

6.お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み

- 当金庫は、お客さま一人ひとりの資産状況やライフプラン、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客さまに最適な商品・サービスを提供します。
- 当金庫は、投資信託の販売にあたっては、お客さまの投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合はその商品との比較も含め、お客さま一人ひとりに合った、適切な説明・提案を誠実にいたします。
- 当金庫は、金融商品の勧誘にあたり適合性の確認を確実に実施します。特に、ご高齢のお客さまの取引については、その勧誘および販売などが適当か、より慎重な確認を行います。
- 当金庫は、金融商品の販売後において、お客さまの意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。
- 当金庫は、お客さまへの適正な金融商品の勧誘を行うための「金融商品に関する勧誘方針」、共済・保険商品の適正な募集をするための「共済募集方針」「保険募集方針」等を定めています。これらの方針は、ホームページ等に掲載し、公表しています。
- 当金庫は、金融商品の販売を担当する職員への研修を定期的・実施し、商品の仕組み等にかかる理解を深めるよう努めるとともに、お客さまに金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を行います。

【この方針の取組み成果を表す指標】

- ①投資信託販売に占める積立投資の割合
- ②金融商品にかかる職員研修の実施状況
- ③お客さま向けセミナーの開催状況

7.「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み

- ろうきん業態では、「ろうきんの理念」を掲げ、常にお客さまである勤労者の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。「ろうきんの理念」の職員への定着とその実践に向け、業態の中央機関である全国労働金庫協会において「理念研修」を実施しており、全国のろうきん職員が参加しています。当金庫においても、「ろうきん」ならではの存在意義と役割発揮にかかる研修等を人材教育体系の中で実施しています。
- 当金庫では、お客さまに最適なアドバイスと情報提供ができるよう、職員のスキルアップを図っています。
- 当金庫は、本方針が定めている、お客さま本位の良質なサービスの提供を実現するため、各種研修を通じた人材育成に取り組んでいます。そのうえで、本方針にもとづく取組み状況（成果指標）を定期的に職員に周知しています。
- 職員の人事制度には、お客さまの生活向上に資する活動の実践を考慮する項目を設定しています。

【この方針の取組み成果を表す指標】

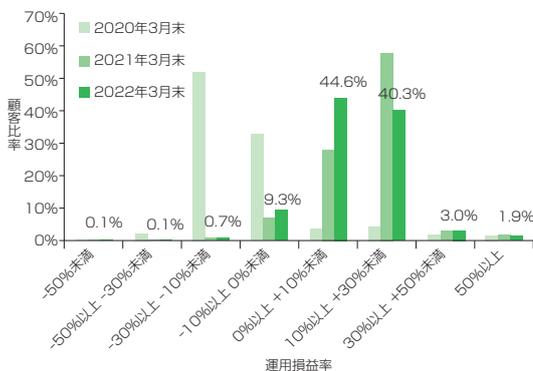
- ①「ろうきんの理念」にかかる職員研修の実施状況
- ②資格取得職員数・保有率

■本方針にかかる取組状況

当金庫の取組状況について、本方針にかかる成果指標（KPI）をホームページへ年1回公表しています。

成果指標（KPI）のうち、当金庫にて投資信託をご購入いただいたお客さまの「運用損益別顧客比率」は、右グラフのとおりです。この指標では、ご購入時からどれくらいの運用損益（手数料控除後）が生じているかについて基準日時点で算出し、お客さまの割合を表しています。

運用損益率がプラス（0%以上）の顧客比率は89.8%となりました。



金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、次の4項目を遵守し、会員ならびにお客さま各位に対して金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

- 1.会員ならびにお客さま各位のご意向と実情に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
- 2.会員ならびにお客さまご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
- 3.会員ならびにお客さま各位にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
- 4.本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

金融犯罪被害防止に向けた取組み

■不正な払戻し等の被害の未然防止対応

当金庫では、偽造・盗難カードによる不正な払戻しによる被害を未然に防止するため、次の対策等を行っています。

- 1.覗き見防止策として、ATM画面上に「覗き見防止フィルム」の貼付やATMに「後方確認ミラー」を設置して、セキュリティを強化しています。
- 2.セキュリティ強化策として、ATM等のお支払限度額を、磁気ストライプカードは1日あたり最大50万円としています。また、当金庫のATMや窓口で、お支払限度額をさらに減額できます。
- 3.暗証番号の管理策として、ポスターやホームページ、各種印刷物等により、生年月日・電話番号や自動車のナンバー等の類推されやすい暗証番号をご使用になられる危険性についてご案内しています。
また、当金庫のATMを使用して、暗証番号が変更できる機能を持たせています。
- 4.ATM等への不正な機器設置防止策として、暗証番号の盗撮用カメラやスキミング装置等の設置がないか、定期的な点検を実施しています。

■インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しの未然防止対応

当金庫では、インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しによる被害を未然に防止するため、次の対策等を行っています。

- 1.ログインパスワードの入力は、画面上に表示されたキーボード（ソフトウェアキーボード）をマウスでクリックする方式を採用しています。キーボードで入力しないため、キーボードの入力情報の盗み取りをするキーロガーから防ぎます。
- 2.複数のパスワード（ログインパスワード、確認用パスワード、第二暗証番号、ワンタイムパスワード）を使用することにより、ご本人であることを確認しています。
- 3.ワンタイムパスワードの利用を推奨し、ご利用されていない個人のお客さまは、1日あたりの振込限度額を最大20万円としています。
- 4.ログインしたまま離席するなど、一定時間操作がない場合には自動的にログアウトし、第三者からの不正使用を防ぐよう配慮しています。
- 5.普段と異なる利用状況の場合、ご本人の利用であることを確認するため、「合言葉（事前にご登録いただいた質問に対する回答）」による追加認証を行います。
- 6.「スパイウェア」や「フィッシング詐欺」等のインターネット犯罪への対策としてネットムーブ社のセキュリティソフト〔SaAT:Netizen〕（無料）をご利用いただけます。
- 7.フィッシング詐欺への対策として「EV SSL証明書」を採用してセキュリティの強化を行っています。
- 8.なりすまし等の第三者による不正ログイン防止対策として、電子証明書によるログイン方式をご利用いただけます。（団体向け）

■振り込め詐欺等への対応

- 1.振り込め詐欺等の被害を未然に防止するため、ATMコーナーへのポスターの掲示、職員による声かけなど、お客さまに対する注意喚起を行っています。また、お客さまにATMコーナーでの携帯電話のご利用をご遠慮いただいています。
- 2.一定の条件（年齢、金額、過去のATMの利用状況など）のもと、条件に合致したお客さまのATMによるお振込の一部制限を行っています。
- 3.「振り込め詐欺救済法」（正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」2008年6月21日施行）に基づき、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方からのご照会をお受けいたします。

振り込め詐欺救済法に関するお問合せ窓口

近畿ろうきんお客さまセンター

電話番号：0120-191-968

受付時間：平日9:00～18:00（土・日・祝日、12月31日～1月3日は除く）

お客さまからのお申し出への対応(金融ADR制度への対応)

お客さまからのお申し出の受付窓口として「お客さまセンター」を設置し、迅速かついいねいな対応ができるよう体制を整備しています。

また、当金庫は、以下の苦情処理措置および紛争解決措置を設けています。

①苦情処理措置

当金庫は、お客さまからのお申し出に適切に対応するため、庫内体制を整備し、その概要を当金庫のホームページで公表しています。

相談・苦情等は、各営業店(34、35ページをご参照ください。)のほか、以下のお客さまセンター、ろうきん相談所にお申し出ください。

<近畿労働金庫 お客さまセンター>

電話番号:0120-191-968

受付時間:平日9:00~18:00(土・日・祝日、12月31日~1月3日は除く)

<全国労働金庫協会 ろうきん相談所>

電話番号:0120-177-288

受付時間:平日9:00~17:00(祝日および金融機関の休日を除く)

住所:〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5-15

②紛争解決措置

お客さまからのお申し出については、当金庫が誠実に対応いたしますが、ご納得いただける解決に至らず、外部機関を利用して解決を図りたい旨のお申し出をいただいた場合、以下の紛争解決機関をご案内いたします。

<公益社団法人 民間総合調停センター>

電話番号:06-6364-7644

受付時間:平日9:00~17:00(正午~午後1時を除く)

住所:〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5大阪弁護士会館

<東京三弁護士会>

名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3		
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00 13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00 13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00 13:00~17:00

監査態勢

監事による監査の実施

監事は、会員の負託を受けた独立の機関として、監事会で策定した監査方針および監査計画に基づき、理事等(常務執行役員・執行役員を含む)の職務の執行を監査していますが、その一環として法令等遵守態勢を含む金庫の内部統制システムの整備および運用状況を監視・検証しています。

主な活動として、監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、統括本部および営業店において業務や財産の状況を調査しているとともに、業務監査部門や会計監査人等と連携して、事業状況など経営全般の把握に努めています。

また、子会社((株)ろうきんビジネスサポート)については、その取締役および監査役と意思疎通を図るとともに情報の交換を行い、必要に応じて事業の報告を受けています。

内部監査部門による監査の実施

他の部門から独立した内部監査部門(業務監査部)が、子会社を含む全部門・全業務を対象に、内部管理態勢の適切性および有効性を検証しています。

本部監査は、必須テーマである資産査定(貸出金、有

価証券、その他資産)、財務諸表の正確性に加え、本部固有業務のリスクアセスメントを実施し、統合リスク管理部への部門別監査、FATCA内部検証、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢、休眠預金等業務の検証にかかるテーマ別監査、(株)ろうきんビジネスサポート(子会社)を対象とした関連会社監査を実施しました。

営業店監査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる影響により、実施計画を一部変更し、22店に総合監査、5店に部分監査を実施しました。

これらの監査において不備・不適事項が発見された場合は、リスクに応じて改善報告を求め、改善状況をモニタリングしています。また、監査結果情報は、本部関係部署と共有するとともに、内部管理態勢の改善に向けた定例協議を行いました。

監査結果は四半期ごとに理事会等へ報告しました。

監査法人による監査の実施

当金庫では、経営の健全性、社会的信用のさらなる向上のため、2008年の総会で「法定監査制度」に移行しました。

2021年度の会計監査結果として、監査契約を締結しているEY新日本有限責任監査法人より、適正であるとの監査報告書が提出されています。

内部統制システムの整備に関する基本方針

当金庫は、2006年7月26日の第103回理事会において、労働金庫法および労働金庫法施行規則に基づき、以下のとおり当金庫の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備することを決議しました。

「内部統制システムの整備に関する基本方針」は、将来的なリスクの発生および運用実態等に合わせ、必要に応じて見直すこととし、2022年4月27日の第308回理事会においては、2021年度の運用状況等を確認しました。今後も継続的に点検・整備を進め、実効性の確保に努めてまいります。

1. 当金庫の理事の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 理事会は、理事会規程に基づき、原則として月1回開催する。理事会は、理事間の意思疎通を促進し、重要事項を決定し、理事の職務執行を監督する。
 - (2) 理事会は、法令等遵守方針および法令等遵守規程をはじめ、コンプライアンス態勢にかかる規程類を定め、法令および定款ならびに社会規範を遵守する態勢を構築する。社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力に対する基本方針を定めるなど、当該勢力との関係を遮断するための態勢を整備する。
 - (3) コンプライアンスの取組みは、事業年度ごとに理事会でコンプライアンス・プログラムを決定して実施する。コンプライアンス態勢の充実と強化をはかるために、統合リスク管理部は、組織横断的に統括する。また、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について審議と決定を行う。業務監査部は、独立して、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に理事会に報告する。
 - (4) 法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度を構築し、運営する。
2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
 - (1) 文書管理は、主管部署を定め、理事会規程ならびに経営会議規程にしたがい、理事の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。その他の理事を裁決者とする稟議事項は、稟議取扱規則に従って記録し、保存する。重要文書に係る事項は重要文書取扱要領に規定する。
 - (2) 理事および監事は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 事業に伴うリスクは、統合的リスク管理規程に基づき、信用、市場、流動性、オペレーショナルの各リスクに分類して管理する。それぞれのリスクにかかる規程類や方針は、管理部門において立案され、理事会が制定および改廃し、役職員へ周知する。統合リスク管理部は、リスク状況を組織横断的に監視し、金庫としての対応を統括する。
 - (2) 理事会は、事業年度ごとに内部監査計画を決定し、業務監査部は、監査結果を定期的に理事会に報告する。
 - (3) 事業の重大な危機は危機管理規程に基づき対応する。
4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 理事会は、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、理事会規程等の経営に関する基本規程類を定め、これらの規程類等に従い、以下の意思決定を円滑に進める体制を確保する。
 - ア. 中期経営計画および年度事業計画の策定と執行・管理
 - イ. 経営管理のための規程類の整備等を含む体制（理事会・経営会議等）の構築と運用・管理
 - ウ. 職務分掌および権限ならびに指揮命令系統の整備と運用・管理
 - (2) 理事会は、代表理事職務権限規程および執行役員規程に基づき、金庫運営および業務遂行上必要な範囲で、経営意思決定機能を代表理事に、業務執行機能を常務理事、常務執行役員および執行役員にそれぞれ委任して、職務執行の効率性と実効性を確保する。
5. 当金庫の職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 理事会は、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムおよびその他コンプライアンス態勢にかかる規程類を定め、法令および定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。
 - (2) 全部署に配置したコンプライアンス担当者は、日常業務の中でコンプライアンスの徹底を図るとともに、その状況をモニタリングする。
6. 当金庫およびその子会社からなる当金庫グループ（以下「当金庫グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制
 - (1) 理事会は、当金庫グループの業務の適正を確保するための体制を構築し、その管理部署を総合企画部とする。
 - (2) 総合企画部は、この内部統制基本方針に定める1から5の適用を含めた当金庫グループの内部統制の実効性を高める施策を実施し、子会社に対する必要な指導および支援を実施する。さらに、当金庫グループでの内部統制に関する協議、情報の共有化、子会社に対する指示や要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
 - (3) 業務監査部は、当金庫グループの監査を定期的に実施し、監査結果を理事会に報告する。
7. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - (1) 監事は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する体制を確保できるものとする。
 - (2) 前項の体制を確保するため、理事長は監事と協議の上、必要な人員を配置する。
8. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員（以下「補助職員」という。）の理事等からの独立性に関する事項
 - (1) 補助職員は、業務監査に必要な命令を監事より受領し、その命令に関して、理事または部門長などの指揮命令を受けない。
 - (2) 補助職員の人事異動、人事考課および懲戒処分は、監事の同意を得るものとする。
9. 当金庫の監事の補助職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当金庫は、補助職員へ監査の補助に必要な知識および能力を備える機会を保証する。
 - (2) 当金庫は、補助職員へ監査の補助に必要な調査および情報収集の権限を付与する。
10. 当金庫の理事、職員および子会社の役職員が当金庫の監事に報告するための体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制
 - (1) 理事会は、法定事項に加え、当金庫に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を、すみやかに監事に対して報告する体制を整備する。
 - (2) 当金庫に重大な影響を及ぼす事項に関する報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、理事長が監事との協議により決定する。
 - (3) 内部監査状況および内部通報状況は、関連する規程類に基づき、監事に報告する。
 - (4) 子会社の役職員からの当金庫の監事への報告は、当金庫の子会社の役職員から報告を受けた当金庫の者が行うものとする。
11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当金庫は、内部通報制度の規定に基づいて報告または通報を行ったことを理由とするいさいの不利な取扱いを禁止する。
12. 当金庫の監事の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当金庫は、監事が職務執行の費用を請求したときは、その請求の正当性を認めない場合を除き、その費用を負担する。
 - (2) 理事は、監事が職務執行のため必要と認める費用をあらかじめ予算として計上する。また、監事は、緊急または臨時に支出した費用を、事後、当金庫に請求することができる。
13. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当金庫は、監事の監査が実効的に行われるために、会計監査人および業務監査部と定期的に協議する機会を確保する。
 - (2) 理事会は、監査の必要に応じて、監事が専門の弁護士や公認会計士等の専門家と協議し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

ろうきんSDGs行動指針

〈ろうきん〉では、SDGs(持続可能な開発目標)の実現に向けた取組みを展開するにあたり、2019年3月に「ろうきんSDGs行動指針」を策定しました。

SDGsのスローガンである「誰ひとり取り残さない」や、全ての人々が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況をめざす、いわゆる「金融包摂」の考え方は、〈ろうきん〉の設立経過や理念、ビジョンと合致するものです。

〈ろうきん〉では、労金運動を通じた勤労者の生活向上という〈ろうきん〉の使命を徹底追求することを通じて、〈ろうきん〉に期待される協同組織金融機関としての役割発揮とSDGsの達成に取り組んでいきます。

ろうきんSDGs行動指針 ~2019年3月~

- 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取り組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取り組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。
- 〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。
- 〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組んでいきます。
- 〈ろうきん〉は、SDGs達成に向けた様々な取組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

当金庫では、第8次中期経営計画にもとづく取組みにおいて「SDGsの達成に向け、社会貢献預金による取組みや社会的事業融資等を通じて、会員や勤労者が直面する社会課題の解決に寄与します。」と定め、SDGsの達成に取り組んでいます。

【SDGsとは】

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。「貧困をなくそう」や「飢餓をゼロに」など17のゴールと、そのゴールごとに設定された169のターゲット(個別目標)で構成されています。世界的にその重要性が認識され、日本でもその積極的な推進が期待されています。



各種支援に向けた取組み

2021年度は、東日本大震災復興支援定期「サポートV」による継続的な支援や新型コロナウイルス感染症への対応などを行いました。



(SDGsの17のゴールとの関わり)

東日本大震災復興支援定期「サポートV」の寄付活動と10年間の取組み報告

東日本大震災以降、2011年6月1日から2012年3月31日まで取り組んだ東日本大震災復興支援定期「サポートV」は、被災地の震災遺児支援を行っている一般財団法人あしなが育英会と、被災障がい者の支援を行っている認定NPO法人ゆめ風基金へ、当金庫から10年間にわたって寄付を行ってきた社会貢献預金です。



2021年5月に第10回寄付金として750万円を寄贈し、10年間の寄付総額は1億5,580万円となりました。2021年10月には、10年間の支援の意義とこれからの東北・災害支援を考える「サポートV」報告会をオンラインで開催しました。また、10年間の取組みの記録をまとめた「サポートV」報告書を作成しました。



「サポートV」報告会



「サポートV」報告書

支援団体の活動紹介(第10回寄付金の活用報告)

一般財団法人 あしなが育英会

「あしなが育英会」は、病気・災害・自死などで親を亡くした子どもたちを物心両面で支える民間非営利団体です。

2014年に開設した仙台・石巻・陸前高田の東北レインボーハウスでは、いただいたご寄付をもとに、震災・津波遺児への継続的なサポート活動を行っています。



2021年度はコロナ禍のなか、1年半ぶりに心のケア活動を支えるファシリテーター養成講座(7月)や、想いと時間を共有するクリスマスプログラム(12月)、「3.11こころの居場所(追悼プログラム)」などの活動を、感染対策を徹底したうえで実施しました。

10年間にわたる「サポートV」を通じてのご支援に感謝するとともに、今後とも温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。



ファシリテーター養成講座

認定NPO法人ゆめ風基金

「ゆめ風基金」は阪神・淡路大震災が起きた1995年に、被災障がい者の救援や復興支援等を目的に設立された団体です。

これまでの寄付金で地震や津波で被災した作業所、グループホームなど障がい者の大切な生きる場、働く場の再建や建設などを、のべ28か所で行ってきました。

第10回寄付金は、福島への帰還にともなう設備などの購入や、支援学校に通うための送迎車両の購入、地域の交流館の建設、新拠点の事務所整備に要する費用に活用させていただきました。東北のことが忘れられようとするなかで、10年の長きに渡り被災障がい者に寄り添って支援をいただきました「サポートV」預金者の皆さまに、あらためて感謝を申し上げます。



地域の交流館の建設(交ゆう館かなみ)

自然災害への融資

- 東日本大震災によりご本人またはご家族が被災された方々に、地震被害等の復旧に要する費用として、2023年3月31日までご利用いただいています。(無担保)
- 令和3年福島県沖を震源とする地震によりご本人またはご家族が被災された方々に、地震被害等の復旧に要する費用として、2023年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 令和3年7月1日からの大雨によりご本人またはご家族が被災された方々に、大雨被害等の復旧に要する費用として、2023年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨によりご本人またはご家族が被災された方々に、大雨被害等の復旧に要する費用として、2023年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 令和3年8月11日からの大雨によりご本人またはご家族が被災された方々に、大雨被害等の復旧に要する費用として、2023年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 令和3年長野県茅野市において発生した土石流によりご本人またはご家族が被災された方々に、土石流被害等の復旧に要する費用として、2023年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 令和4年福島県沖を震源とする地震によりご本人またはご家族が被災された方々に、地震被害等の復旧に要する費用として、2023年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)

新型コロナウイルス感染症への対応

当金庫では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入減少等の影響を受けた皆さまの生活安定に向けた各種ご相談を全営業店にて承っております。

また、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別融資制度」を2023年3月31日までご利用いただいています。

社会的責任と貢献活動～地域・社会との共生をめざして～

当金庫は、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めた「ろうきんの理念」を具体的に実現するために、地域社会への貢献活動や地域・社会により良い資金を循環させる活動を行っています。



(SDGsの17のゴールとの関わり)

NPOとの協働

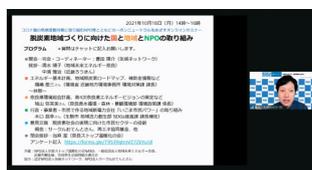
当金庫は、福祉金融に取り組む金融機関として、NPOをはじめ非営利団体との協働・パートナーシップを組みながら連携を強めています。

「NPOパートナーシップ制度」の取組み

本制度は、近畿2府4県のNPO支援センターとの協働により、「近畿ろうきん利用者」と「NPO」をボランティア支援を通してつなぐことで、地域貢献をめざす制度として、2000年度からスタートしました。

2011年度以降は、東日本大震災を受けて、本制度を被災地支援・防災・減災のプログラムに変更し、2018年度からは「社会的弱者の居場所づくりへの支援活動」、2020年度からは「コロナ禍のNPOへの支援活動」を主なテーマとして取組みを進めています。2021年度に各支援センターにて実施された取組みは以下のとおりです。(のべ747名参加)

支援センター	開催日	取組み内容	参加人数
しがNPOセンター	6/21	災害に備えてBCPをつくってみよう(災害支援市民ネットワークしが)【研究会】	16
	8/26	災害ボラセン運営にNPOはどうかかわるのか(災害支援市民ネットワークしが)【研究会】	19
	10/28	法律家から見た被災者支援(災害支援市民ネットワークしが)【研究会】(オンライン)	11
	12/10	新たな災害ボラセンの運営方法(災害支援市民ネットワークしが)【研究会】	22
奈良ストップ温暖化の会	10/18	気候危機とコロナ危機における再生可能エネルギーの普及①【セミナー】(オンライン)	51
	1/25	気候危機とコロナ危機における再生可能エネルギーの普及②【セミナー】(オンライン)	40
きょうとNPOセンター	10/9	コロナ禍の「子供たちへの食支援活動」の課題【シンポジウム】(オンライン)	43
	10/16	発災後の役割と連携を考える【セミナー】(オンライン)	54
大阪ボランティア協会	7/27	災害に備え、平時から必要な活動を考える(おおさか災害支援ネットワーク)【学習会】(オンライン)	70
	1/25	コロナ禍での災害時広域ネットワークのあり方(おおさか災害支援ネットワーク)【学習会】(オンライン)	61
わかやまNPOセンター	12/12	コロナ禍と「誰一人取り残さない」社会づくり【シンポジウム】(オンライン)	26
	1/22	みんなで考えよう！ソーシャルアクション【意見交換会】(オンライン)	11
シンフォニー	9/4	コロナ禍の障がい者支援の今【セミナー】	27
	10/16	STOP!THE介護離職 高齢者の居場所づくり【セミナー】	27
	11/13	地域活動におけるSDGsの実践【セミナー】	22
CS神戸	8/22	居場所サミットin神戸【セミナー】(オンライン)	153
合同セミナー	2/11	withコロナの社会における市民活動の役割を考える【セミナー】(オンライン)	94



気候危機とコロナ危機における再生可能エネルギーの普及①(奈良ストップ温暖化の会)



コロナ禍と「誰一人取り残さない」社会づくり(わかやまNPOセンター)



「withコロナの社会における市民活動の役割を考える」(合同セミナー)

「エイブル・アートSDGsプロジェクト2021」の開催

「エイブル・アートSDGsプロジェクト」は、障がいのある人の芸術活動を支援する取組みとして2000年度から開催してきた「エイブル・アート近畿 ひと・アート・まち」を引き継ぎ、2020年度よりスタートしたプロジェクトです。地域でSDGsの課題に向き合う取組みを「アートの視点からエン



オンラインイベント



特設Webページ



オンラインマルシェ

パワメントする」ことを通して、「誰一人取り残さない」社会づくりに寄与することをめざしています。

2021年度は「Good meal!ー食べるをとおして社会がみえるー」をテーマに、「食」とおした貧困支援、国際交流、就労支援、居場所づくりなどの活動を進める団体とともに取組みを行いました。2021年11月のオンラインイベントには248名が参加、特設Webページ・オンラインマルシェには6,489回のアクセスがありました。

近畿ろうきんNPOアワード

2006年度から教育ローンの利用に応じて、地域の子育て支援活動を行うNPOを助成する「NPOアワード」を実施しています。これまでのべ169団体に総額3,666万円の助成金をお届けすることができました。

2021年度は66団体から応募があり、その中から11団体が受賞され、総額200万円の助成金をお届けしました。

【2021年度 大賞 受賞団体(助成額 30万円)】

東灘こどもカフェ
(受賞プログラム)

「こ」を育み輝かせるプログラム～自立と共生をテーマに、小さなボランティアのスタンプカード活動をベースにした講座～



東灘こどもカフェ

地域とのネットワークを広げる取組み

地域にアンテナををり、そこに登場する多様なステークホルダー(関係者)とのネットワークを広げることで、ろうきんの魅力を幅広く発信しています。

地域に広がる共生活動

地域の皆さまとの交流を大切に、営業店等を通じた取組みを行っており、共生活動は地域に大きな広がりを見せています。

◆田辺支店

2022年1月13日に地域の労福協・市民活動センターと連携して、南海トラフ地震をテーマに「労働者福祉講演会」を開催し、会員組合を中心に40名を超える方に参加いただきました。講演会では、防災士による防災講座と防災体験会を実施し、南海トラフ地震への備えを学ぶ機会となりました。



南海トラフ地震をテーマとした講演会

◆東大阪支店

医療生協かわち野生活協同組合が進めている地域でのフードバンクの取組みに参加し、2021年度、年3回に渡り、支店職員全員にフードバンクの取組みへの協力を呼びかけ、毎回、段ボール2箱程度の食料品を提供しました。コロナ禍で生活に困っている人に対する地域の支援取組みに支店職員が積極的に参画しました。



フードバンクの取組みに食料品を提供

近畿ろうきん役職員による子どもの笑顔 支援カンパ「スマイル500」の取組み

当金庫では、震災をはじめ病気や事故等のさまざまな理由から親を亡くし、遺児となった子どもたちや、貧困で十分な食事をとることができない子どもたちへの支援活動として

「スマイル500」を実施しています。

「スマイル500」は、毎月500円を希望者の給与より控除し、支援先団体に届ける活動で、2021年度は総額639万8,500円の支援金を「あしなが育英会」、「ふーどばんくOSAKA」、「フードバンク関西」の3団体にお届けしました。

グッドマネーの循環による地域社会のサポート

当金庫では、設立から一貫して培ってきた「働く人のお金は、働く人の暮らしを支え合うために循環させる」という考えに基づき、地域の課題に事業として取り組むNPO法人や社会福祉法人等に、金融機関の機能を活かした資金循環をすすめることで、すべての勤労者が安心して暮らせる社会づくりをめざしています。

NPO事業サポートローン

「融資」という金融機関本来の業務を通じて、NPO法人や社会福祉法人の運転資金・設備資金など、社会的な事業資金ニーズをサポートしています。

2022年3月末までの融資合計は、596件140億52百万円になります。(内訳:NPO法人435件49億94百万円、生協33件19億24百万円、社会福祉法人等128件71億33百万円)

*上記の融資には、「障害者市民活動支援融資制度」を含んでいます。



近畿ろうきんNPO寄付システム

預金口座からの自動振替機能を活用して、預金者の方がNPOを支援する仕組みを提供しています。本制度では口座振替に関わる手数料を免除させていただいています。

近畿圏にある19団体を寄付先の「紹介NPO」として会員組合員・市民の皆さまに紹介し、預金者からの寄付を口座振替で定期的に行うことのできる仕組みになっています。

2021年1月から12月までの寄付額の総額は、約133万円になります。

「ピンクリボン運動」支援の取組み

「ピンクリボン運動」支援の取組みとして、当金庫ATM、セブン銀行ATMでの当金庫カードによる入出金取引1件につき0.5円を当金庫が拠出し、公益財団法人日本対がん協会「ほほえみ基金」へ寄付しています。

多くのお客さまにご協力いただいた結果、2021年度は約228万円を寄付することができました。



障害者市民活動支援融資制度「ゆめのたね」

阪神・淡路大震災を機に、認定NPO法人ゆめ風基金へ全国から寄せられた資金の一部を、当金庫に預け入れて包括的な保証の仕組みを創ることにより、当法人と当金庫が協力し、融資を通して「障害者市民(*)」の活動を進めるNPO法人や社会福祉法人を応援する融資制度です。

地域で地道に「障害者市民」の活動を行っているNPO法人・社会福祉法人から高い関心をいただき、着実に浸透しています。2022年3月末までの融資合計は、57件2億8百万円になります。

*「障害者市民」とは…

障がいのある人も他の市民と同じ社会を構成する一員であることを示すために、認定NPO法人ゆめ風基金では「障害者市民」と呼んでいます。



社会貢献預金(笑顔プラス)の取組み

社会貢献預金(笑顔プラス)は、預金者の寄付負担(金利引下げ分の利息相当額)と当金庫の拠出金を各寄付先団体(地区別と近畿共通)に寄付する仕組みの預金で、毎年4月から翌年3月までの期間で利息相当額を算出し、寄付金額を確定しています。

社会貢献預金(笑顔プラス)の趣旨・取組みに共感いただき、当金庫をご利用いただいている会員や組合員、市民の皆さまより、多くのご預金を結集いただきました。



(SDGsの17のゴールとの関わり)

地区別の残高

2022年3月末の預金残高は、110億円を超える金額となりました。各地区別の残高は以下のとおりです。

地区	総件数	総残高(百万円)	個人		団体	
			件数	残高(百万円)	件数	残高(百万円)
滋賀地区	1,019	852	837	67	182	784
奈良地区	515	594	426	164	89	430
京都地区	2,338	1,954	1,861	283	477	1,671
大阪地区	2,300	4,570	1,753	274	547	4,296
和歌山地区	737	685	571	241	166	444
兵庫地区	6,921	2,431	6,469	378	452	2,053
金庫計	13,830	11,090	11,917	1,409	1,913	9,681

2021年度の寄付金の贈呈

2021年度の寄付金は、2021年度の預金者の寄付負担(金利引下げ分の利息相当額)と当金庫からの拠出金の合計2,694,718円について、各寄付先団体へ当金庫より寄付しました。各寄付先団体は以下のとおりです。

寄付金額は、地区別団体で1団体当たり214,604円、近畿共通団体で1団体当たり274,339円となりました。

区分	寄付先団体	活動概要
地区別団体	滋賀	国際湖沼環境委員会 国際協力・環境保全
	奈良	奈良ストップ温暖化の会 環境保全・地域づくり
	京都	京都丹波・丹後ネットワーク 地域づくり・防災
		山科醍醐こどものひろば 子ども支援・貧困対策
	大阪	こどものホスピスプロジェクト 日本初の地域型の子どもホスピス
		いくの学園 女性・マイノリティ支援
		日常生活支援ネットワーク 障がい者生活支援
	和歌山	わかやまNPOセンター 地域づくり・防災
	兵庫	あしなが育英会 災害・病气等の遺児支援
		CODE海外災害援助市民センター 国際協力・被災地支援
近畿共通団体	日本災害救援ボランティアネットワーク 災害救援・防災	
	関西NGO協議会 国際協力	

「社会貢献プロジェクト・笑顔プラス」の実施

「社会貢献プロジェクト・笑顔プラス」は、社会貢献預金(笑顔プラス)の寄付金を活用したプログラム、および社会貢献預金(笑顔プラス)の寄付先団体等のNPOが企画・実施するプログラムやシンポジウム等を軸とし、当金庫の共生事業とリンクさせながら展開しました。

(1) 会員労組・生協等での研修会・学習会

会員労組・生協等で開催される研修会・学習会に社会貢献預金(笑顔プラス)の寄付先団体等のNPOから講師をお招きし、社会や地域の課題を知り、活動の裾野を広げる取組みを実施しました。(28回開催、のべ456名参加)



日本災害救援ボランティアネットワークによる防災講座
(明石支店推進委員会 交流イベント)

(2) セミナー・シンポジウム

当金庫と社会貢献預金(笑顔プラス)の寄付先団体等のNPOとの共催によるセミナー・シンポジウム等を5回開催し、のべ298名の方が参加されました。



セミナー「若年層の性暴力被害の実情と被害者支援の取組について」(いくの学園)



びわ湖まるっと親子セミナー
(国際湖沼環境委員会)

高校生とワークショップで考える難民問題



セミナー「若者と難民について考える」
(CODE海外災害援助市民センター)



講演会「7.18水害を語り継ぐ～防災・減災で地域を守る」
(わかやまNPOセンター)

「生協との連携」の取組み

生協との連携強化は、当金庫・生協事業相互の事業基盤拡充に向けた重要な課題であり、協同組合運動を進める生協の皆さまとさまざまな取組みを進めています。



(SDGsの17のゴールとの関わり)

事業連携の提案と利用促進

当金庫の資金・金融サービスの生協事業への活用促進をめざし、各府県の生協連合会の協力を得ながら、地域購買生協・医療福祉生協・高齢者生協等への利用提案を進めています。各生協との接点を広げることにより、11件の事業融資(2022年3月末)のご利用をいただいています。

また、「緊急災害対策等相互支援に係る基本協定」を2013年11月に市民生活協同組合ならこーブと、また、2018年7月に滋賀県生活協同組合連合会と締結しましたが、今後、他の生協や府県生協連との協定締結を通して、大規模自然災害への備えを協同組合間協同の立場より進めていきます。

生協組合員のろうきん利用

当金庫の営業エリア内で事業を行う30の地域購買生協、学校生協、共済生協、および医療福祉生協と、生協組合員の当金庫利用について確認を行い、生協を通じて生協組合員向け情報紙「ろうきん知っ得情報「こもんず」」の配布を進めています。紙面では当金庫の各種ご案内を行うとともに、「教えて!暮らしのアドバイス(NPO法人消費者支援機構関西:KC's企画・監修)」のコーナーを設置し、消費者被害防止の取組みとして、事例や解決方法を掲載しています。

また、当金庫ホームページの「生協組合員コーナー」や、融資のWeb申込み制度の充実等により、より多くの生協組合員の皆さまにご利用いただけるよう取り組んでいます。



ろうきん知っ得情報「こもんず」

府県の生協連等との連携促進

各府県の生協連との協働等を通して、一層の協同組合間連携の強化に向けた取組みを進めました。

近畿地区生協府県連絡協議会への参加のほか、大阪府生活協同組合連合会と連携して2020年7月に設立した「大阪府協同組合・非営利協同セクター連絡協議会」(愛称:OCoNoMiおおさか)に参画し、協同組合・NPOとの連携取組みを進めました。



「2021年国際協同組合デー&OCoNoMiおおさか1周年講演会」(大阪府協同組合・非営利協同セクター連絡協議会)

生協との協同連携・地域貢献等の取組み

生協との協同連携の強化により、相互の認知度を高めるため、以下の取組みを実施しました。

- ①2021年4月~2022年3月、生協が買物困難者対策として実施する移動販売車への広告協力(ならこーブ)。
- ②2021年6月、公益財団法人こーブともしびボランティア振興財団の評議会へ評議委員として参加。
- ③2021年7月 2021年国際協同組合デー&OCoNoMiおおさか1周年講演会を大阪府協同組合・非営利協同セクター連絡協議会の主催で開催。
- ④2021年10月~11月 奈良県生活協同組合連合会が実施した大学生への食の支援(若者応援プロジェクト奈良)に協力。
- ⑤2021年11月、セミナー「若年層の性暴力被害の実情と被害者支援の取組について」に、大阪府生活協同組合連合会ジェンダーフォーラム協議会が後援。
- ⑥2021年12月、「びわ湖まるっと親子セミナー」に、滋賀県生活協同組合連合会が後援。
- ⑦2021年12月~2022年1月、オンラインセミナー「若者と難民について考える」に、こーブこうべが後援。
- ⑧2022年1月、みんなで考えよう!ソーシャルアクション(意見交換会)に、和歌山県生活協同組合連合会が後援。

- ⑨2022年2月、ワン・ワールド・フェスティバルのオンラインプログラムに、大阪府協同組合・非営利協同セクター連絡協議会の主催で、セミナー「SDGs×気候変動～暮らしへの影響から協同・連携の取組みを考える～」を出展。
- ⑩2022年3月、公益財団法人コープともしびボランティア振興財団の助成金審査委員会へ審査委員として参加。



ワン・ワールド・フェスティバル
オンラインプログラム「SDGs×気候変動」

生協での近畿ろうきん講座の開催

各生協の組合員活動のなかで、社会貢献預金(笑顔プラス)の寄付先団体等のNPOの方を講師とする学習会や当金庫の職員によるライフプランセミナーが4生協で24回開催され、のべ339名の組合員が参加されました。



京都丹波・丹後ネットワークによる「Web会議システムの使い方学習会」(京都生協)



関西NGO協議会による「SDGs学習会」(京都エールコープ)

環境経営の取組み

地球規模で深刻化する環境問題を抜本的に解決し、持続可能な循環型社会を構築するため、企業は環境保全に配慮した活動を行う必要があります。当金庫もさまざまな取組みを通じて、環境負荷の低減や職員の環境意識の啓発に努めています。



(SDGsの17のゴールとの関わり)

具体的な取組み

KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証取得

「特定非営利活動法人 KES環境機構」が定めるKES・環境マネジメントシステム・スタンダード(企業等の経営にあたって環境への負荷を管理・低減するための仕組み)の取得をめざした取組みを2002年より開始しています。



「KES ステップ2認証登録証」

2022年3月のKES「ステップ2(=ISO14001と同レベルの要求項目)」の審査において、環境マネジメントシステムが有効に機能していることが確認されました。

環境保全への取組み

ネクタイ・上着着用の通年自由化を実施

企業の社会的責任(CSR)の見地から、省エネルギー推進に向けた取組みの一環として、役職員のネクタイ・上着着用の通年自由化を実施しています。

ペットボトル・キャップのリサイクルへの協力

当金庫では淡海フィランソロピーネット(滋賀県社会福祉協議会、滋賀県労働者福祉協議会、滋賀県内企業等で構成された社会貢献推進組織)が進める「ペットボトルキャップリサイクル事業」のモデル会員として、ペットボトルのキャップ回収に協力しています。

近畿ろうきん『環境宣言』

基本理念 ろうきんは、企業理念で「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします」とうたっています。

近畿ろうきんは、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、会員とともに環境負荷の低減及び環境保護に努めます。

方針 近畿ろうきんは、金融サービスに関わる全ての事業活動の環境影響を低減するために、以下の方針に基づき環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和をめざします。

1. 近畿ろうきんの事業活動に関わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防及び環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。
なお、環境保護には持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに生物多様性及び生態系の保護などを含みます。
2. 近畿ろうきんの事業活動に関わる環境関連法およびその他の要求事項を順守します。
3. 近畿ろうきんの事業活動に関わる環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点課題として取り組みます。
 - (1)省エネルギー化(電気、ガス)
 - (2)省資源化(紙)
 - (3)金融工口商品の推進
 - (4)地域の特色を活かした社会貢献活動
 - (5)環境教育・啓発活動
 - (6)環境保護・生物多様性及び自然生息地の回復
4. 一人ひとりが環境負荷の低減活動を積極的に実践できるように、この環境宣言を全職員に周知するとともに、外部にも公表します。
5. 会員・市民・NPO・行政・学識経験者等とのパートナーシップに基づく地域の環境改善活動に積極的に参加します。

上記の方針達成のために、目標を設定し、定期的に見直し、環境マネジメントシステムを推進します。

制定日 2002年6月25日

改定日 2018年6月28日

概要

沿革

年	内容	年	内容
1950年	兵庫労働金庫設立 兵庫と岡山に最初の労働金庫が生まれる	1998年	近畿労働金庫設立
1951年	全国労働金庫協会設立	1999年	証券投資信託の窓口販売の取扱い開始
1952年	大阪労働金庫、関西労働金庫設立 炭労・電産ストに際し生活資金を融資	2000年	NPO事業サポートローン・寄付システムの取扱い開始 東海労働金庫設立
1953年	京都労働金庫、和歌山県労働金庫設立 労働金庫法施行		エイブル・アート近畿2000ひと・アートまち 奈良の開催(第1回目)
1955年	奈良県労働金庫、滋賀県労働金庫設立 労働金庫連合会設立	2001年	中央労働金庫・四国労働金庫・北陸労働金庫・九州労働金庫設立 インターネット・モバイルバンキングの取扱い開始
1961年	「第2室戸台風罹災者救援融資」の実施	2002年	確定拠出年金の取扱い開始 「近畿ろうきん環境宣言」の制定
1966年	47番目の金庫、沖縄県労働金庫設立	2003年	第4次オンラインシステム(ユニティシステム)稼働
1967年	労働金庫の基本理念決定		東北労働金庫・中国労働金庫設立(現在の13金庫体制の確立)
1972年	財形貯蓄「虹の預金」の取扱い開始	2004年	KES環境マネジメントシステムステップ2の認証取得
1978年	労働金庫近畿事務センター設立	2005年	「近畿ろうきんフラット35」の発売
1980年	第1次オンラインシステム稼働	2006年	「他行・郵貯・コンビニATM・CD利用手数料全額還元」の実施
1983年	労働金庫中央事務センター設立 全国統一「サラ金」対策キャンペーンの実施		メセナアワード2006「文化庁長官賞」受賞
1984年	全銀データ通信システム加盟 全国労金為替オンラインシステム稼働	2007年	ろうきんオンラインシステムの全国一本化
1985年	第2次オンラインシステム(統一システム)稼働 全国オンラインキャッシュサービス開始 全国CDネット網完成 市場金利連動型・自由金利型定期預金の取扱い開始	2008年	近畿ろうきん設立10周年(10月1日) 「ろうきん肥後橋ビル」竣工 本部・本店営業部が肥後橋(大阪市西区)に移転
1987年	「マイプラン」の取扱い開始 両替業務取扱い認可	2009年	全労済共済代理業務の開始 「合併準備委員会設置基本合意書」締結
1989年	労働金庫総合事務センター設立		全国合併は延期、継続協議となる
1990年	第3次オンラインシステム(ユニティシステム)稼働 全国キャッシュサービス(MICS)開始	2010年	東日本大震災復興支援定期「サポートV」の発売
1994年	国債直接窓販業務の取扱い開始 新基準労金変動金利住宅ローンの発売	2011年	「社会貢献預金・すまいる」の発売
1995年	「阪神・淡路大震災にともなう特別融資」の実施 ATM土曜入金の取扱い開始 震災遺児支援定期「応援(エール)30」の発売	2012年	生協組合員向け利用の開始
1996年	「ろうきん・21世紀への改革とビジョン」決定 全国労働金庫の総預金量10兆円突破	2013年	「ピンクリボン運動」支援の取組み開始
1997年	労働金庫総合事務センター移転 労働金庫の新理念制定 社会貢献活動指針策定 新マスコットキャラクター 「ロッキー」デビュー	2014年	新しいオンラインシステム「アール・ワンシステム」稼働
		2015年	「社会貢献プロジェクト・すまいる」が環境省21世紀金融行動原則「グッドプラクティス」に選定 「教育ローン(カード型)」、「住宅ローン(全期間固定金利型)」の発売
		2016年	カードローン「スマートチョイス」の発売
		2017年	「インターネットバンキング投資信託」の取扱い開始
		2018年	キャッチフレーズ「はたらくあなたへ笑顔を届けに」の使用開始 「社会貢献預金(笑顔プラス)」の発売 近畿ろうきん設立20周年(10月1日)
		2019年	ろうきんSDGs行動指針の策定 「ろうきんアプリ」のサービス開始
		2021年	カードローン「Web完結型マイプラン」の発売



兵庫労働金庫(当時の姫路支店)



近畿ろうきんオープンセレモニー



関西労働金庫設立当時の営業案内



大阪労働金庫の設立当時



ろうきん肥後橋ビル



©ROKIN

2021年度トピックス

- 4月**
- 「生活応援運動2021」の取組み開始
 - 2021年度「フレッシューズキャンペーン」の開始
 - カードローン「Web完結型マイプラン」の取扱い開始
 - 役職員の上着・ネクタイ着用の通年自由化

- 6月**
- 第23回通常総会

- 8月**
- 大和郡山支店、特殊詐欺の防止で警察より感謝状授受

- 9月**
- 草津支店50周年
 - 守口支店50周年

- 10月**
- 2021年度「生活応援キャンペーン」の開始
 - 東日本大震災復興支援定期「サポートV」最終報告会(オンライン)
 - 「Bank Pay」の口座連携開始
 - 振込手数料(他行あて)の改定
 - 長岡支店、特殊詐欺の防止で警察より感謝状授受

- 11月**
- 「エイブル・アートSDGsプロジェクト2021」(オンライン)の開催

- 1月**
- ろうきんダイレクト「インターネットバンキング」のリニューアル
 - 田辺支店60周年
 - 北須磨出張所50周年

- 2月**
- 「ろうきんiDeCo Web申込み」の取扱い開始
 - 本店営業部70周年

- 3月**
- (株)格付投資情報センター(R&I)による発行体格付「(A-)」の発表
 - 「QR伝票作成システム」の導入



Web完結型マイプラン(4月)



第23回通常総会(6月)



2021年度「生活応援キャンペーン」(10月)

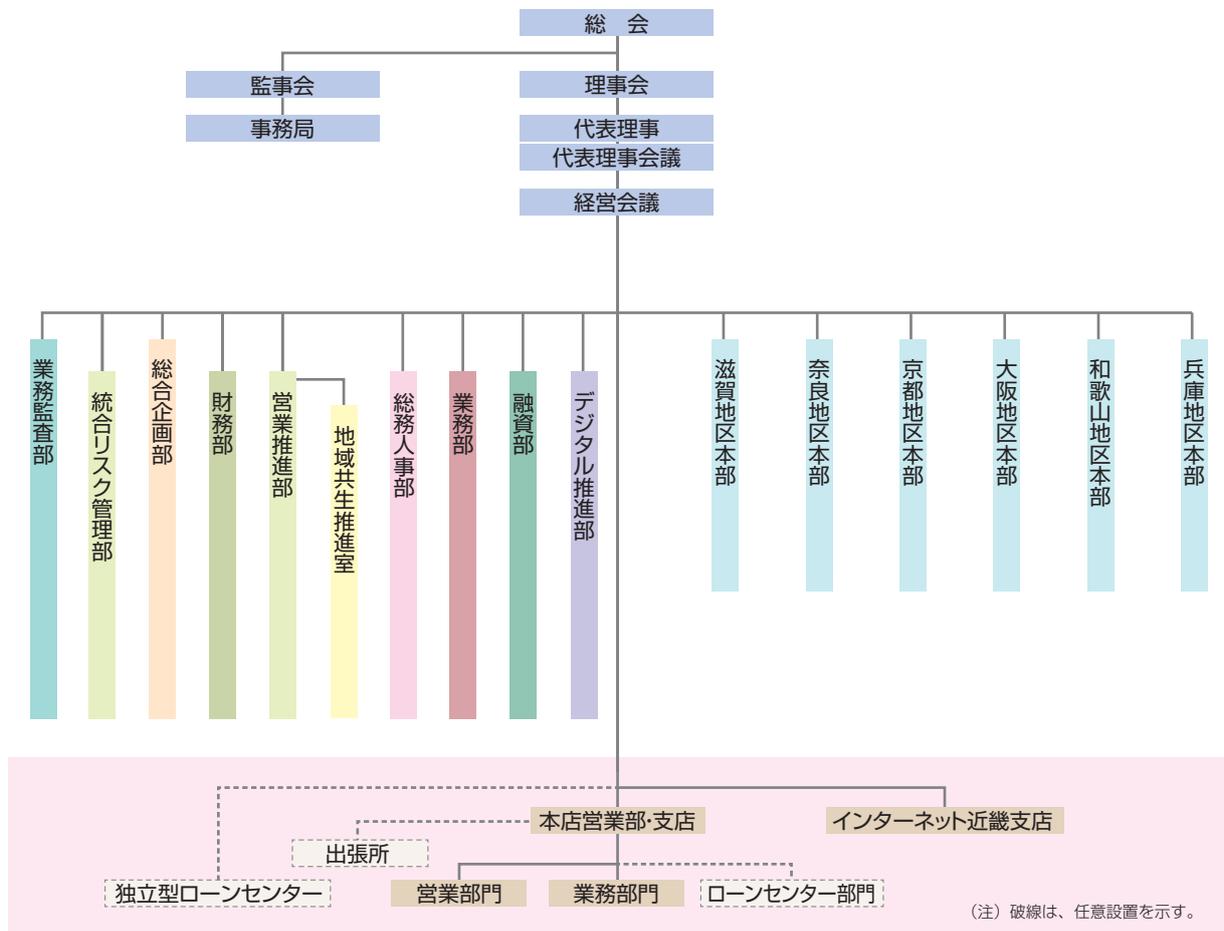


エイブル・アートSDGsプロジェクト2021(11月)

組織・職員の状況

業務組織機構図

(2022年4月1日現在)



当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に関する事項

労働金庫代理業者の商号、名称または氏名	労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所または事務所の名称
株式会社ろうきんビジネスサポート	近畿労働金庫事務代理店

職員の状況の内訳

区 分	2020年度末	2021年度末	うち男性	うち女性
一 般 職 員	892人	889人	510人	379人
そ の 他 の 従 業 員	180人	182人	36人	146人
合 計	1,072人	1,071人	546人	525人
平 均 年 齢	43歳6月	43歳4月	43歳5月	43歳3月
平 均 勤 続 年 数	15年7月	15年3月	16年5月	14年1月
平 均 給 与 月 額	414千円	423千円	471千円	356千円

(注) 1. 職員および従業員には、常勤の職員を記載し、臨時の職員は含まれていません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しています。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。

障がい者の雇用状況

障がい者人数	15人	雇用率	1.93%(法定雇用率2.3%)
--------	-----	-----	------------------

役員の一覧

理事および監事の氏名および役職名

(2022年6月30日現在)

役職名	氏名	出身組織名
理事	江川光一	JAM大阪
専務理事	山本昌樹	員外
常務理事	宮西泰陽	員外
常務理事	平川中達	員外
常務理事	弘田洋明	員外
理事	有鍛加株	大阪自治体労働組合総連合
理事	加藤本佳	情報労連近畿ブロック支部
理事	川口忠之	自治労和歌山県本部
理事	百濟喜恵	大阪ガス労働組合
理事	芝田幸典	情報労連京都地区協議会
理事	柴鈴木克	大阪府教職員組合
理事	手島諭	日立造船労働組合
理事	中島清隆	日本私鉄労働組合関西地方連合会
理事	中庭野宏靖	パナソニックグループ労働組合連合会
理事	中野野敦	川崎重工労働組合神戸支部
理事	羽野本多喜	員外
理事	藤森茂喜	JAM山陽
理事	森戸卓也	京都教職員組合
理事	山下原敏	JAM日本精工労働組合大津支部
常勤監	石松本	西日本旅客鉄道労働組合
監	大加松	自治労奈良県本部
監	三浦	全ダイハツ労働組合連合会
		兵庫県教職員組合
		自治労兵庫県本部
		員外
		和歌山県教職員組合
		関西電力労働組合本店地区本部
		島津労働組合
		神戸マツダ労働組合

常勤役員等の兼職の状況

該当なし

役員に対する報酬

(単位:千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	120,062	272,400
監事	20,731	21,600
合計	140,794	294,000

上記以外に支払った退職手当金は理事 4,730千円です。

会計監査人

会計監査人の氏名または名称

(2022年6月30日現在)

EY新日本有限責任監査法人

店舗のご案内 (自動機はすべて視覚障がい者対応です)

(2022年7月1日現在)

滋賀県内

店舗名	所在地	電話番号	自動機運用時間		
			平日	土曜日	日曜日/祝日
大津支店	大津市におの浜4-5-9	077-524-5356	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
彦根支店	彦根市大東町4-28 彦根勤労福祉会館内	0749-22-2862	8:45~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
草津支店	草津市南草津3-7-1	077-562-5791	8:00~20:00	8:30~19:00	8:30~19:00
八日市支店	東近江市八日市東本町17-8-22	0748-23-2371	8:00~20:00	8:00~19:00	8:00~19:00
長浜支店	長浜市高田町5-21	0749-63-9111	8:45~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
水口支店	甲賀市水口町東名坂277	0748-62-6131	8:45~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00

奈良県内

店舗名	所在地	電話番号	自動機運用時間		
			平日	土曜日	日曜日/祝日
奈良支店	奈良市大宮町3-4-29 大宮西田ビル1F	0742-36-2100	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
高田支店	大和高田市西町1-55	0745-53-2211	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
桜井支店	桜井市大字桜井1227-4	0744-45-0123	8:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
大和郡山支店	大和郡山市南郡山町554-1 NTT大和郡山ビル1F	0743-53-8581	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00

京都府内

店舗名	所在地	電話番号	自動機運用時間		
			平日	土曜日	日曜日/祝日
京都支店	京都市中京区壬生仙念町30-2 京都労働者総合会館1F	075-801-7311	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
長岡支店	長岡京市開田2-10-18	075-953-1171	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
伏見支店	京都市伏見区銀座町1-362 大手筋ビル1F	075-611-0294	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
宇治支店	宇治市宇治戸ノ内67	0774-22-2829	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
福知山支店	福知山市宇田田224-2	0773-22-6333	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00
舞鶴支店	舞鶴市字浜1548-3	0773-62-5541	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~17:00
宮津出張所	宮津市字鶴賀2059-16	0772-22-3751	8:00~20:00	9:00~17:00	非稼働
亀岡支店	亀岡市安町中島100 スカイビル1F	0771-25-8800	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00

大阪府内

店舗名	所在地	電話番号	自動機運用時間		
			平日	土曜日	日曜日/祝日
富田林支店	富田林市若松町西2-1696	0721-24-8282	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
本店営業部	大阪市西区江戸堀1-12-1	06-6449-1211	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
梅田支店	大阪市北区大淀中1-1-88 梅田スカイビルタワーイースト5F	06-4796-2777	—	—	—
堺支店	堺市堺区一条通18-1	072-222-0116	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
高槻支店	高槻市芥川町2-3-2	072-682-1126	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
大正支店	大阪市大正区三軒家東1-19-13	06-6552-2541	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
守口支店	守口市橋波東之町3-2-11 京阪西三荘スクエア南棟1F	06-6998-6000	7:00~21:00	7:00~21:00	7:00~21:00
天王寺支店	大阪市天王寺区北河堀町4-22	06-6772-9491	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
東大阪支店	東大阪市小阪1-14-1 天正第3ビル1F	06-6787-0151	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
岸和田支店	岸和田市宮本町1-8 南海岸和田駅1F	072-439-1230	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
枚方支店	枚方市大垣内町2-10-4	072-846-8851	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
豊中支店	豊中市中桜塚2-12-9 新桜塚ビル1F	06-6848-3101	8:00~20:00	9:00~19:00	非稼働
吹田支店	吹田市朝日町3-205 さんくす3番館2F	06-6382-1138	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
八尾支店	八尾市光南町1-6-1	072-992-7201	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
天下茶屋支店	大阪市西成区岸里東1-17-16	06-6652-5005	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00
十三駅前出張所	大阪市淀川区新北野1-8-17 星光十三ビル1F	06-6309-2816	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
大阪中央支店	大阪市中央区城見1-2-27 クリスタルタワー2F	06-6946-0023	—	—	—

和歌山県内

店舗名	所在地	電話番号	自動機運用時間		
			平日	土曜日	日曜日/祝日
和歌山支店	和歌山市黒田46	073-471-5350	7:00~21:00	7:00~21:00	7:00~21:00
御坊支店	御坊市菌74-5	0738-22-0579	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
新宮支店	新宮市野田5-66	0735-22-8168	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
田辺支店	田辺市宝来町10-8	0739-23-0301	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00
橋本支店	橋本市市脇4-3-27	0736-33-1122	8:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
有田支店	有田郡湯浅町湯浅1800-2	0737-63-1166	8:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
串本出張所	東牟婁郡串本町串本2000-9	0735-62-4545	8:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
那賀出張所	岩出市高塚219-3	0736-63-1181	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00

兵庫県内

店舗名	所在地	電話番号	自動機運用時間		
			平日	土曜日	日曜日/祝日
神戸支店	神戸市中央区東川崎町1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービルオフィス棟17F	078-371-3151	—	—	—
洲本支店	洲本市宇山1-4-34	0799-22-3232	8:45~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
尼崎支店	尼崎市昭和南通3-13	06-6411-2741	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
伊丹支店	伊丹市千僧2-169-3	072-772-0051	8:45~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
西宮支店	西宮市染殿町6-6	0798-34-6000	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00
北須磨出張所	神戸市須磨区友が丘7-275-2	078-792-0011	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
東播加古川支店	加古川市加古川町粟津237-1	079-423-5566	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
姫路支店	姫路市北条1-33-1	079-282-1131	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00
相生支店	相生市山手1-5	0791-22-1630	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
但馬支店	豊岡市千代田町11-15	0796-23-4131	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
明石支店	明石市大明石町1-3-8 ユタカ第2ビル1F	078-912-3303	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
北播支店	西脇市野村町1796-528	0795-23-5551	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00

大阪府内

店舗名	所在地	電話番号
インターネット近畿支店	大阪市西区江戸堀1-12-1	0120-191-968 (近畿ろうきんお客さまセンターのお問合せ先です)

店舗外自動機のご案内 (自動機はすべて視覚障がい者対応です)

(2022年7月1日現在)

滋賀県内

	設置先	所在地	自動機運用時間		
			平日	土曜日	日曜日/祝日
守山市	モリーブ	守山市播磨田町185-1	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
近江八幡市	近江八幡市役所	近江八幡市桜宮町236	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

奈良県内

	設置先	所在地	自動機運用時間		
			平日	土曜日	日曜日/祝日
橿原市	橿原市役所	橿原市八木町1-1-18	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00

京都府内

	設置先	所在地	自動機運用時間		
			平日	土曜日	日曜日/祝日
京都市	ラクト山科	京都市山科区竹鼻竹ノ街道町91	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	西大路	京都市南区吉祥院清水町34-2	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	京都駅八条口	京都市下京区東塩小路高倉町8-3	7:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00
	地下鉄烏丸御池駅改札内	京都市中京区虎屋町地先	7:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00
長岡京市	JR長岡京駅	長岡京市神足2-4-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
福知山市	長田野工業団地	福知山市長田野町2-17-1	8:00~20:00	9:00~19:00	非稼働
綾部市	フレッシュバザール綾部幸通り	綾部市幸通23	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00
舞鶴市	西舞鶴	舞鶴市松陰小字嶋崎19-6	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~17:00

大阪府内

	設置先	所在地	自動機運用時間			
			平日	土曜日	日曜日/祝日	
大阪市	クリスタルタワー	大阪市中央区城見1-2-27	7:00~20:00	7:00~20:00	7:00~20:00	
	JR森ノ宮駅	大阪市中央区森ノ宮中央1-1-45	7:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00	
	大阪難波駅	大阪市中央区難波4-1-17	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
	なんばCITY	大阪市中央区難波5-1-60	10:30~21:30	10:30~21:30	10:30~21:30	
	大阪市役所	大阪市北区中之島1-3-20	8:00~20:00	非稼働	非稼働	
	梅田DTタワー	大阪市北区梅田1-10-1	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
	エキマルシェ大阪(注)	大阪市北区梅田3-1-1	7:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00	
	梅田スカイビル	大阪市北区大淀中1-1-88	7:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00	
	Osaka Metro野田阪神駅	大阪市福島区大開1-14-18	7:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00	
	京阪京橋駅	大阪市都島区東野田町2-1-38	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
	南港ATC	大阪市住之江区南港北2-1-10	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
	住之江オスカードリーム	大阪市住之江区新北島1-2-1	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00	
	茨木市	阪急茨木市駅前	茨木市永代町5-211	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	高槻市	イオン高槻	高槻市萩之庄3-47-2	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	大東市	ポップタウン住道オペラパーク	大東市赤井1-4-1	9:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00
枚方市	京阪枚方市駅	枚方市岡東町19-14	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
寝屋川市	京阪寝屋川市駅	寝屋川市早子町16-11	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
交野市	交野市役所	交野市私部1-1-1	9:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	
堺市	南海堺駅	堺市堺区戎島町3-22-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
	イオンモール堺鉄砲町	堺市堺区鉄砲町1番地	10:00~21:00	10:00~21:00	10:00~21:00	

(注)エキマルシェ大阪は、2022年7月14日(木)から稼働を開始します。

和歌山県内

	設置先	所在地	自動機運用時間		
			平日	土曜日	日曜日/祝日
和歌山市	三菱電機和歌山	和歌山市手平6-5-66	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	パームシティ和歌山	和歌山市中野31-1	9:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00
海南市	海南医療センター	海南市日方1522-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
田辺市	紀南病院	田辺市新庄町46-70	8:00~20:00	9:00~17:00	非稼働

兵庫県内

	設置先	所在地	自動機運用時間		
			平日	土曜日	日曜日/祝日
神戸市	三宮さんプラザ	神戸市中央区三宮町1-8-1	7:00~22:00	7:00~22:00	7:00~22:00
	神戸ハーバランドセンタービル	神戸市中央区東川崎町1-3-3	7:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00
	地下鉄新長田駅	神戸市長田区松野通1丁目	7:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00
高砂市	高砂駅北	高砂市高砂町浜田町1-2-12	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00
姫路市	日本製鉄広畑	姫路市広畑区小松町1-68-3	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
明石市	宮の上	明石市宮の上2-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
加古川市	神鋼加古川	加古川市別府町新野辺1525-1	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00

店舗の主な担当地域

(2022年7月1日現在)

滋賀県内	
店舗名	担当地域
大津支店	大津市、高島市
彦根支店	彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町
草津支店	草津市、守山市、栗東市、野洲市
八日市支店	東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町、愛荘町
長浜支店	長浜市、米原市
水口支店	甲賀市、湖南市

奈良県内	
店舗名	担当地域
奈良支店	奈良市、生駒市、山添村
高田支店	大和高田市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、川西町、三宅町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、十津川村
桜井支店	桜井市、橿原市、宇陀市、高取町、吉野町、大淀町、下市町、曽爾村、御杖村、明日香村、黒滝村、天川村、野迫川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
大和郡山支店	大和郡山市、天理市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町

京都府内	
店舗名	担当地域
京都支店	京都市（中京区、北区、上京区、左京区、東山区、下京区、南区、右京区、山科区、西京区）
長岡支店	長岡京市、向日市、大山崎町
伏見支店	京都市（伏見区）
宇治支店	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
福知山支店	福知山市、綾部市
舞鶴支店	舞鶴市
宮津出張所	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
亀岡支店	亀岡市、南丹市、京丹波町

大阪府内	
店舗名	担当地域
富田林支店	富田林市、堺市（美原区）、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
本店営業部	大阪市（西区の一部、北区の一部、中央区の一部）
梅田支店	大阪市（北区の一部、都島区、福島区、此花区、西区の一部、西淀川区、東淀川区、旭区、淀川区）
堺支店	堺市（美原区を除く）、高石市
高槻支店	高槻市、茨木市、島本町
大正支店	大阪市（大正区、西区の一部、港区）
守口支店	守口市、大東市、門真市、四條畷市
天王寺支店	大阪市（天王寺区の一部、生野区、阿倍野区、住吉区の一部、東住吉区、平野区）
東大阪支店	東大阪市
岸和田支店	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

大阪府内	
店舗名	担当地域
枚方支店	枚方市、寝屋川市、交野市
豊中支店	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
吹田支店	吹田市、摂津市
八尾支店	八尾市、柏原市
天下茶屋支店	大阪市（西成区、浪速区、住吉区の一部、住之江区、中央区の一部）
十三駅前出張所	大阪市（淀川区、西淀川区、東淀川区） * 会員取引は梅田支店が担当いたします。
大阪中央支店	大阪市（中央区の一部、天王寺区の一部、東成区、城東区、鶴見区）

和歌山県内	
店舗名	担当地域
和歌山支店	和歌山市、海南市、紀美野町
御坊支店	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町
新宮支店	新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村
田辺支店	田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町
橋本支店	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
有田支店	湯浅町、有田市、広川町、有田川町
串本出張所	串本町、古座川町 * 会員取引は新宮支店が担当いたします。
那賀出張所	岩出市、紀の川市 * 会員取引は和歌山支店が担当いたします。

兵庫県内	
店舗名	担当地域
神戸支店	神戸市（中央区、東灘区、灘区、兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、北区）、三田市、丹波篠山市
洲本支店	洲本市、南あわじ市、淡路市
尼崎支店	尼崎市（一部の地域を除く）
伊丹支店	伊丹市、尼崎市（一部）、川西市、猪名川町
西宮支店	西宮市、芦屋市、宝塚市
北須磨出張所	神戸市（須磨区）北須磨団地
東播加古川支店	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
姫路支店	姫路市、宍粟市（一部）、市川町、福崎町、神河町、太子町
相生支店	相生市、赤穂市、宍粟市（一部）、たつの市、上郡町、佐用町
但馬支店	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
明石支店	明石市、神戸市（西区）
北播支店	西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波市、加東市、多可町

(注) 一部、担当地域以外も対応しています。

営業のご案内

主な預金商品のご案内

● 日常の暮らしに便利よく役立てたい方に

(2022年7月1日現在)

預金の種類		期 間	お預入れ金額	ご利用のポイント
流動性預金	総合口座 (普通・定期・エース)	—	—	「預ける(普通預金)」「貯める(定期預金・エース預金)」「受取る(自動受取り)」「支払う(自動支払い)」「借りる(自動融資)」「返す(ローン返済)」の6つの機能をセットした口座です。 給与・年金等の受取り、公共料金・各種料金の自動支払い等にご利用いただけます。普通預金は、通帳不発行型でもご利用いただけます。(定期預金・エース預金は別冊通帳(一般通帳)でのお取扱いとなります。)
	普通預金	自由	1円以上	給与・年金等の受取り、公共料金・各種料金の自動支払い等にご利用いただけます。通帳不発行型でもご利用いただけます。
	普通預金無利息型(決済用預金)	自由	1円以上	お利息はつきませんが、全額預金保険で保護されますのでペイオフ対策にご利用ください。通帳不発行型でもご利用いただけます。
	貯蓄預金	自由	1円以上	お預入れ残高に応じて、金利が段階的にアップします。
	通知預金	7日以上据置	1円以上	まとまった資金の短期運用に適した預金です。お引出しの場合は、2日前までにご通知ください。

● まとまった資金を安全・確実に増やしたい方に

定期預金	スーパ一定期	1か月以上10年以内	1円以上1,000万円未満	少額からの運用に適した定期預金です。
	自由金利型定期預金(大口定期)	1か月以上10年以内	1,000万円以上	1,000万円以上の大口資金の運用に適した定期預金です。
	ワイド定期	最長3年	1円以上300万円未満	1年複利の定期預金です。1年経過後、お引出しが可能です。
	変動金利定期預金	1年以上3年以内	1円以上	6か月ごとに金利が変動する定期預金です。

● 目標や夢に合わせて計画的に積立・貯蓄したい方に

財形預金	財形住宅 ^{*1}	5年以上	1,000円以上	マイホームのご計画にあわせた住宅資金づくりに適しています。財形年金とあわせた元利(元金と利息)合計が550万円に達するまで、利息が非課税です。
	財形年金 ^{*1}	5年以上	1,000円以上	将来に備えた年金資金づくりに適した積立で、満60歳以降に分割でお受け取りいただけます。財形住宅とあわせた元利(元金と利息)合計が550万円に達するまで、利息が非課税です。
	一般財形 ^{*1}	3年以上	1,000円以上	多目的な資金づくりに適しています。
積立預金	エース預金	3年以上	1円以上	「エンドレス型」「確定日型」「年金型」の3タイプ。 (「エンドレス型」は積立期間の定めはありません。) 多目的な資金の計画的な積立に適しています。
	ゆうゆう定期	1年	100万円以上	「いきいき倶楽部会員の方」「当金庫の会員企業を早期退職された方」「満50歳以上のご退職の方で、退職後も再雇用などにより、当金庫とお取引のある労働組合等に所属されている方」を対象とした定期預金です。 上乗せ利率(年利0.10%)が適用されます。 ^{*3}
	ゆうゆう年金50 ^{*2}	—	積立型…5,000円以上 随時預入型…100万円以上	「積立型」・「随時預入型」のいずれでもご入金いただける個人年金積立です。 上乗せ利率(年利0.10%)が適用されます。 ^{*3}

● 社会に貢献したい方に

社会貢献預金(笑顔プラス) ^{*4}	1年	10,000円以上	お客さまのご預金を通して、子ども支援、被災地支援・防災、国際協力、障がい者生活支援、女性・マイノリティ支援、環境保全等を行っている、近畿2府4県の各分野の団体活動を応援する預金です。店頭表示金利より一定の金利を引き下げ、その引き下げた利息相当分と当金庫からの拠出金をあわせて、年に一度、当金庫から寄付をいたします。
-----------------------------	----	-----------	---

● 成年後見制度を利用されているお客さまの財産保護を図りたい方に

ろうきん後見制度支援預金	自由	1円以上	成年後見制度を利用されているお客さま(被後見人)の預金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭について、家庭裁判所発行の「指示書」にもとづき別管理するための専用口座としてご利用いただけます。家庭裁判所が発行する「指示書」にもとづいて入出金等取引を行うため、不正出金等被害を抑え、成年後見制度を利用されているお客さまの財産保護を図ることが可能となります。
--------------	----	------	---

*1. 給与・一時金からの天引きによる積立に限りません。

*2. 口座契約日から年金受取り開始日まで、4か月以上必要です。

*3. 上乗せ利率は、2022年4月1日現在の利率であり、年2回(4月・10月)見直します。

*4. 寄付先団体は、ホームページをご参照ください。

主な融資商品のご案内

●無担保ローン

(2022年7月1日現在)

商品名	融資限度額	融資期間	金利タイプ	お使いみちと特徴
ろうきん無担保ローン 「ライフエール」	1,000万円	10年以内	固定	「自動車関連」「教育関連」をはじめ、さまざまな用途に幅広くご利用いただけるローンです。用途に関わらず金利は一律で、異なる複数の用途でもまとめてお借入れいただくことができます。借換えを除き、会員組合員は300万円以内(一般勤労者、生協組合員は100万円以内)のお借入れであれば、資金使途証明書類が不要です。
無担保住宅ローン	2,000万円	25年以内	変動・固定	マイホームのバリアフリー・耐震補強等の増改築・リフォーム資金、新築・購入および建築のための土地購入資金、他金融機関等からの住宅ローンの借換え資金にご利用いただけます。
教育ローン (カード型)	10万円以上 1,000万円以内 (10万円単位)	20年以内*1	変動	在学期間中(ローンカードご利用期間中)は、ローンカードにより入学金、授業料等の必要な費用をご融資限度額の範囲内で繰り返しご利用いただき、お利息のみをご返済いただけます。ローンカードご利用期間終了後は証書貸付に切り替え、元金をご返済いただけます。
スマートチョイス*2	100万円以上 500万円以内 (10万円単位)	1年*3 (自動更新)	変動	ご融資限度額の範囲内であれば生活資金等の目的に繰り返しご利用いただけるカードローンです。他金融機関・信販・消費者金融からの借換えにもご利用いただけます。
マイプラン	10万円以上500万円以内 (一般勤労者、生協組合員 の場合300万円以内) (10万円単位)	1年*3 (自動更新)	変動	ご融資限度額の範囲内であれば生活資金等の目的に繰り返しご利用いただけるカードローンです。
Web完結型マイプラン	30万円・50万円・ 100万円	1年*3 (自動更新)	変動	Web申込み専用のカードローンです。スマートフォンやパソコンからお手続き可能なため、時間・場所を問わずお申込みいただけます。ご融資限度額の範囲内であれば生活資金等の目的に繰り返しご利用いただけます。*当金庫のカードローン(教育ローン(カード型)を除く)をすでに契約されている方は、ご利用いただけません。
生活応援トゥモロー [tomorrow]*2	500万円	10年以内	固定	他金融機関・信販・消費者金融からの借換え等にご利用いただけます。
勤労者生活支援特別融資	300万円*4	生活資金:10年以内 教育資金:20年以内 住宅資金:25年以内	固定	勤務先企業の合理化、倒産等により収入の減少または離職した場合、あるいは自然災害や感染症拡大等の影響により収入の減少や離職、生活再建費用等が増加した場合の生活支援を目的としたローンです。

*1.ローンカードご利用期間は7年以内かつ在学期間の範囲とし、満76歳までにご返済いただけます。 *2.会員組合員のみ。 *3.ご契約期間:満70歳に達した後、最初に到来する契約満了日をもって貸越を停止し、満76歳までにご返済いただけます。 *4.教育・住宅資金を含む場合は300万円以内、生活資金は100万円以内となります。
*事業資金、投機・投資目的資金、負債整理資金にはご利用いただけません。

●有担保ローン

(2022年7月1日現在)

商品名	融資限度額	融資期間	金利タイプ	お使いみちと特徴
住宅ローン	1億円	40年以内	・変動金利型 ・全期間固定金利型 ・固定金利特約型*1	マイホームの新築・購入、土地の購入、増改築・リフォーム資金、他金融機関等住宅ローンの借換えにご利用いただけます。当金庫のご利用状況によって金利引下げが適用され、会員組合員の方は保証料が無料です。
住宅プラス500	1億円	40年以内	・変動金利型 ・全期間固定金利型 ・固定金利特約型*2	マイホームの新築・購入、土地の購入、他金融機関等住宅ローンの借換えにご利用いただける「住宅資金」部分に加え、新築・購入に伴う家財購入費用や転居費用、自動車・教育・結婚・葬祭等の資金使途に係る新たな費用、他金融機関等からの無担保ローン借換え費用を、「プラス500」*3部分として最高500万円まであわせてご利用いただけます。当金庫のご利用状況によって金利引下げが適用され、会員組合員の方の保証料は無料です。
3大疾病保障特約・ 障がい特約付住宅ローン	1億円	40年以内	・変動金利型 ・全期間固定金利型 ・固定金利特約型*1	「3大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険」が付帯された住宅ローンです。所定の3大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)、所定の身体障がい状態に該当された場合に、ローン残高相当額の保険金が支払われます。当金庫のご利用状況によって金利引下げが適用され、会員組合員の方は保証料が無料です。
近畿ろうきんフラット35	100万円以上 8,000万円以内	15年以上35年以内*4、 もしくは80歳となるまでの 年数でいずれか短い年数	固定*1	住宅金融支援機構との提携により商品化された全期間固定金利型住宅ローンです。マイホームの新築・購入、住宅ローンの借換えにご利用いただけます。
有担保フリーローン	5,000万円 (一般勤労者、生協 組合員は 2,000万円)	35年以内	変動	自動車・耐久消費財の購入、教育、医療、他金融機関フリーローンの借換え等にご利用いただけます。
公的つなぎローン	公的融資決定額かつ 5,000万円以内	6カ月以内 やむを得ない場合は 1年以内	固定	公的融資実行までのつなぎ資金です。
住宅つなぎローン	融資決定額の90%以内かつ 5,000万円以内	6カ月以内 やむを得ない場合は 1年以内	固定	住宅ローン融資実行までのつなぎ資金です。
預金担保ローン	担保とする 預金残高の範囲内 かつ1億円以内	手形貸付:1年以内 証書貸付:3年以内*5	固定	暮らしのさまざまな用途にご利用いただけます。

*1.「よりどりプラン」では、変動金利型・全期間固定金利型・固定金利特約型(3年・5年・10年)・近畿ろうきんフラット35から最大3タイプを組み合わせることができます。 *2.「住宅資金」部分は、変動金利型・全期間固定金利型・固定金利特約型(3年・5年・10年)から最大2タイプを組み合わせることができます。 *3.「プラス500」部分の金利は全期間固定金利型となります。 *4.お申込みで本人の年齢が60歳以上の場合は10年以上。借換えは別途制限があります。 *5.財形年金・エース年金を担保とする場合、支払開始日の前日を限度とします。手形貸付は別途制限があります。 *事業資金、投機・投資目的資金、負債整理資金にはご利用いただけません。

サービス業務、その他の業務

● サービス業務

(2022年7月1日現在)

キャッシュサービス (ATM / CD)

ろうきんキャッシュカード・ろうきんローンカードは、全国のろうきんはもちろん、セブン銀行、ローソン銀行、イオン銀行、コンビニ等、MICS加盟の金融機関(都銀、信託銀行、地銀、第二地銀、信金、信組、JA等)、ゆうちょ銀行のATM・CDで以下のお取引が可能です。お引出し時に手数料がかかる場合がございますが、お引出し手数料全額還元サービス(愛称「おかえり。」)により、即時に全額還元いたします。

- * 各サービスのご利用時間は最長稼働時間を表示しています。ご利用いただけるお取引・時間帯はATMにより異なります。
- * 毎月第1・第3月曜日の2:00～6:00、ハッピーマンデー(成人の日・海の日・敬老の日・スポーツの日)の前日21:00～翌朝6:00については定期メンテナンスを行うためご利用いただけません。
- * 残高照会は、ご利用時間内であれば可能です。* 硬貨はお取扱いしていません。

設置先	ご利用内容	曜日	ご利用時間						
			7	8	9	17	21	23	
全国のろうきん	お引出し ご入金*1	平日 土・日・祝日	7:00～23:00						
	お振込み *2・4	平日 土・日・祝日	8:00～21:00						
セブン銀行 ローソン銀行 イーネット	お引出し ご入金	平日 土・日・祝日	0:00～24:00*7						
ビューカード	お引出し	平日 土・日・祝日	各駅の始発～終電*8						
イオン銀行	お引出し ご入金	平日	1:00～23:00*9						
		土・日・祝日	8:00～21:00						
提携先金融機関・ コンビニ*5	お引出し ご入金*6	平日	8:00～21:00						
	お振込み *3・4	土・日・祝日							
ゆうちょ銀行	お引出し ご入金	平日・土	0:05～23:55						
		日・祝日	0:05～21:00						

- *1 全国のろうきんのATMでは、通帳で一部の定期・エース預金のご入金、および定期預金の新規ご契約(総合口座のみ)、ご解約、契約内容変更が可能です。
- *2 全国のろうきんのATMを利用したお振込みには所定の手数料が必要です。詳しくは、手数料一覧をご確認ください。また、現金でのお振込みはお取扱いしていません。
- *3 提携先金融機関のATMを利用したお振込みには、提携先金融機関所定の振込手数料がかかります。
- *4 平日8:30以前は当日の予約、平日15:00以降、および土・日・祝日は翌営業日の予約となります。(一部ご利用いただけない金融機関もございます。)
- *5 提携先金融機関・・・都銀・信託銀行・地銀・第二地銀・信金・信組・JA等。一部コンビニでは、お引出しのみご利用いただけます。
- *6 提携先金融機関のうちご入金いただけるのは第二地銀・信金・信組で、入金可能なATMには「入金ネット」の表示がございます。
- *7 毎日3:00～5:00の間の15分程度、定期メンテナンスを行うためご利用いただけません。(セブ銀行はご利用いただけます。)
- *8 設置している各駅の始発～終電が目安となります。店舗内設置のATMは、その店舗の営業時間内となります。なお、ローンカードはご利用いただけません。
- *9 毎週月曜日、1月4日、5月6日の取扱開始時間は8:00となります。また、12月31日、1月2日～3日のお取扱いは土・日・祝日と同様となります。

お引出し手数料 全額還元サービス (愛称「おかえり。」)

ろうきんキャッシュカード・ろうきんローンカードで、銀行等のATM・CDをご利用いただいた場合のお引出し手数料は、即時に全額還元させていただきます。

*お振込み手数料は還元対象にはなりません。

団体版インターネット バンキングサービス

会員を対象として、インターネットを経由して振込みや預金口座の照会、残高照会等がご利用いただけるサービスです。

● お問合せ先

ろうきんインターネット バンキング(団体向け) ヘルプデスク	受付時間	フリーダイヤル
	月～金*	☎ 0120-609-575
9:00～18:00		

* 祝日・12月31日～1月3日はご利用いただけません。

ろうきんダイレクト (ダイレクトバンキン グサービス)

インターネットのつながるパソコン・スマートフォン、ご自宅の電話を経由してご利用いただけるサービスです。

インターネット バンキング	インターネットのつながるパソコン・スマートフォンで、「振込」・「残高照会」、定期預金・エース預金の「口座開設」・「入金」・「支払」、一部の証書貸付・カードローンの「(一部)繰上返済」、投資信託の「開設申込」・「購入」・「解約」等にご利用いただけます。また、「税金」・「公共料金」等の払込書にPay-easy(ペイジー)マークが記載されている場合は、払込みについてもご利用いただけます。
テレフォンバンキング	電話操作で「振込」・「残高照会」、定期預金の「入金」、一般財形貯蓄・エース預金(エンドレス型)の「支払」、一部の証書貸付・カードローンの「(一部)繰上返済」等にご利用いただけます。
Webお知らせ	当金庫が発行する「満期のご案内」・「財形貯蓄残高のお知らせ」等の各種お知らせを、郵送等による通知にかえて、お客さまご自身のスマートフォン・パソコンのインターネットWebサイトより閲覧いただけます。

● お問合せ先

ろうきんダイレクト ヘルプデスク	受付時間*1・2・3	フリーダイヤル
	9:00～21:00	☎ 0120-302-090

*1 1月1日～1月3日は、ご利用いただけません。 *2 ハッピーマンデー(成人の日・海の日・敬老の日・スポーツの日)の前日は9:00～20:00となります。 *3 投資信託の制度・商品に関するお問合せは、平日9:00～17:00となります。土・日・祝日・12月31日～1月3日はご利用いただけません。

振込・送金サービス

全国の金融機関の指定口座に安全・迅速・確実にお振込みいただけます。家賃の振込みやご家族への仕送りなど、定期的に預金口座から特定の相手の指定口座へ自動送金する「定額自動送金サービス」もお取扱いしています。

給与振込・ 年金自動受取サービス

給与やボーナスをはじめ、厚生年金、国民年金、各種共済年金等の年金も、受取り日にご指定の当金庫普通預金口座に直接振り込まれます。

公共料金自動支払サービス	電気、ガス、電話(携帯電話を含む)、水道、NHK等の公共料金をはじめ、各種税金、保険料、クレジットカードのご利用代金等をご指定の普通預金口座から自動的にお支払いいたします。		
代理業務サービス	住宅金融支援機構、日本政策金融公庫、勤労者退職金共済機構等の代理業務を行っています。		
ろうきんUCカード(マスター・VISA)	国内・海外のUC・マスター・VISAの加盟店で、ショッピング・グルメ・旅行等のさまざまな場面でご利用いただけます。(ETCカードのお申込みも可能です。)		
デビットカードサービス 	ろうきんキャッシュカードで、「J-Debit」マークのあるお店(加盟店)で、お買物や飲食代のお支払いならびに現金のお受取りにご利用いただけます。ご利用代金はご利用口座から即時に自動引落しされます。24時間ご利用いただけます。 *毎月第1・第3月曜日2:00~6:00、ハッピーマンデー(成人の日・海の日・敬老の日・スポーツの日)の前日21:00~翌朝6:00については定期メンテナンスを行うためご利用いただけません。		
Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス 	口座振替のお申込みが、口座振替依頼書のご記入・お届け印なしで、ろうきんキャッシュカード(普通預金)だけで行えるサービスです。Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスのマークと労働金庫の表示がある窓口等でご利用いただけます。手数料はかかりません。24時間ご利用いただけます。 *毎月第1・第3月曜日2:00~6:00、ハッピーマンデー(成人の日・海の日・敬老の日・スポーツの日)の前日21:00~翌朝6:00については定期メンテナンスを行うためご利用いただけません。		
スマートフォンによる決済サービス	総合口座(普通預金)を各種決済サービス(LINE Pay、J-Coin Pay、PayPay、Bank Pay)のアプリに口座登録いただくことで、ろうきん口座との連携が可能となるサービスです。		
ろうきんAPI連携サービス	API連携サービスとは、お客さまが利用しているサービス(家計簿サービス等)に、お客さまの口座情報(残高・入出金明細情報)を連携できるサービスです。		
ろうきんアプリ	スマートフォンでかんたん、口座の残高・入出金明細をご確認いただけるなど、便利な機能を多数揃えたアプリです。 <table border="1" data-bbox="470 750 1420 974"> <tr> <td>サービス内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○残高照会・入出金明細照会 ○入出金明細の定期的な通知 ○ろうきんダイレクト(インターネットバンキング)へのログイン(*1) ○QRコード決済(*2) ○税公金支払い ○Webお知らせ ○住所変更 ○相談・予約 ○かんたん通帳(*3) ○アプリ利用者へのろうきんからののお知らせのご提供 <p>(※1)ろうきんダイレクトのログインには、ろうきんダイレクトの利用申込みが必要です。 (※2)「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。 (※3)「かんたん通帳」は株式会社マネーフォワードの登録商標です。株式会社マネーフォワードが提供する通帳アプリ「かんたん通帳」と連携することでご利用が可能になるサービスです。</p> </td> </tr> </table>	サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○残高照会・入出金明細照会 ○入出金明細の定期的な通知 ○ろうきんダイレクト(インターネットバンキング)へのログイン(*1) ○QRコード決済(*2) ○税公金支払い ○Webお知らせ ○住所変更 ○相談・予約 ○かんたん通帳(*3) ○アプリ利用者へのろうきんからののお知らせのご提供 <p>(※1)ろうきんダイレクトのログインには、ろうきんダイレクトの利用申込みが必要です。 (※2)「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。 (※3)「かんたん通帳」は株式会社マネーフォワードの登録商標です。株式会社マネーフォワードが提供する通帳アプリ「かんたん通帳」と連携することでご利用が可能になるサービスです。</p>
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○残高照会・入出金明細照会 ○入出金明細の定期的な通知 ○ろうきんダイレクト(インターネットバンキング)へのログイン(*1) ○QRコード決済(*2) ○税公金支払い ○Webお知らせ ○住所変更 ○相談・予約 ○かんたん通帳(*3) ○アプリ利用者へのろうきんからののお知らせのご提供 <p>(※1)ろうきんダイレクトのログインには、ろうきんダイレクトの利用申込みが必要です。 (※2)「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。 (※3)「かんたん通帳」は株式会社マネーフォワードの登録商標です。株式会社マネーフォワードが提供する通帳アプリ「かんたん通帳」と連携することでご利用が可能になるサービスです。</p>		

●有価証券業務

業務名	特徴・留意点
国債窓口販売	個人向け国債の窓口販売を行っています。個人向け国債は、個人のお客さまを対象に国が発行する安全性の高い債券です。
投資信託窓口販売	投資信託の窓口およびインターネットバンキングによる販売を行っています。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等、値動きのある証券に投資して運用される商品です。よって元本および収益金は保証されておらず、運用による損益は投資信託を購入したお客さまに帰属します。

●内国為替業務

当金庫では、国内のお客さまの間での資金の送金や代金取立業務を行っています。

●確定拠出年金(個人型)業務

確定拠出年金(個人型)は、国の税制優遇のもとに個人が掛金を拠出し、金融商品を選んで運用を行い、所定の年齢に達したときに給付を受ける年金制度です。当金庫では確定拠出年金(個人型)業務として、運営管理業務および加入・移換手続きの受付業務等を行っています。

確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針

- 当金庫は、確定拠出年金運営管理業務を行うにあたり、次の4項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。
- 運用方法の選定・提示にあたっては、お客さまの利益を考え、適切な金融商品を選定するように努め、お客さまの意向と実情に沿って提示いたします。
- お客さまご自身の判断でお取引いただくため、金融商品の内容やリスク内容など重要な事項について、適時・適切な情報提供に努めます。
- お客さまにとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
- 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、確定拠出年金に関する法令などの遵守に努めます。

●共済代理業務

こくみん共済coop(全国労働者共済生活協同組合連合会)の代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」・「住まいる共済」の共済代理業務を行っています。

●損害保険窓口販売業務

損害保険ジャパン株式会社の代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険(THE すまいるの保険)」の保険販売業務を行っています。

●生命保険窓口販売業務

太陽生命保険株式会社の代理店として、「たんぼぼ認知症治療保険」の保険販売業務を行っています。

●有価証券投資業務

業務上の余裕金の一部について、確実性、流動性、収益性に留意して有価証券投資を行っています。詳しくは財務データ67ページに掲載しています。

●その他

当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託業務は行っていません。

●主な刊行物

名称	内容	発行
情報誌「ずっと。」	レインパーク会員へ送付する情報誌。生活・旅行・プレゼント・ろうきん情報など、くらしに役立つ内容を掲載。	季刊
情報誌「シニア通信」	一定の条件を満たし、発行を希望される退職者へ送付する情報誌。生活・旅行・プレゼント・ろうきん情報など、くらしに役立つ内容を掲載。	
Spotlight - 会員取組み事例集 -	会員でのろうきん運動推進に関わる先進的な取組み事例を紹介。	年1回



ずっと。

シニア通信

Spotlight
- 会員取組み事例集 -

手数料一覧

●為替手数料

(手数料には、10%の消費税が含まれています。2022年7月1日現在)

種 類	手 数 料		
	同一店内あて	ろうきん本・支店あて (金庫間を含む)	他行あて
振 込 手 数 料 (*は自動機利用の場合)	5万円未満	330円	572円
		*0円	*242円
	5万円以上	550円	792円
送 金 手 数 料	1件につき	*0円	*462円
		-	660円
代金取立手数料	1件につき	-	440円
			普通扱い
その他諸手数料	振込・送金の組戻料	1件につき	660円
	取立手形組戻料	1通につき	660円
	取立手形店頭呈示料	1通につき	660円
	不渡手形返却料	1通につき	660円

*振込(文書扱い)は、国庫金、公金、および付帯物件付のみご利用いただけます。 *他行あて振込(文書扱い)手数料は、振込金額5万円未満は572円、振込金額5万円以上は792円となります。

*出資団体会員(会員組合)は、「同一店内あて、ろうきん本・支店あて(金庫間を含む)」の振込手数料は無料となります。 *目のご不自由な方の窓口振込手数料は自動機利用振込手数料と同額となります。

○<ろうきんダイレクト(インターネットバンキング(個人IB))> による振込手数料

種 類	振込金額	手 数 料		
		同一店内あて	ろうきん本・支店あて (金庫間を含む)	他行あて
振込 手数料	5万円未満	無 料	無 料	132円
	5万円以上	無 料	無 料	187円

○<ろうきんダイレクト(テレフォンバンキング)>による振込手数料

種 類	振込金額	手 数 料		
		同一店内あて	ろうきん本・支店あて (金庫間を含む)	他行あて
振込 手数料	5万円未満	無 料	110円	242円
	5万円以上	無 料	330円	462円

○<FB・インターネットバンキング(団体IB)>による振込手数料

種 類	振込金額	手 数 料		
		同一店内あて	ろうきん本・支店あて (金庫間を含む)	他行あて
振込 手数料	5万円未満	無 料	無 料	132円
	5万円以上	無 料	無 料	187円

○<自動送金サービス>による振込手数料

種 類	振込金額	手 数 料		
		同一店内あて	ろうきん本・支店あて (金庫間を含む)	他行あて
振込 手数料	5万円未満	無 料	110円	242円
	5万円以上	無 料	330円	462円

*出資団体会員(会員組合)は、「ろうきん本・支店あて(金庫間を含む)」の振込手数料は無料となります。

*振込の都度、別に自動送金手数料(取扱手数料)55円が必要となります。なお、出資団体会員(会員組合)は、無料となります。

●自動機利用手数料(ろうきんの自動機を利用した場合)

(手数料には、10%の消費税が含まれています。2022年7月1日現在)

ご利用時間	ろうきんのカード	ゆうちょ銀行のカード	提携金融機関のカード	入金ネット 加盟金融機関のカード	イオン銀行のカード	クレジットカード
	引出・入金 振込・振替	引出・入金	引出・振込	入金	引出・入金	キャッシング
平 日	7:00~ 8:00	無 料	220円	ご利用いただけません	ご利用いただけません	無 料
	8:00~ 8:45	無 料	220円	220円	220円	無 料
	8:45~18:00	無 料	110円	110円	110円	無 料
	18:00~21:00	無 料	220円	220円	220円	無 料
	21:00~23:00	無 料	220円	ご利用いただけません	ご利用いただけません	無 料
土 曜 日	7:00~ 8:00	無 料	220円	ご利用いただけません	ご利用いただけません	ご利用いただけません
	8:00~ 9:00	無 料	220円	220円	220円	無 料
	9:00~14:00	無 料	110円	220円	220円	無 料
	14:00~21:00	無 料	220円	220円	220円	無 料
日 曜 日 ・ 祝 日	7:00~ 8:00	無 料	220円	ご利用いただけません	ご利用いただけません	ご利用いただけません
	8:00~21:00	無 料	220円	220円	220円	無 料
	21:00~23:00	無 料	ご利用いただけません	ご利用いただけません	ご利用いただけません	ご利用いただけません

*上記のご利用時間は最長稼働時間となります。 *自動機により稼働時間は異なります。 *提携金融機関のカード、入金ネット加盟金融機関のカードのご利用時間につきましては、金融機関により異なる場合がございます。 *イオン銀行のカードは、毎週月曜日の7:00~8:00の時間帯はご利用いただけません。 *残高照会はずべて無料となります。 *お振込みのご利用時間は8:00~21:00となります。なお、平日15:00以降、土曜日および日曜日・祝日のお振込みにつきましては、翌営業日扱いとなります。 *お振込みには、別に振込手数料が必要となります。

●個人情報開示等手数料

(手数料には、10%の消費税が含まれています。2022年7月1日現在)

種 類	手 数 料	備 考		
通知書発行手数料	基本手数料	氏名、住所、生年月日、電話番号、 労働組合等(会員団体)、個人番号	1,100円	依頼書1通につき
	加算手数料	預金残高、融資残高	550円	1口座1基準日ごと
		取引履歴	550円	1口座1カ月ごと
		その他の情報	1,100円	1項目ごと

●その他手数料

(手数料には、10%の消費税が含まれています。2022年7月1日現在)

業務	手数料項目			手数料		
預 金	小切手・手形手数料	小切手用紙代	営業用当座小切手	1冊(50枚綴)	550円	
		手形用紙代	約束手形	1冊(50枚綴)	550円	
	自己宛小切手発行手数料			1枚	550円	
	ICカード新規・再発行・切替手数料			1枚	1,100円	
	キャッシュカード再発行手数料(磁気ストライプカード)			1枚	1,100円	
	ろうきんダイレクト でお契約者カード再発行手数料(インターネットでお手続きの場合は無料)			1枚	440円	
共 通	通帳・証書・契約の証、出資証券 再発行手数料			1冊(1枚)	1,100円	
	証明書発行手数料	残高証明書	都度発行	1通	550円	
			継続(定例)発行	1通	220円	
		取引履歴証明書(1口座ごとに証明期間1年を1通とします。)		1通	550円	
		その他証明書		1通	1,100円	
融 資	ローンカード再発行手数料(磁気ストライプカード)			1枚	1,100円	
	無担保ローン取扱手数料		宅建・全日提携ローン(和歌山県)	11,000円		
	有担保ローン取扱手数料	宅建・全日提携ローン(和歌山県)		33,000円		
		宅建提携ローン(大阪府・兵庫県・奈良県・滋賀県)		11,000円		
		全日提携ローン(大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県)		11,000円		
		自治体提携ローン		11,000円		
		業者提携ローン		11,000円		
		上記以外の有担保ローン		33,000円		
	繰上返済手数料(有担保)	下記特約のない融資		融資後5年以内の全額繰上返済		5,500円
		「固定金利選択型」「上限金利付」特約期間中		一部繰上返済		22,000円
			全額繰上返済		33,000円	
	借換手数料(有担保)		他行への借換え		55,000円	
			庫内借換え(全期間キャップ⇒労プラ変動)		5,500円	
	切替手数料(有担保)		長プラ変動⇒労プラ変動		5,500円	
	特約手数料(有担保)		労プラ変動⇒固定金利選択型・上限金利付特約		5,500円	
		全期間キャップ⇒固定金利選択型特約				
フラット35融資手数料			33,000円			
口座振替	口座振替手数料			1件	55円	
インターネットバンキング	個人向け	ろうきんダイレクト利用手数料		無 料		
	団体向け	ライトタイプ	利用手数料	月額	1,100円	
		フルタイプ	利用手数料	月額	3,300円	
		パスワード生成機	追加発行・再発行手数料	1個	1,650円	
FBサービス	団体向け	ファームバンキング	利用手数料	月額	3,300円	
そ の 他	両替手数料(円貨)		枚 数 ※両替前の合計枚数または両替後の合計枚数のうち、いずれか多い方を両替枚数とします。	51枚～100枚	220円	
	・両替(紙幣、硬貨)			101枚～500枚	330円	
	・入金(硬貨)			501枚～1,000枚	550円	
	・振込、納税等の資金受入(硬貨)			1,001枚～	500枚ごとに330円加算	
	・金種指定支払(硬貨)					
	両替機利用手数料(円貨)		枚 数 (ご希望金種の合計枚数)	51枚～100枚	100円	
				101枚～500枚	200円	
				501枚～	300円	
	本店営業部設置の両替機でのお取扱い:ご利用は、ろうきんカードをお持ちの方に限ります。1日1回、ご希望金種の合計枚数100枚まで利用可能で、手数料は無料です。					
	保護預り料		封緘方式(保管袋1個当たり)		年間	1,320円
		公共債預り料		年間	1,320円	
貸金庫 利用手数料			年間		7,590円	
自動送金手数料(取扱手数料) 別途自動送金サービスによる振込手数料が必要です。			都度		55円	
集金代行手数料			1回		100円	

財務データ

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	2020年度末	2021年度末	科 目	2020年度末	2021年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	15,966,078	14,850,614	預 金 積 金	2,229,408,102	2,303,541,572
預 け 金	421,726,058	439,301,564	当 座 預 金	98,562	145,417
有 価 証 券	602,597,092	593,533,836	普 通 預 金	690,764,195	742,074,339
国 債	187,918,370	178,240,610	貯 蓄 預 金	2,151,605	2,155,421
地 方 債	82,777,595	78,681,508	別 段 預 金	4,419,027	4,454,796
社 債	247,774,064	270,931,208	定 期 預 金	1,531,974,711	1,554,711,597
投 資 信 託	10,511,264	10,364,353	譲 渡 性 預 金	94,306,323	89,171,876
株 式	2,914,150	2,648,344	借 用 金	26,800,000	24,200,000
外 国 証 券	70,701,647	52,667,810	借 入 金	26,800,000	24,200,000
貸 出 金	1,432,643,652	1,484,867,295	そ の 他 負 債	4,752,446	4,586,836
手 形 貸 付	460,475	506,211	未 決 済 為 替 借	30,035	51,122
証 書 貸 付	1,370,634,920	1,422,491,471	未 払 費 用	1,468,094	1,414,039
当 座 貸 越	61,548,256	61,869,612	未 払 法 人 税 等	616,706	745,636
そ の 他 資 産	19,983,006	19,975,220	前 受 収 益	18,968	18,838
未 決 済 為 替 貸	623,833	553,173	払 戻 未 済 金	462	906
労働金庫連合会出資金	14,700,000	14,700,000	払 戻 未 済 持 分	7,390	3,054
前 払 費 用	235,157	222,176	リ ー ス 債 務	895,177	919,315
未 収 収 益	3,147,167	3,301,077	資 産 除 去 債 務	3,161	3,902
そ の 他 の 資 産	1,276,847	1,198,792	そ の 他 の 負 債	1,712,449	1,430,021
有 形 固 定 資 産	13,762,372	13,410,034	代 理 業 務 勘 定	9,228	16,349
建 物	6,365,706	5,998,756	賞 与 引 当 金	509,573	503,827
土 地	5,879,076	5,840,876	退 職 給 付 引 当 金	5,483,837	5,212,814
リ ー ス 資 産	895,177	909,241	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	135,240	160,227
建 設 仮 勘 定	27,329	223,939	債 務 保 証 損 失 引 当 金	28,349	28,573
その他の有形固定資産	595,083	437,220	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	201,202	173,781
無 形 固 定 資 産	229,835	247,418	繰 延 税 金 負 債	3,624,768	1,425,961
ソ フ ト ウ ェ ア	212,632	230,546	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	87,418	87,418
その他の無形固定資産	17,202	16,872	債 務 保 証	357,970	296,916
前 払 年 金 費 用	270,204	540,492	負 債 の 部 合 計	2,365,704,461	2,429,406,155
債 務 保 証 見 返	357,970	296,916			
貸 倒 引 当 金	△ 133,180	△ 122,910			
(うち個別貸倒引当金)	△ 93,384	△ 83,446			
			(純資産の部)		
			出 資 金	15,947,382	15,946,476
			普 通 出 資 金	15,947,382	15,946,476
			利 益 剰 余 金	111,486,806	112,893,168
			利 益 準 備 金	16,000,000	16,000,000
			そ の 他 利 益 剰 余 金	95,486,806	96,893,168
			特 別 積 立 金	89,457,924	90,057,924
			(特 別 積 立 金)	15,400,000	15,400,000
			(機 械 化 積 立 金)	24,100,000	24,700,000
			(金 利 変 動 等 準 備 積 立 金)	25,100,000	25,100,000
			(配 当 準 備 積 立 金)	2,000,000	2,000,000
			(経 営 基 盤 強 化 積 立 金)	20,000,000	20,000,000
			(会 員 福 祉 基 金)	1,500,000	1,500,000
			(店 舗 建 設 準 備 積 立 金)	800,000	800,000
			(市 民 社 会 貢 献 基 金)	500,000	500,000
			(固 定 資 産 圧 縮 積 立 金)	57,924	57,924
			当 期 未 処 分 剰 余 金	6,028,881	6,835,243
			処 分 未 済 持 分	△ 26,884	△ 48,002
			会 員 勘 定 合 計	127,407,304	128,791,642
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,318,607	9,520,953
			土 地 再 評 価 差 額 金	△ 1,027,281	△ 818,268
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	14,291,326	8,702,685
			純 資 産 の 部 合 計	141,698,630	137,494,328
資産の部合計	2,507,403,091	2,566,900,484	負債及び純資産の部合計	2,507,403,091	2,566,900,484

貸借対照表 注記

- 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
- 2.有価証券の評価基準および評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
- 3.デリバティブ取引の評価基準および評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- 4.有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法
有形固定資産は、当金庫の定める決算経理規則に基づき、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)により償却しています。また、主な耐用年数は次のとおりです。
建 物 3年~50年
そ の 他 3年~20年
- 5.無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法
無形固定資産は、定額法により償却しています。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- 6.リース資産の減価償却の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
- 7.外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 8.貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、次のとおり計上しています。
正常先債権および要注意先債権に相当する債権(以下、「債権」とは、貸出金および貸出金に準ずるその他の債権のことをいいます。)については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。
破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証等による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部が査定結果を監査しています。
また、当金庫の引当基準は、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に基づいて定めています。
- 9.賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 10.退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。
また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
(1)過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理しています。
(2)数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理しています。
- 11.役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
- 12.債務保証損失引当金の計上基準
債務保証損失引当金は、債務保証見返に係る資産査定に基づく損失見込額に相当する額を計上しています。
- 13.睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しています。
- 14.収益の計上方法
役員取引等収益は、役員提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。
役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しています。
- 15.消費税および地方消費税の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。
- 16.有形固定資産の減価償却累計額および圧縮記帳額
有形固定資産の減価償却累計額 10,322,519千円
有形固定資産の圧縮記帳額 60,255千円
- 17.理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額 85,056千円
- 18.子会社等の株式(および出資金)総額 50,000千円
- 19.子会社等に対する金銭債権総額 -千円
- 20.子会社等に対する金銭債務総額 276,874千円
- 21.破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額
債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は1,442,861千円、危険債権額は3,795,753千円です。
なお、債権は、貸借対照表の社債(その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または貸借契約によるものに限る。)です。
破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。
- 22.三月以上延滞債権額
債権のうち、三月以上延滞債権額は84,920千円です。
なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。
- 23.貸出条件緩和債権額
債権のうち、貸出条件緩和債権に該当するものではありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- 24.破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額ならびに貸出条件緩和債権額の合計額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額ならびに貸出条件緩和債権額の合計額は、5,323,535千円です。なお、21.から24.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
(表示方法の変更)
21.から24.について、「労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令」(令和2年1月24日 内閣府厚生労働省令第1号)が2022年3月31日から施行されたことにともない、労働金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しています。
- 25.担保に提供している資産
担保に提供している資産は次のとおりです。
担保に提供している資産
預け金 24,203,068千円
担保資産に対応する債務
預金 4,207,093千円
借入金 24,200,000千円
上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金94,895,000千円を差し入れています。
- 26.土地の再評価の方法と差額
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布、法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
再評価を行った年月日 2002年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課

税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に時点修正等の合理的な調整を行って算出。

27. 出資一口当たりの純資産額 8,648円27銭

28. 目的積立金

目的積立金は、特別積立金に含めて記載しています。

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務等の金融業務を行っています。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、債券、投資信託および株式であり、主に利息配当金を得ることを目的として保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、リスクが高いものとして、外国為替レートや株価指数等の水準による受取利息の変動が大きい外国債券が含まれています。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクおよび金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務に関する規程類およびリスク管理関係規程類にしたがい、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信の上限枠の設定、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による経営リスク管理委員会や経営会議を開催し、審議・報告を行っています。

さらに、与信管理の状況については、統合リスク管理部が点検しています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびカウンターパーティーリスクに関しては、財務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

リスク管理およびALMに関する規程類において、具体的な方法等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理方針に基づき、経営リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総合企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析等によりモニタリングを行っています。モニタリング結果については、月次で経営リスク管理委員会に報告しています。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、保有する有価証券の為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(iii) 価格変動リスクの管理

当金庫は、理事会において決定された余裕金運用方針、および関連規程類に基づき、有価証券を含む市場運用商品を保有しています。

このうち、財務部では、市場運用商品を購入しており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。これらの情報は定期的に、理事会および経営リスク管理委員会に報告しています。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量(損失額の推計値)をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク資本枠の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間125日、信頼区間99.0%、観測期間1年)により算出しており、2022年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫のVaRは、全体で9,169,580千円です。VaRの計測にあたって使用する流動性預金の金利満期については、滞留期間を考慮したコア預金を内部モデルにより算定しています。

なお、有価証券のうち、VaRを算出できない子会社株式が50,000千円、非上場株式が11,800千円あります。市場リスク量の算出にあたり、当該株式の帳簿価格の30%をリスク量とみなしたうえで、VaRと合算しています。

当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した

一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化等によって、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

30. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)を参照)。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めていません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	439,301,564	439,846,225	544,661
(2) 有価証券 その他有価証券	593,472,036	593,472,036	-
(3) 貸出金 貸倒引当金(*)	1,484,867,295 △ 98,908	1,490,759,164	5,990,777
金融資産計	2,517,541,988	2,524,077,426	6,535,438
(1) 預金積金	2,303,541,572	2,304,289,179	747,606
(2) 譲渡性預金	89,171,876	89,213,168	41,292
(3) 借入金	24,200,000	24,200,000	-
金融負債計	2,416,913,449	2,417,702,348	788,899

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。投資信託は、公表されている基準価格によっています。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としています。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

(3) 借入金

約定期間が短期間(1年以内)であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	50,000
非上場株式(*1)	11,800
組合出資金(*2)	14,700,200
合 計	14,762,000

- (※1)子会社株式および非上場株式については、市場価格がないことから、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項にしたがい時価開示の対象とはしていません。
- (※2)組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)第27項の経過措置を適用しており、時価開示の対象とはしていません。

(注3)満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	37,787,000	130,804,470	86,891,280	316,435,233
合計	37,787,000	130,804,470	86,891,280	316,435,233

(注4)借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(※)	1,728,112,772	418,937,382	135,400,573	21,090,844
譲渡性預金	88,571,876	250,000	350,000	-
借入金	24,200,000	-	-	-
合計	1,840,884,649	419,187,382	135,750,573	21,090,844

(※)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めています。

31. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」等が含まれています(以下、33.まで同様)。

(1)その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,281,162	1,863,527	417,634
	債券	324,462,306	310,266,735	14,195,571
	国債	129,760,210	121,708,033	8,052,176
	地方債	54,173,560	52,386,182	1,787,378
	社債	109,755,973	107,773,787	1,982,185
	外国証券	30,772,562	28,398,732	2,309,835
	その他	9,897,557	6,936,973	2,960,584
	小計	336,641,026	319,067,237	17,509,794
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	305,381	333,739	△28,358
	債券	256,058,831	260,485,309	△4,405,327
	国債	48,480,400	49,883,764	△1,403,364
	地方債	24,507,948	25,402,370	△894,422
	社債	161,175,235	163,034,175	△1,858,939
	外国証券	21,895,248	22,165,000	△248,602
	その他	466,796	500,501	△33,705
	小計	256,831,009	261,319,551	△4,467,391
合計		593,472,036	580,386,788	13,042,402

(注)「外国証券」の差額のうち、複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上したものは除いています。

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	-	-	-
債券	47,364,458	155,592	325,209
国債	31,508,001	119,748	261,973
地方債	7,915,096	17,424	45,882
社債	4,433,860	10,636	15,963
外国証券	3,507,500	7,783	1,391
その他	-	-	-
合計	47,364,458	155,592	325,209

33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等および組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しています。

当事業年度における減損処理額は、84,693千円(うち、株式84,693千円)です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価(または償却原価)に比べ、30%以上の下落をしている場合としています。

34. 当座貸越契約等

当座貸越契約および貸出に係るコミットメントライン契約は、お客さまからの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、237,536,652千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(または任意の時期に無条件で取消可能なもの)は116,841,341千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶または契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほ

か、契約後も定期的にあらかじめ定めている庫内手続に基づきお客さまの業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

なお、総合口座についての未実行残高は上記金額のうち120,695,311千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置を取っています。

35. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主原因別の内訳

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

(単位:千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,407,459
外貨建その他有価証券為替差益	392,950
減損損失	239,597
減価償却限度超過額	154,661
賞与引当金	136,033
睡眠預金払戻損失引当金	46,920
役員退職慰労引当金	43,261
確定拠出年金移換金	41,022
その他	165,212
繰延税金資産小計	2,627,118
評価性引当額	△345,004
繰延税金資産合計	2,282,114
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	21,424
前払年金費用	145,933
その他有価証券評価差額金	3,521,448
その他	19,270
繰延税金負債合計	3,708,076
繰延税金負債の純額	1,425,961

36. 契約資産、お客さまとの契約から生じた債権、契約負債

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示していません。当事業年度末の契約資産、お客さまとの契約から生じた債権および契約負債の金額は、以下のとおりです。

契約資産	-千円
お客さまとの契約から生じた債権	115,654千円
契約負債	-千円

37. 会計方針の変更

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(1)「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)および「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)を当事業年度より適用しています。時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いにしたがって、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

(2)「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配がお客さまに移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、一部の取引の収益については、関連する費用と相殺して計上しています。この結果、当事業年度の経常収益および経常費用が65,058千円減少しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いにしたがっています。なお、累積的影響額はありません。

(3)消費税等の会計処理の変更

消費税等の会計処理は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、従来の税込方式から税抜方式に変更しています。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いにしたがって、当事業年度の期首より前までに税込方式にしたがって消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

損益計算書

(単位：千円)

科目	2020年度	2021年度
経常収益	26,510,015	25,668,911
資金運用収益	23,804,558	23,472,343
貸出金利息	16,349,155	16,193,148
貸預け金利息	1,214,903	1,222,562
有価証券利息配当金	5,650,944	5,438,740
その他の受入利息	589,555	617,891
役員取引等収益	1,385,957	1,203,549
受入為替手数料	344,682	218,327
その他の役員収益	1,041,275	985,222
その他業務収益	1,193,389	960,486
国債等債券売却益	142,951	155,592
金融派生商品収益	135,253	—
その他の業務収益	915,184	804,893
その他経常収益	126,109	32,531
貸倒引当金戻入益	—	10,270
償却債権取立益	98	814
株式等売却益	86,504	—
その他の経常収益	39,506	21,446
経常費用	23,334,105	22,489,690
資金調達費用	1,005,620	953,102
預金利息	936,708	892,262
譲渡性預金利息	68,912	60,839
役員取引等費用	4,225,671	4,115,664
支払為替手数料	1,036,482	955,589
その他の役員費用	3,189,188	3,160,075
その他業務費用	411,215	407,436
国債等債券売却費用	350,629	325,209
金融派生商品費用	—	59,383
その他の業務費用	60,585	22,843
経常費用	17,666,442	16,921,500
人物件費用	9,155,992	8,720,813
人物税	8,374,223	7,454,767
物件	136,226	745,918
その他経常費用	25,156	91,986
貸倒引当金繰入額	432	—
株式等売却損	12,016	—
株式等償却	—	84,693
その他資産償却	8,571	6,862
退職手当金	3,894	62
その他経常費用	241	368
経常利益	3,175,909	3,179,220
特別利益	589	—
特別損失	237,170	118,294
固定資産処分損失	18,700	7,606
減損損失	218,470	110,688
税引前当期純利益	2,939,327	3,060,926
法人税、住民税及び事業税	722,837	847,605
法人税等調整額	△ 10,303	△ 54,469
法人税等合計	712,533	793,136
当期純利益	2,226,793	2,267,790
繰越金(当期首残高)	3,848,621	4,776,466
土地再評価差額金取崩額	△ 46,533	△ 209,013
当期末処分剰余金	6,028,881	6,835,243

損益計算書 注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
- 子会社との取引による収益総額 4,532千円
子会社との取引による費用総額 688,872千円
- 出資一口当たりの当期純利益金額 142円53銭
- 固定資産の重要な減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しています。

場所	用途	種類
大正支店	営業店	土地、建物等
富田林支店	営業店	土地、建物
洲本支店	営業店	土地
但馬支店	営業店	土地
北播支店	営業店	土地
岸和田支店	営業店	建物

事業用不動産については、継続的に行っている管理会計上の収益把握単位である営業店を、所有不動産については各資産をグループの最小単位としています。本部等は独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としています。

当事業年度に減損損失を認識した資産グループは、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスと認められたことから、減損損失を認識したものです。これにより、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(110,688千円)として、特別損失に計上しています。その内訳は、土地38,199千円、建物65,966千円、その他6,522千円です。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しています。正味売却価額は土地および建物については不動産鑑定評価額により評価し、重要性が乏しい資産については適切に市場価額を反映していると考えられる指標に基づいて算定しています。使用価値は、将来キャッシュフローを0.17%で割り引いて算定しています。

- 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しています。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	2020年度(総会承認日(2021年6月23日))	2021年度(総会承認日(2022年6月22日))
当期末処分剰余金	6,028,881	6,835,243
剰余金処分額	1,252,414	2,258,121
普通出資に対する配当金	(年2%) 318,401	(年2%) 317,958
事業の利用分量に対する配当金	334,013	340,162
金利変動等準備積立金	—	600,000
機械化積立金	600,000	1,000,000
繰越金(当期末残高)	4,776,466	4,577,122

以上の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、2022年5月26日に監事の監査を受けております。また、同年6月22日の第24回通常総会において上記の貸借対照表および損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4および同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく会計監査人の監査を、2022年5月20日に受けております。

2021年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2022年6月23日

近畿労働金庫

理事長 江川 光一

資産内容の開示について

当金庫は、皆さまからお預かりした大切な財産を安全に管理し、勤労者のニーズにお応えする健全な貸出として活用するとともに、積極的な情報開示に取り組み、1996年3月末からリスク管理債権を全国の労働金庫で統一した基準により開示しています。以降、2000年3月末から法定開示項目である「リスク管理債権」、「金融再生法に基づく資産査定の開示」に加えて、資産査定結果についても自主的に開示しています。また、2003年3月末からは、金融再生法上の不良債権に対する保全状況も開示するなど、引き続き透明性の確保に努めています。

なお、労働金庫法施行規則の一部改正にともない、2022年3月末より「リスク管理債権」と「金融再生法上の開示債権」の区分・対象債権の範囲が統一されています。

資産査定について

当金庫は、資産の実態を正確に把握するため、年2回、資産査定を実施しています。資産査定の実施にあたっては、資産査定規程等に基づき、営業店および所管部署が第一次査定を、融資部および統合リスク管理部が第二次査定を行ったうえで、査定部署から独立した部署である業務監査部が、資産査定結果の監査を行っています。査定対象資産は、与信性の資産に加えて、固定資産、有価証券、その他の資産等についても幅広く対象としています。資産査定のプロセスは次のとおりです。①債務者の実質的な財務状

況等により、債務者状況を判定して、債務者をi)正常先、ii)要注意先、iii)破綻懸念先、iv)実質破綻先、v)破綻先の5つに区分します。この5つの区分を債務者区分といいます。②債務者区分ごとに資金用途等の内容や担保・保証等による債権回収の可能性を評価して、回収リスクの低い方から順に、I分類(非分類)、II分類、III分類、IV分類の4段階に分類します。この4つの分類を分類区分といいます。③この資産査定結果に基づき、適切な資産の償却と引当金の計上を行っています。

労働金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・要管理債権(三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権)・合計額・正常債権・総与信残高)

2022年3月末現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	2020年度末	2021年度末
労働金庫法及び金融再生法上の不良債権 合計(A)	5,895	5,324
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,316	1,443
危険債権	4,442	3,796
要管理債権	137	85
三月以上延滞債権	137	85
貸出条件緩和債権	0	0
保全額(B)	5,889	5,319
担保・保証等による回収見込み額	5,768	5,207
貸倒引当金	121	112
保全率(B)/(A)(%)	99.90	99.91
正常債権(C)	1,427,951	1,480,650
総与信残高(D)=(A)+(C)	1,433,845	1,485,973
労働金庫法及び金融再生法上の不良債権比率(A)/(D)(%)	0.41	0.35

(注)金額は決算後(償却後)の計数です。単位未満を四捨五入しています。

2022年3月末の残高は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」が14億43百万円、「危険債権」が37億96百万円、「要管理債権」が85百万円、合計で53億24百万円(労働金庫法及び金融再生法上の不良債権(A))となり、総与信に占める比率は0.35%となっています。



■「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の債権のことで、労働金庫法施行規則第114条で定めるものです。リスク管理債権は、その債務者の状態により「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に区分されます。

■「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことで、

■「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しないものです。

■「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことで、

■「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」並びに「危険債権」に該当しないものです。

■「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しないものです。

貸出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

■「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

■「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

■「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことで、

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことで、

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定の債務者区分」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労働金庫法に基づく開示債権（リスク管理債権）」の各種基準を比較すると、以下のとおりとなります。

●資産査定・金融再生法・リスク管理債権の対比

作成基準日 2022年3月31日

(単位:百万円)

資産査定		金融再生法/リスク管理債権		
債務者区分	定義 (労働金庫の資産査定関連規程類)	債権区分	定義	
			金融再生法 (労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条)	リスク管理債権 (労働金庫法施行規則第114条)
区分	債務者単位	区分	債務者単位	
対象	債権	対象	総与信(ただし要管理債権は貸出金のみ)	
破綻先	543	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,443	
実質破綻先	899			
破綻懸念先	3,795	危険債権	3,796	
要注意先	12,894	(要管理債権(債権単位))	三月以上延滞債権	85
			貸出条件緩和債権	-
正常先	1,313,628	正常債権	1,480,650	
その他	154,211			

●資産査定の債務者区分と各開示基準による債権区分の定義

資産査定		金融再生法/リスク管理債権		
債務者区分	定義 (労働金庫の資産査定関連規程類)	債権区分	定義	
			金融再生法 (労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条)	リスク管理債権 (労働金庫法施行規則第114条)
区分	債務者単位	区分	債務者単位	
対象	債権	対象	総与信(ただし要管理債権は貸出金のみ)	
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権	
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者			
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性の高い債権	
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど、貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど、履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者	要管理債権(債権単位)	三月以上延滞債権	元金または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金
			貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権	
その他	国および地方公共団体に対する債権			

主な経営指標

主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	27,773	28,181	28,185	26,510	25,668
経常利益	1,439	2,482	3,400	3,175	3,179
当期純利益	1,720	1,981	2,605	2,226	2,267
純資産額	140,128	144,795	139,728	141,698	137,494
総資産額	2,281,850	2,388,354	2,420,520	2,507,403	2,566,900
預金積金残高	2,015,825	2,086,296	2,133,051	2,229,408	2,303,541
貸出金残高	1,271,716	1,331,309	1,379,669	1,432,643	1,484,867
有価証券残高	567,345	591,421	590,877	602,597	593,533
出資総額	15,955	15,950	15,947	15,947	15,946
出資総口数(口)	15,955,328	15,950,658	15,947,844	15,947,382	15,946,476
出資に対する配当金	476	476	317	318	317
職員数(人)	1,138	1,083	1,068	1,072	1,071
単体自己資本比率(%)	12.53	11.99	11.53	11.08	10.61

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しています。

主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項目	2020年度	2021年度
業務粗利益	20,741	20,160
業務粗利益率	0.85	0.79
業務純益	3,299	3,231
実質業務純益	3,312	3,231
コア業務純益	3,520	3,401
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	3,520	3,401
資金運用収支	22,798	22,519
役務取引等収支	△ 2,839	△ 2,912
その他業務収支	782	553
資金運用勘定平均残高	2,429,636	2,521,524
資金運用収益(受取利息)	23,804	23,472
資金運用収益増減額	△ 780	△ 332
資金運用利回り	0.97	0.93
資金調達勘定平均残高	2,330,331	2,419,152
資金調達費用(支払利息)	1,005	953
資金調達費用増減額	△ 35	△ 52
資金調達利回り	0.04	0.03
資金調達原価率	0.79	0.73
資金利鞘	0.18	0.20
総資産経常利益率	0.12	0.12
総資産当期純利益率	0.09	0.08
総資產業務純益率	0.13	0.12
純資産経常利益率	2.25	2.32
純資産当期純利益率	1.57	1.65
純資產業務純益率	2.33	2.36

1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券等の利息収支を示す「資金利益」、各種手数料等の収支を示す「役務取引等利益」、債券等の売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\frac{\text{資金運用勘定}}{\text{平均残高}}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。）」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6. 利益率・純益率

$$\text{総資産(純)〇〇利益率(または純益率)} = \frac{\text{〇〇(純)利益(または純益)}}{\frac{\text{総資産(除く債務保証見返)}}{\text{平均残高}}} \times 100$$

$$\text{純資産(純)〇〇利益率(または純益率)} = \frac{\text{〇〇(純)利益(または純益)}}{\frac{\text{純資産(外部流出額を除く)}}{\text{期末残高}}} \times 100$$

出資配当等

(単位:百万円、%)

項目	2020年度	2021年度
總會承認日	2021年6月23日	2022年6月22日
出資配当	318	317
配当率	2	2
利用配当	334	340
配当負担率	10.82	9.62

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{(出資配当+利用配当)}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$

常勤役員一人当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項目	2020年度	2021年度
預金残高	2,058	2,124
貸出金残高	1,254	1,295

1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項目	2020年度	2021年度
預金残高	41,134	42,722
貸出金残高	25,059	26,055

(注) インターネット近畿支店を含みます。

自己資本の充実の状況

1. 単体自己資本比率(国内基準)

(単位:%)

2020年度末	2021年度末
11.08	10.61

(注)当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は、国内基準を採用しています。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準が、それ以外の金融機関には国内基準が適用されません。

算式は以下のとおりです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1) - コア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3) + オペレーショナル・リスク相当額 \times 12.5(注4)}} \times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労働金庫連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(各オフ・バランス取引等を含む)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4) 8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注)を採用しています。

(注)標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

② オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注)を採用しています。

(注)基礎的手法…粗利益の15%(直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」とよばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は10.61%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

2.自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	2020年度末	2021年度末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	126,754	128,133
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,947	15,946
うち、利益剰余金の額	111,486	112,893
うち、外部流出予定額(△)	△ 652	△ 658
うち、上記以外に該当するものの額	△ 26	△ 48
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	39	39
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	39	39
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	126,794	128,172
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	229	247
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	229	247
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	270	540
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	500	787
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	126,294	127,385
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,099,121	1,160,776
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 3,005	△ 1,952
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,005	△ 1,952
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	39,972	38,926
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,139,093	1,199,703
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)/(ニ)	11.08%	10.61%



(参考) 自己資本比率に関連する用語

■「コア資本」とは

自己資本比率告示では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

■「コア資本に係る基礎項目」とは

自己資本比率告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定めています。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等です。2012年度末まで資本として認められていた劣後ローン等については算入できない扱いとなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

■「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当になる基本財産の額です。

■「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰り延べて支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰り延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」とよばれるものです。

■「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されています。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資については、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」とよばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金を計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益等からなり、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、当金庫の取引から生じることはありません。

■「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」および「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金をさします。

「その他利益剰余金」は、「特別積立金」および「当期末処分剰余金」から構成されています。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1)金利変動準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
- (2)機械化積立金
事務処理等の機械化にともなう将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。
- (3)配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
- (4)経営基盤強化積立金
将来の支出増大等に備えて、経営基盤強化に資するための積立金です。

■「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆さまに還元することが予定されるものをさします。

■「上記以外に該当するもの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

■「一般貸倒引当金」とは

引当金は、将来の費用または損失に対して引き当て(積み立て)るものです。このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当てという制約はありませんが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いとみることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています(算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%)。

■「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

当金庫が保有している事業用土地を時価(公示地価等)で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度末までは、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目(Tier2)に加算することが認められていましたが、2013年度末から自己資本に算入できない扱いとなりました。

ただし、この扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本に算入(算入割合は年々減少)することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

当金庫では、この経過措置を適用していないため、「差額」の45%を自己資本に加算していません。

■「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度末から、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

■「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産(ソフトウェアやリース資産、電話加入権等)は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

■「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引にともなう債権譲渡により売却益が発生した際に生じた、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘案後)のことです。

■「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産等一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

■「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

■「自己資本の額」とは

コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額です。

3. 定性的開示事項・定量的開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要

2021年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	① 発行主体：近畿労働金庫
	② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：159億46百万円

(2) 自己資本の充実度に関する事項

●信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項目	2020年度末		2021年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	1,099,121	43,964	1,160,776	46,431
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,099,121	43,964	1,160,776	46,431
現 金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	98	3	98	3
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	339	13	239	9
我が国の政府関係機関向け	8,438	337	8,350	334
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	87,489	3,499	90,579	3,623
法人等向け	75,544	3,021	85,161	3,406
中小企業等向け及び個人向け	592,350	23,694	633,917	25,356
抵当権付住宅ローン	166,350	6,654	168,031	6,721
不動産取得等事業向け	93	3	147	5
三月以上延滞等	448	17	224	8
取立未済手形	183	7	169	6
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出 資 等	10,046	401	9,696	387
上 記 以 外	160,744	6,429	166,112	6,644
証券化エクスポージャー	-	-	-	-
うち再証券化	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 3,005	△ 120	△ 1,952	△ 78
派生商品取引等	-	-	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク (B)	39,972	1,598	38,926	1,557
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B) (C)	1,139,093	45,563	1,199,703	47,988

- (注) 1. 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引等にも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを乗じてリスク・アセットを算定します。
なお、貸借対照表に計上している当金庫が行う債務保証の見返勘定は、オフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関するものです。
2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額など、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーと、信用リスク区分によりリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーのことです。
5. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」とは、ファンド向けエクイティ出資において、それ自体のリスク・ウェイトが判定できないエクスポージャーのことで、定められた手順によるリスク・ウェイトが適用されます。当金庫において対象となるエクスポージャーはありません。
6. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引)について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。
7. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保等例外を除き、原則としてリスク・アセットの計算が必要となります。
8. 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。
(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

◆現在の自己資本の充実状況について

2021年度末の当金庫の自己資本比率は10.61%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。また、当金庫の自己資本は、ほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しています。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しています。

具体的には、市場リスク、信用リスク等のリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることを確認しています。

◆将来の自己資本の充実策

当金庫では、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

●地域別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末
国内	2,480,139	2,565,423	1,492,897	1,545,511	503,099	520,188	-	-	7,437	7,437	476,704	492,285	373	193
国外	68,686	50,900	-	-	68,364	50,563	-	-	-	-	322	337	-	-
合計	2,548,826	2,616,324	1,492,897	1,545,511	571,464	570,752	-	-	7,437	7,437	477,027	492,622	373	193

●業種別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 業種区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末
製造業	31,895	41,062	-	-	31,278	40,683	-	-	-	-	616	379	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	750	1,050	-	-	750	1,050	-	-	-	-	0	0	-	-
建設業	5,108	6,306	-	-	5,002	6,199	-	-	-	-	106	106	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	27,840	31,118	-	-	27,191	30,506	-	-	-	-	648	612	-	-
情報通信業	4,222	4,420	-	-	4,000	4,200	-	-	-	-	222	220	-	-
運輸業、郵便業	38,103	40,767	-	-	37,684	40,379	-	-	-	-	419	388	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	13,323	14,038	1	0	13,102	13,814	-	-	-	-	219	223	-	-
金融業、保険業	591,138	606,499	-	-	151,756	149,447	-	-	-	-	439,381	457,051	-	-
不動産業、物品賃貸業	21,440	19,886	93	147	21,201	19,598	-	-	-	-	145	140	-	-
医療、福祉	4,107	4,147	4,095	4,136	-	-	-	-	-	-	12	11	-	-
サービス業	5,082	3,797	460	437	4,560	3,300	-	-	-	-	61	59	-	-
国・地方公共団体	437,098	415,760	162,025	154,128	274,436	261,071	-	-	-	-	637	560	-	-
個人	1,326,281	1,386,843	1,325,560	1,386,142	-	-	-	-	-	-	721	701	373	193
その他	42,433	40,623	661	519	500	500	-	-	7,437	7,437	33,834	32,166	-	-
合計	2,548,826	2,616,324	1,492,897	1,545,511	571,464	570,752	-	-	7,437	7,437	477,027	492,622	373	193

●残存期間別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 期間区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末
期間の定めのないもの	163,746	151,011	61,662	62,000	-	-	-	-	7,437	7,437	94,646	81,574
1年以下	269,009	274,811	109,291	104,684	44,498	37,782	-	-	-	-	115,218	132,344
1年超3年以下	404,509	403,674	182,154	188,273	89,017	75,807	-	-	-	-	133,336	139,593
3年超5年以下	339,417	361,999	175,368	176,907	44,823	53,780	-	-	-	-	119,225	131,311
5年超7年以下	199,747	184,565	156,214	156,552	29,933	21,213	-	-	-	-	13,600	6,800
7年超10年以下	250,117	269,074	200,235	203,394	49,882	65,680	-	-	-	-	-	-
10年超	922,279	971,186	607,970	653,699	313,308	316,487	-	-	-	-	1,000	1,000
合計	2,548,826	2,616,324	1,492,897	1,545,511	571,464	570,752	-	-	7,437	7,437	477,027	492,622

(注1)エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

(注2)エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等です。

(注3)エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーと、信用リスク区分によりリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーのことです。合計および内訳の資産のエクスポージャーは、「延滞エクスポージャー」を含む金額を記載しています。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

項目		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2020年度	26	39	-	26	39
	2021年度	39	39	-	39	39
個別貸倒引当金	2020年度	110	93	4	106	93
	2021年度	93	83	-	93	83
合計	2020年度	136	133	4	132	133
	2021年度	133	122	-	133	122



■「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

■「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

●業種別

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売・小売業、医薬品・化粧品・医薬品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	16	15	15	13	-	-	16	15	15	13	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	47	46	46	40	0	-	47	46	46	40	-	-
その他	46	31	31	29	4	-	42	31	31	29	-	-
合計	110	93	93	83	4	-	106	93	93	83	-	-

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2020年度末			2021年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	6,505	514,064	520,569	6,009	490,951	496,960
10%	-	87,784	87,784	-	85,900	85,900
20%	45,484	425,261	470,746	43,846	442,391	486,237
35%	-	475,286	475,286	-	480,091	480,091
50%	87,118	-	87,118	99,744	-	99,744
75%	-	789,835	789,835	-	845,250	845,250
100%	20,947	45,438	66,386	24,181	43,896	68,078
150%	-	180	180	-	93	93
200%	-	-	-	-	-	-
250%	-	50,918	50,918	-	53,965	53,965
1250%	-	-	-	-	-	-
合計	160,056	2,388,769	2,548,826	173,782	2,442,541	2,616,324

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. 上記のリスク・ウェイト区分以外のエクスポージャーについては、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトを超える最も近いリスク・ウェイト区分に含めています。

●信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は、営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定の特設部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。

また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的に経営リスク管理委員会で協議しています。また、経営会議および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」および「資産の償却および引当規程」に基づき以下のとおり計上しています。

- 正常先債権および要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
- 破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- 破綻先債権および実質破綻先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

● リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ① 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ② 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④ S&Pグローバル・レーティング (S&P)
- ⑤ フィッチレーティングスリミテッド (FITCH)

● エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)は上記①～⑤、それ以外のエクスポージャーは上記①～④の適格格付機関を使用してリスク・ウェイトを判定しています。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

項目	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	61,358	61,747	6,667	6,125	-	-
オン・バランス	1,463	1,400	6,667	6,125	-	-
オフ・バランス	59,895	60,347	-	-	-	-

● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、「適格金融資産担保」および「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

「適格金融資産担保」については、自己資本比率告示で定められた条件を満たしている自金庫預金としています。信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

「保証」については、自己資本比率告示で定められた条件を満たしている中央政府および中央銀行、地方公共団体、金融機関等による保証としています。

なお、債権保全の一手段として、貸出金と自金庫預金の相殺を用いています。手形貸付、証書貸付、当座貸越について期限の利益喪失事由が発生し、相殺に至った場合、預金者に「相殺通知書」を送付します。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫においては、該当の取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫においては、該当の取引はありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

① 貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

項目	2020年度末		2021年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	2,587	2,587	2,586	2,586
非上場株式等	326	326	61	61
その他の	25,211	25,211	25,064	25,064
合計	28,125	28,125	27,712	27,712

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。

2. 時価のないものについては、貸借対照表計上額を時価欄に記載しています。

3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、上場投資信託(ETF)、その他出資金等を計上しています。

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

項目	2020年度	2021年度
売却益	86	-
売却損	12	-
償却	-	84

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2020年度末	2021年度末
評価損益	3,379	3,316

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2020年度末	2021年度末
評価損益	-	-

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。「その他有価証券」については、「余裕金運用方針」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、経営会議で協議し、理事会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に理事会等に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得し、リスクの把握に努めています。

会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

(8)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

当金庫においては、該当の取引はありません。

(9)金利リスクに関する事項

①金利リスク量

(単位:百万円)

	2020年度末	2021年度末
VaR	10,856	9,694

②IRRBB(銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△ EVE		△ NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	33,912	32,185	696	679				
2	下方パラレルシフト	0	0	2,219	2,097				
3	スティープ化								
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	33,912	32,185	2,219	2,097				
		ホ		ヘ					
8	自己資本の額	当期末		前期末					
		127,385		126,294					

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しています。

2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正により、2019年3月末から金利リスクの定義および計測方法等が変更となりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」の表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しています。なお、表中のイ、ロ、…の記号は、告示の様式上に定められているものです。

3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合はプラスで表示)。

4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合はプラスで表示)。

●金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、会員および間接構成員向け貸出、労働金庫連合会への預け金、国債・地方債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、株価変動リスク、為替リスク等)および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金、貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフ・バランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニ

タリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的に経営リスク管理委員会で協議し、経営会議および理事会に対して定期的に報告しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRRB)について経済的価値の変動額である Δ EVEおよび金利収益の変動額である Δ NIIを計測しています。

また、規程類および方針において金利スワップ等デリバティブを活用した金利リスク削減に係る対応を定め、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は週次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBは Δ EVEおよび Δ NIIを月次ベースで計測しています。

●金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIに関する事項

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2022年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.23年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としています。
- (3) 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルにより預金種別や顧客属性別等の残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しています。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っています。
- (4) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (5) 複数通貨の集計方法およびその前提
IRRBについては保守的に通貨毎に算出した Δ EVEおよび Δ NIIが正となる通貨のみを対象としています。
- (6) スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮していません。
- (7) 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
- (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の Δ EVEは339億12百万円(前期末比17億27百万円増加)、 Δ NIIは22億19百万円(前期末比1億22百万円増加)となりました。
- (9) 計測値の解釈や重要性に関する説明
 Δ EVEの計測値は、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 内部管理上の金利リスク管理に関する事項

- (1) 金利ショックに関する説明
当金庫では、金利リスクだけでなく他の市場リスクと合わせ統一的な条件でVaRを計測しています。金利ショックとして、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
- (2) 金利リスク計測の前提
VaRは、保有期間125日、信頼水準99%、観測期間1年の条件のもとで分散共分散法により計測しています。

(10)オペレーショナル・リスクに関する事項

●オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、事務リスク、システムリスク、有形資産リスク、風評リスク、法務リスクをオペレーショナル・リスクの対象としています。

オペレーショナル・リスクの管理状況および今後の対応について、「オペレーショナル・リスク管理規則」に基づき、定期的に経営リスク管理委員会および、法務リスクについてはコンプライアンス委員会で協議しています。また、経営会議および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

事務リスクについては、商品・制度に係る研修を定期的を実施することにより、リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

システムリスクについては、当金庫の情報資産の適切な管理および保護に関する基本的かつ包括的な方針として「セキュリティポリシー」を定め、情報資産の安全性の確保を金庫全体の課題として取り組んでいます。

有形資産リスクについては、有形資産の毀損や損害を防ぐため、有形固定資産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の状況を踏まえた防災・防犯対策を実施しています。

風評リスクについては、評判の悪化や風説の流布等による当金庫の信用力の低下を防ぐため、リスクの規模・性質に応じた適切な対応を講じて、風評リスク顕在化の未然防止に努めています。

法務リスクについては、法令、契約等に違反する行為や、金庫の商品制度、規程、契約内容等の不備による損害を防ぐため、契約の締結、商品サービスの発売にあたって、リーガルチェックを適正に実施しています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

預金に関する指標

預金科目別残高(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2020年度末				2021年度末			
	個人	法人			個人	法人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	-	-	-	98	-	-	-	145
普通預金	562,869	1,185	24	126,685	606,277	1,107	9	134,680
貯蓄預金	2,151	-	-	-	2,155	-	-	-
通知預金	-	-	-	-	-	-	-	-
別段預金	-	4,237	10	171	-	4,209	23	222
納税準備預金	-	-	-	-	-	-	-	-
定期預金	1,257,104	49,440	6,964	218,464	1,269,186	50,254	10,073	225,196
定額積金	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,822,125	54,862	6,999	345,420	1,877,619	55,571	10,105	360,245
構成比	81.73	2.46	0.31	15.49	81.51	2.41	0.43	15.63

預金種類別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項目	2020年度	2021年度
流動性預金	674,765	725,377
定期預金	1,531,046	1,566,880
譲渡性預金	97,718	100,207
その他の預金	-	-
合計	2,303,531	2,392,465

定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2020年度末	2021年度末
固定金利定期預金	1,531,875	1,554,624
変動金利定期預金	99	87
その他の	-	-
合計	1,531,974	1,554,711

預金者別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2020年度末		2021年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	1,880,789	84.36	1,927,404	83.67
民間労働組合	931,775	41.79	952,913	41.36
民間以外の労働組合及び公務員の団体	338,162	15.16	341,701	14.83
消費生活協同組合及び同連合会	9,941	0.44	10,804	0.46
その他の団体	600,909	26.95	621,985	27.00
(うち間接構成員)	(1,614,101)	(72.40)	(1,652,173)	(71.72)
個人会員	1,479	0.06	1,453	0.06
国・地方公共団体・非営利法人	108,035	4.84	115,135	4.99
一般員外(a)	239,103	10.72	259,548	11.26
合計	2,229,408	100.00	2,303,541	100.00

員外預金の状況(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2020年度末	2021年度末
一般員外譲渡性預金(b)	3,045	2,945
一般員外預金計(c)=(上表の(a)+(b))	242,148	262,493
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	2,323,714	2,392,713
一般員外預金比率(c)/(d)×100	10.42	10.97

当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が労働金庫法施行令第1条の4および同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上であることならびに定款の定めにより、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けています。

財形貯蓄残高(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2020年度末		2021年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	374,095	16.09	373,690	15.61
財形年金	108,268	4.65	105,339	4.40
財形住宅	45,087	1.94	42,470	1.77
合計	527,451	22.69	521,500	21.79

貸出金等に関する指標

貸出金科目別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項目	2020年度	2021年度
手形貸付	315	245
証券書貸付	1,342,314	1,396,694
当座貸越	60,692	62,192
割引手形	-	-
合計	1,403,323	1,459,132

貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2020年度末	2021年度末
固定金利貸出金	266,103	255,883
変動金利貸出金	1,166,540	1,228,984
合計	1,432,643	1,484,867

貸出金担保種類別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2020年度末	2021年度末
当金庫預金積金	1,462	1,428
有価証券	-	-
不動産	-	-
その他の	14,621	12,630
小計	16,083	14,059
保証	1,254,490	1,316,658
信用	162,069	154,149
合計	1,432,643	1,484,867

債務保証見返査定勘定の担保種類別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2020年度末	2021年度末
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
不動産	-	-
その他の	517	296
小計	517	296
保証	2	0
信用	-	-
合計	520	296

貸出金使途別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2020年度末		2021年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	
貸金手当対策資金	-	-	-	-	
生活資金	125,121	8.73	122,527	8.25	
福利共済資金	運営資金	162,246	11.32	154,355	10.39
	設備資金	3,748	0.26	3,868	0.26
生協資金	運営資金	27	0.00	9	0.00
	設備資金	594	0.04	497	0.03
住宅資金	一般住宅資金	1,140,509	79.60	1,203,238	81.03
	住宅事業資金	395	0.02	370	0.02
合計	1,432,643	100.00	1,484,867	100.00	

貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2020年度末		2021年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
民間労働組合	750,323	52.37	768,382	51.75
民間以外の労働組合及び公務員団体	182,715	12.75	176,948	11.92
消費生活協同組合及び同連合会	170,167	11.88	221,363	14.91
その他の団体	124,208	8.67	115,694	7.79
(うち間接構成員)	(1,224,857)	(85.50)	(1,279,762)	(86.19)
個人会員等	24	0.00	21	0.00
合計	1,227,437	85.68	1,282,408	86.37
預金積金担保貸出	207	0.01	196	0.01
その他	204,999	14.31	202,263	13.62
製造業	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	35	0.00	27	0.00
医療、福祉	2,270	0.16	2,202	0.15
サービス業	127	0.01	118	0.01
国・地方公共団体	162,025	11.31	154,129	10.38
その他の個人	40,542	2.83	45,787	3.08
合計	205,206	14.32	202,459	13.63
合計	1,432,643	100.00	1,484,867	100.00

預貸率

(単位:%)

項目	2020年度	2021年度
預貸率(期末値)	61.65	62.05
預貸率(期中平均値)	60.92	60.98

会員・出資金等に関する指標

大口出資会員

(単位:千円、%)

順位	会員名	出資金額	出資金総額に対する割合
1	全労済関西統括本部大阪推進本部	312,620	1.96
2	日本製鉄広畑労働組合	283,000	1.77
3	日本製鉄和歌山労働組合	282,192	1.76
4	京都交通労働組合	233,976	1.46
5	三菱電線工業労働組合	203,700	1.27
6	新日電関連協議会	203,200	1.27
7	一般財団法人 兵庫労働者福祉基金協会	200,000	1.25
7	一般財団法人 兵庫県学校厚生会	200,000	1.25
9	大阪市職員労働組合	181,990	1.14
10	高島屋労働組合	180,000	1.12

会員数内訳

(単位:会員、千円、%)

項目	2020年度末			2021年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	6,716	15,579,741	97.69	6,644	15,580,566	97.70
民間労働組合	5,022	10,518,222	65.95	4,946	10,442,712	65.48
民間以外の労働組合及び公務員の団体	1,017	2,932,621	18.38	1,017	2,939,146	18.43
生活協同組合及び同連合会	93	515,541	3.23	91	515,271	3.23
その他の団体	584	1,613,357	10.11	590	1,683,437	10.55
個人会員	6,163	340,757	2.13	5,870	317,908	1.99
その他の個人	—	26,884	0.16	—	48,002	0.30
合計	12,879	15,947,382	100.00	12,514	15,946,476	100.00

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。しかし、すでに発行された国債等の有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位:百万円)

項目	計	期間の定めなし					
		期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	
国債	2020年度末	176,700	—	14,500	43,500	4,800	113,900
	2021年度末	171,200	—	14,500	29,000	13,700	114,000
地方債	2020年度末	80,155	—	8,500	5,482	5,510	60,663
	2021年度末	77,839	—	5,482	592	8,391	63,373
短期社債	2020年度末	—	—	—	—	—	—
	2021年度末	—	—	—	—	—	—
社債	2020年度末	245,226	—	7,500	48,500	52,900	136,326
	2021年度末	270,861	—	4,300	74,300	54,400	137,861
貸付信託	2020年度末	—	—	—	—	—	—
	2021年度末	—	—	—	—	—	—
投資信託	2020年度末	7,437	7,437	—	—	—	—
	2021年度末	7,437	7,437	—	—	—	—
株式	2020年度末	2,608	2,608	—	—	—	—
	2021年度末	2,259	2,259	—	—	—	—
外国証券	2020年度末	69,083	—	13,980	36,775	17,128	1,200
	2021年度末	52,016	—	13,505	26,911	10,400	1,200
その他の証券	2020年度末	—	—	—	—	—	—
	2021年度末	—	—	—	—	—	—
合計	2020年度末	581,211	10,046	44,480	134,257	80,338	312,089
	2021年度末	581,614	9,696	37,787	130,804	86,891	316,435

有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円、%)

項目	2020年度		2021年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	170,914	29.77	167,964	29.33
地方債	80,265	13.98	78,688	13.74
短期社債	—	—	—	—
社債	232,596	40.52	255,465	44.61
貸付信託	—	—	—	—
投資信託	7,471	1.30	7,445	1.30
株式	2,697	0.46	2,370	0.41
外国証券	80,042	13.94	60,623	10.58
その他の証券	—	—	—	—
合計	573,987	100.00	572,557	100.00

(注)社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

預証率

(単位:%)

項目	2020年度	2021年度
預証率(期末値)	25.93	24.80
預証率(期中平均値)	24.91	23.93

有価証券の時価情報

当金庫では、預金としてお預かりした資金を、主として住宅ローンや教育ローン等にふり向けることにより勤労者のニーズにお応えしていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため当金庫は、保有する金融商品について、時価会

計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記(47～49ページ)をご覧ください。

なお、時価会計を踏まえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2022年3月末現在の状況であり、今後、変動していきます。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

当金庫においては、該当の取引はありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	項目	2020年度末			2021年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	外国証券	1,505	1,578	73	-	-	-
	小計	1,505	1,578	73	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
	合計	1,505	1,578	73	-	-	-

- (注) 1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
 2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めていません。

3. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

子会社・子法人等株式および関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、5.「市場価格のない株式等及び組合出資金の主な内容および貸借対照表計上額」に記載しています。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	項目	2020年度末			2021年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,217	1,864	353	2,281	1,863	417
	債券	429,074	410,033	18,938	324,462	310,266	14,131
	国債	150,831	140,396	10,435	129,760	121,708	8,052
	地方債	69,653	66,899	2,754	54,173	52,386	1,787
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	171,005	167,769	3,235	109,755	107,773	1,982
	外国証券	37,583	34,967	2,513	30,772	28,398	2,309
その他	10,042	6,936	3,105	9,897	6,936	2,960	
	小計	441,334	418,834	22,397	336,641	319,067	17,509
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	369	417	△47	305	333	△28
	債券	158,592	159,925	△1,333	256,058	260,485	△4,405
	国債	37,086	37,369	△283	48,480	49,883	△1,403
	地方債	13,123	13,308	△185	24,507	25,402	△894
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	76,768	77,355	△586	161,175	163,034	△1,858
	外国証券	31,613	31,891	△278	21,895	22,165	△248
その他	468	500	△31	466	500	△33	
	小計	159,430	160,844	△1,413	256,831	261,319	△4,467
	合計	600,765	579,678	20,984	593,472	580,386	13,042

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

3. 「外国証券」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当会計年度の損益に計上したものは除いています。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めていません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金の主な内容および貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項目	2020年度末	2021年度末
子会社・子法人等株式	50	50
関連法人等株式	-	-
非市場株式	276	11
合計	326	61

金銭の信託の時価情報

当金庫においては、該当の取引はありません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

当金庫においては、該当の取引はありません。

連結情報

金庫およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成



● 株式会社ろうきんビジネスサポート

当金庫で使用する各種帳票等の作成管理事務を受託する目的で、1986年12月12日に営業を開始しました。2021年度の経常利益は33百万円、当期純利益は20百万円です。

金庫の子会社等に関する事項

名 称	株式会社ろうきんビジネスサポート
主たる営業所又は事務所の所在地	大阪市西区江戸堀1丁目12番1号
資 本 金	50百万円
事 業 の 内 容	労働金庫代理業、ATM監視、帳票類・頒布品の購入・管理、事務機器等のリース、事務文書等の発送・配送業務、事務受託業務
設 立 年 月 日	1986年12月12日
金庫が保有する子会社の議決権の総株主の議決権に占める割合	100%
金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合	—

金庫およびその子会社等の事業の概況

■ 純資産

当金庫と株式会社ろうきんビジネスサポートを連結した結果、連結剰余金は1,134億27百万円、出資金は159億46百万円となり、純資産は、前期より41億84百万円減少して、1,380億28百万円となりました。

■ 預金

2021年度は、上記連結対象子会社からの預金積金に、連結にともなう調整消去を加えた結果、預金積金の期末残高は、前期より740億81百万円増加して、2兆3,033億1百万円となりました。

■ 貸出金

当金庫は、上記連結対象子会社への貸出金はなく、金庫単体の貸出金残高と変わらず、貸出金の期末残高は、前期より522億23百万円増加して、1兆4,848億67百万円となりました。

■ 損益

2021年度の経常収益は、前期より8億41百万円減少して、258億15百万円、経常費用は、前期より8億45百万円減少して、226億2百万円となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期より35百万円増加して、22億88百万円となりました。

金庫およびその子会社等の主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	27,926	28,330	28,333	26,656	25,815
経常利益	1,494	2,539	3,453	3,208	3,212
親会社株主に帰属する当期純利益	1,753	2,020	2,643	2,252	2,288
純資産額	140,540	145,247	140,216	142,212	138,028
総資産額	2,281,803	2,388,585	2,420,809	2,507,671	2,567,078
連結自己資本比率	12.57	12.02	11.57	11.12	10.65

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」により、連結自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しています。

連結貸借対照表

(単位:千円)

資産の部	2020年度末	2021年度末
現金及び預け金	437,692,247	454,152,196
有価証券	602,547,092	593,483,836
貸出金	1,432,643,652	1,484,867,295
その他資産	20,014,531	19,991,274
有形固定資産	14,048,368	13,621,053
無形固定資産	230,556	248,000
退職給付に係る資産	270,204	540,492
債務保証見返	357,970	296,916
貸倒引当金	△ 133,180	△ 122,910
資産の部合計	2,507,671,443	2,567,078,156

(単位:千円)

負債の部及び純資産の部	2020年度末	2021年度末
預金積金	2,229,220,190	2,303,301,555
譲渡性預金	94,306,323	89,171,876
借入金	26,800,000	24,200,000
その他負債	4,690,978	4,466,028
代理業務勘定	9,228	16,349
賞与引当金	509,573	503,827
退職給付に係る負債	5,487,415	5,216,866
役員退職慰労引当金	135,240	160,227
債務保証損失引当金	28,349	28,573
睡眠預金払戻損失引当金	201,202	173,781
繰延税金負債	3,624,768	1,425,961
再評価に係る繰延税金負債	87,418	87,418
債務保証	357,970	296,916
負債の部合計	2,365,458,659	2,429,049,382
出資金	15,947,382	15,946,476
利益剰余金	112,000,959	113,427,613
処分未済持分	△ 26,884	△ 48,002
会員勘定合計	127,921,457	129,326,087
その他有価証券評価差額金	15,318,607	9,520,953
土地再評価差額金	△ 1,027,281	△ 818,268
評価・換算差額等合計	14,291,326	8,702,685
純資産の部合計	142,212,783	138,028,773
負債及び純資産の部合計	2,507,671,443	2,567,078,156

連結貸借対照表注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
2. 有価証券の評価基準および評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
3. デリバティブ取引の評価基準および評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法
当金庫の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)により償却しています。また、主な耐用年数は次のとおりです。
建 物 3年～50年
そ の 他 3年～20年
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しています。
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法
無形固定資産は、定額法により償却しています。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫ならびに連結される子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
6. リース資産の減価償却の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
7. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。
8. 貸倒引当金の計上基準
当金庫の貸倒引当金は、次のとおり計上しています。
正常先債権および要注意先債権に相当する債権(以下、「債権」とは、貸出金および貸出金に準するその他の債権のことをいいます。)については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。
破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証等による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部が査定結果を監査しています。
また、当金庫の引当基準は、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に基づいて定めています。
9. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
10. 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
また、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
(1) 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理しています。
(2) 数理計算上の差異
各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しています。
「退職給付に係る資産」および「退職給付に係る負債」については、労働金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額と年金資産の額の差額を計上しています。
11. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
12. 債務保証損失引当金の計上基準
債務保証損失引当金は、債務保証見返に係る資産査定に基づく損失見込額に相当する額を計上しています。
13. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しています。
14. 収益の計上方法
役員取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。
役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しています。
15. 消費税および地方消費税の会計処理
当金庫ならびに連結される子会社の消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。
16. 有形固定資産の減価償却累計額および圧縮記帳額
有形固定資産の減価償却累計額 10,879,865千円
有形固定資産の圧縮記帳額 60,255千円
17. 破産更生債権およびこれらに準する債権額、危険債権額
債権のうち、破産更生債権およびこれらに準する債権額は1,442,861千円、危険債権額は3,795,753千円です。
なお、債権は、連結貸借対照表の社債(その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。)です。
破産更生債権およびこれらに準する債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準する債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権およびこれらに準する債権に該当しないものです。
18. 三月以上延滞債権額
債権のうち、三月以上延滞債権額は84,920千円です。
なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準する債権ならびに危険債権に該当しないものです。
19. 貸出条件緩和債権額
債権のうち、貸出条件緩和債権に該当するものはありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準する債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。
20. 破産更生債権およびこれらに準する債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額ならびに貸出条件緩和債権額の合計額
破産更生債権およびこれらに準する債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額ならびに貸出条件緩和債権額の合計額は、5,323,535千円です。なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。(表示方法の変更)
17.から20.について、「労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令」(令和2年1月24日 内閣府厚生労働省令第1号)が2022年3月31日から施行されたこととともない、労働金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しています。
21. 担保に提供している資産
担保に提供している資産は次のとおりです。
担保に提供している資産
預け金 24,203,068千円

担保資産に対応する債務

預金 4,207,093千円

借入金 24,200,000千円

上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金94,895,000千円を差し入れています。

22. 土地の再評価の方法と差額

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布、法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に時点修正等の合理的な調整を行って算出。

23. 出資一口当たりの純資産額 8,681円88銭

24. 当金庫の理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額 85,056千円

25. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務等の金融業務を行っています。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、債券、投資信託および株式であり、主に利息配当金を得ることを目的として保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、リスクが高いものとして、外国為替レートや株価指数等の水準による受取利息の変動が大きい外国債券が含まれています。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクおよび金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、融資業務に関する規程類およびリスク管理関係規程類にしたがい、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信の上限枠の設定、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による経営リスク管理委員会や経営会議を開催し、審議・報告を行っています。

さらに、与信管理の状況については、統合リスク管理部が点検しています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびカウンターパーティーリスクに関しては、財務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

リスク管理およびALMに関する規程類において、具体的な方法等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理方針に基づき、経営リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には、総合企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析等によりモニタリングを行っています。モニタリング結果については、月次で経営リスク管理委員会に報告しています。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、保有する有価証券の為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(iii) 価格変動リスクの管理

当金庫グループは、理事会において決定された余裕金運用方針、および関連規程類に基づき、有価証券を含む市場運用商品を保有しています。

このうち、財務部では、市場運用商品を購入しており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。これらの情報は定期的に、理事会および経営リスク管理委員会に報告しています。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは、金融資産・金融負債全体の市場リスク量(損失額の推計値)をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク資本枠の範囲内となるよう管理しています。

当金庫グループのVaRは、分散共分散法(保有期間125日、信頼区間99.0%、観測期間1年)により算出しており、2022年3月31日(当連結会計年度の決算日)現在で当金庫グループのVaRは、全体で9,171,793千円です。VaRの計測にあたって使用する流動性預金の金利満期については、滞留期間を考慮したコア預金を内部モデルにより算定しています。

なお、有価証券のうち、VaRを算出できない非上場株式が11,800千円あります。市場リスク量の算出にあたり、当該株式の帳簿価格の30%をリスク量とみなしたうえで、VaRと合算しています。

当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化等によって、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

26. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めていません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金および預け金	454,152,196	454,696,857	544,661
(2)有価証券 その他有価証券	593,472,036	593,472,036	-
(3)貸出金 貸倒引当金(*)	1,484,867,295 △ 98,908	1,490,759,164	5,990,777
金融資産計	2,532,392,617	2,538,928,058	6,535,438
(1)預金積金	2,303,301,555	2,304,049,162	747,606
(2)譲渡性預金	89,171,876	89,213,168	41,292
(3)借入金	24,200,000	24,200,000	-
金融負債計	2,416,673,431	2,417,462,331	788,899

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)現金および預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しています。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。投資信託は、公表されている基準価格によっています。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算

定しています。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としています。

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

(3) 借入金

約定期間が短期間(1年以内)であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(注2)市場価格のない株式等および組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	11,800
組合出資金(*2)	14,700,200
合計	14,712,000

(*1)非上場株式については、市場価格がないことから、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項にしたがい、時価開示の対象とはしていません。

(*2)組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)第27項の経過措置を適用しており、時価開示の対象とはしていません。

(注3)満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	37,787,000	130,804,470	86,891,280	316,435,233
合計	37,787,000	130,804,470	86,891,280	316,435,233

(注4)借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(*)	1,727,872,755	418,937,382	135,400,573	21,090,844
譲渡性預金	88,571,876	250,000	350,000	—
借入金	24,200,000	—	—	—
合計	1,840,644,631	419,187,382	135,750,573	21,090,844

(*)預金積金のうち、要求預金は1年以内(に含めています)。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,281,162	1,863,527	417,634
	債券	324,462,306	310,266,735	14,195,571
	国債	129,760,210	121,708,033	8,052,176
	地方債	54,173,560	52,386,182	1,787,378
	社債	109,755,973	107,773,787	1,982,185
	外国証券	30,772,562	28,398,732	2,309,835
	その他	9,897,557	6,936,973	2,960,584
小計	336,641,026	319,067,237	17,509,794	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	305,381	333,739	△28,358
	債券	256,058,831	260,485,309	△4,405,327
	国債	48,480,400	49,883,764	△1,403,364
	地方債	24,507,948	25,402,370	△894,422
	社債	161,175,235	163,034,175	△1,858,939
	外国証券	21,895,248	22,165,000	△248,602
	その他	466,796	500,501	△33,705
小計	256,831,009	261,319,551	△4,467,391	
合計	593,472,036	580,386,788	13,040,402	

(注)「外国証券」の差額のうち、複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上したものは除いています。

28. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	47,364,458	155,592	325,209
国債	31,508,001	119,748	261,973
地方債	7,915,096	17,424	45,882
社債	4,433,860	10,636	15,963
外国証券	3,507,500	7,783	1,391
その他	—	—	—
合計	47,364,458	155,592	325,209

29. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等および組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しています。

当連結会計年度における減損処理額は、84,693千円(うち、株式84,693千円)です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価(または償却原価)に比べ、30%以上の下落をしている場合としています。

30. 当座貸越契約等

当座貸越契約および貸出に係るコミットメントライン契約は、お客さまからの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、237,086,652千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(または任意の時期に無条件で取消可能なもの)が116,391,341千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されず終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫(ならびに連結される子会社)の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫(ならびに連結される子会社)が実行申込を受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている庫内手続に基づきお客さまの業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

なお、総合口座についての未実行残高は上記金額のうち120,695,311千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置を取っています。

31. 退職給付債務等

当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりです。

退職給付債務	△16,370,072千円
年金資産(時価)	12,083,978
未積立退職給付債務	△4,286,094
未認識数理計算上の差異	△271,375
未認識過去勤務費用(債務の減額)	△118,903
連結貸借対照表計上額の純額	△4,676,373
退職給付に係る資産	540,492
退職給付に係る負債	△5,216,866

32. 契約資産、お客さまとの契約から生じた債権、契約負債

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示していません。当連結会計年度末の契約資産、お客さまとの契約から生じた債権および契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。

契約資産	—千円
お客さまとの契約から生じた債権	115,654千円
契約負債	—千円

33. 会計方針の変更

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(1)「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)および「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)を当連結会計年度より適用しています。時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いにしたがって、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

(2)「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当連結

会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配がお客さまに移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、一部の取引の収益については、関連する費用と相殺して計上しています。この結果、当連結会計年度の経常収益および経常費用が65,058千円減少しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに当たっています。なお、累積的影響額はありません。

(3) 消費税等の会計処理の変更

当金庫の消費税等の会計処理は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、従来の税込方式から税抜方式に変更しています。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いにしたがい当連結会計年度の期首より前までに税込方式に当たって消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

連結損益計算書

科目	2020年度	2021年度
経常収益	26,656,575	25,815,345
資金運用収益	23,804,558	23,472,343
貸出金利	16,349,155	16,193,148
預り金利	1,214,903	1,222,562
有価証券利息配当	5,650,944	5,438,740
その他受入利息	589,555	617,891
役務の他業務収益	1,385,192	1,203,418
その他業務収益	1,340,714	1,107,051
貸倒引当金戻入	126,109	32,531
貸倒引当金繰入	-	10,270
債権取立	98	814
その他経常収益	126,011	21,446
経常費用	23,447,610	22,602,570
資金調達費用	1,005,618	953,099
預り金利	936,706	892,260
譲渡性預金利息	68,912	60,839
役務の他業務費用	4,226,169	4,117,122
その他業務費用	415,643	410,533
その他経常費用	17,775,023	17,029,827
貸倒引当金繰入	25,156	91,986
貸倒引当金繰出	432	-
その他経常費用	24,723	91,986
経常利益	3,208,964	3,212,774
特別利益	589	-
特別損失	237,207	118,556
固定資産処分損失	589	-
固定資産処分損失	18,737	7,868
減損損失	218,470	110,688
税金等調整前当期純利益	2,972,346	3,094,218
法人税、住民税及び事業税	730,387	860,605
法人税等調整額	△ 10,303	△ 54,469
法人税等合計	720,083	806,136
当期純利益	2,252,262	2,288,082
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	2,252,262	2,288,082

連結損益計算書 注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
- 出資一口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 143円81銭
- 固定資産の重要な減損損失
当連結会計年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しています。

場所	用途	種類
大正支店	営業店	土地、建物等
富田林支店	営業店	土地、建物
洲本支店	営業店	土地
但馬支店	営業店	土地
北播支店	営業店	土地
岸和田支店	営業店	建物

事業用不動産については、継続的に行っている管理会計上の収益把握単位である営業店を、所有不動産については各資産をグルーピングの最小単位としています。本部等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としています。

当連結会計年度に減損損失を認識した資産グループは、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスと認められたことから、減損損失を認識したものです。これにより、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(110,688千円)として、特別損失に計上しています。その内訳は、土地38,199千円、建物65,966千円、その他6,522千円です。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しています。正味売却価額は土地および建物については不動産鑑定評価額により評価し、重要性が乏しい資産については適切に市場価額を反映していると考えられる指標に基づいて算定しています。使用価値は、将来キャッシュ・フローを0.17%で割り引いて算定しています。

- 収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しています。

連結剰余金計算書

科目	2020年度	2021年度
利益剰余金期首残高	110,503,549	112,000,959
利益剰余金増加	2,252,262	2,288,082
親会社株主に帰属する当期純利益	2,252,262	2,288,082
利益剰余金減少	754,853	861,427
配当	708,319	652,414
土地再評価差額金取崩に伴う減少	46,533	209,013
利益剰余金期末残高	112,000,959	113,427,613

労働金庫法開示債権(リスク管理債権)(破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権・合計額・正常債権・総与信残高)

区分	2020年度末	2021年度末
労働金庫法及び金融再生法上の不良債権 合計(A)	5,895	5,324
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,316	1,443
危険債権	4,442	3,796
要管理債権	137	85
三月以上延滞債権	137	85
貸出条件緩和債権	0	0
保全全額(B)	5,889	5,319
担保・保証等による回収見込み額	5,768	5,207
貸倒引当金	121	112
保全全率(B)/(A)(%)	99.90	99.91
正常債権(C)	1,427,951	1,480,650
総与信残高(D)=(A)+(C)	1,433,845	1,485,973
労働金庫法及び金融再生法上の不良債権比率(A)/(D)(%)	0.41	0.35

(注)金額は決算後(償却後)の計数です。単位未満を四捨五入しています。

連結セグメント情報

連結の対象となる株式会社ろうきんビジネスサポートは、労働金庫代理業、リース業等の事業を営んでいますが、それらの事業の種類ごとの区分に属する経常収益、経常利益または経常損失の額および資産の額(以下、「経常収益等」といいます。)の、経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

自己資本の充実の状況

1. 連結自己資本比率(国内基準)

(単位:%)

2020年度末	2021年度末
11.12	10.65

(注) 当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、連結自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫連結グループは、国内基準を採用しています。

2. 自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位:百万円)

項 目	2020年度末	2021年度末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	127,269	128,667
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,947	15,946
うち、利益剰余金の額	112,000	113,427
うち、外部流出予定額(△)	△ 652	△ 658
うち、上記以外に該当するものの額	△ 26	△ 48
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	39	39
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	39	39
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	127,308	128,707
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	230	248
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	230	248
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	270	540
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	500	788
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	126,808	127,918
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,099,311	1,160,873
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 3,005	△ 1,952
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,005	△ 1,952
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	40,243	39,194
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,139,555	1,200,067
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.12%	10.65%

(注)用語等の説明については、57頁をご覧ください。

3.定性的開示事項・定量的開示事項

(1)連結の範囲に関する事項

- 連結の範囲について、「自己資本比率告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(連結グループ)に属する会社」と「連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。
- 当金庫の連結子会社(連結自己資本比率を算出する対象となる子会社)は1社です。連結子会社の名称および主要な業務の内容は以下のとおりです。

連結子会社の名称	主要な業務の内容
株式会社ろうきんビジネスサポート	労働金庫代理業、ATM監視、帳票類・頒布品の購入・管理、事務機器等のリース、事務文書等の発送・配送業務、事務受託業務

- 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものではありません。
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの、および連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものではありません。
- 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等は設けていません。

(2)自己資本調達手段の概要

2021年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。なお、当金庫連結グループの自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	① 発行主体：近畿労働金庫 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：159億46百万円
------	---

(3)自己資本の充実度に関する事項

●信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項目	2020年度末		2021年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク(A)	1,099,311	43,972	1,160,873	46,434
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,099,311	43,972	1,160,873	46,434
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	98	3	98	3
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	339	13	239	9
我が国の政府関係機関向け	8,438	337	8,350	334
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	87,489	3,499	90,579	3,623
法人等向け	75,544	3,021	85,161	3,406
中小企業等向け及び個人向け	592,350	23,694	633,917	25,356
抵当権付住宅ローン	166,350	6,654	168,031	6,721
不動産取得等事業向け	93	3	147	5
三月以上延滞等	448	17	224	8
取立未済手形	183	7	169	6
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	9,996	399	9,646	385
上記以外	160,985	6,439	166,259	6,650
証券化エクスポージャー	-	-	-	-
うち再証券化	-	-	-	-
リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 3,005	△ 120	△ 1,952	△ 78
派生商品取引等	-	-	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク(B)	40,243	1,609	39,194	1,567
リスク・アセット、総所要自己資本額(A)+(B)(C)	1,139,555	45,582	1,200,067	48,002

●連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

◆現在の自己資本の充実状況について

2021年度末の当金庫連結グループの連結自己資本比率は10.65%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。また、当金庫連結グループの自己資本は、ほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しています。

◆将来の自己資本の充実策

当金庫連結グループでは、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

(4) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

●地域別

(単位:百万円)

地域区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末
国内	2,480,406	2,565,600	1,492,897	1,545,511	503,099	520,188	-	-	7,437	7,437	476,972	492,462	373	193
国外	68,686	50,900	-	-	68,364	50,563	-	-	-	-	322	337	-	-
合計	2,549,093	2,616,501	1,492,897	1,545,511	571,464	570,752	-	-	7,437	7,437	477,294	492,799	373	193

●業種別

(単位:百万円)

業種区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末
製造業	31,895	41,062	-	-	31,278	40,683	-	-	-	-	616	379	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	750	1,050	-	-	750	1,050	-	-	-	-	0	0	-	-
建設業	5,108	6,306	-	-	5,002	6,199	-	-	-	-	106	106	-	-
電気、ガス、熱 供給・水道業	27,840	31,118	-	-	27,191	30,506	-	-	-	-	648	612	-	-
情報通信業	4,222	4,420	-	-	4,000	4,200	-	-	-	-	222	220	-	-
運輸業、郵便業	38,103	40,767	-	-	37,684	40,379	-	-	-	-	419	388	-	-
卸売業、小売業、石油 業、飲食サービス業	13,323	14,038	1	0	13,102	13,814	-	-	-	-	219	223	-	-
金融業、保険業	591,138	606,499	-	-	151,756	149,447	-	-	-	-	439,381	457,051	-	-
不動産業、 物品賃貸業	21,440	19,886	93	147	21,201	19,598	-	-	-	-	145	140	-	-
医療、福祉	4,107	4,147	4,095	4,136	-	-	-	-	-	-	12	11	-	-
サービス業	5,032	3,747	460	437	4,560	3,300	-	-	-	-	11	9	-	-
国・地方 公共団体	437,098	415,760	162,025	154,128	274,436	261,071	-	-	-	-	637	560	-	-
個人	1,326,281	1,386,843	1,325,560	1,386,142	-	-	-	-	-	-	721	701	373	193
その他	42,751	40,850	661	519	500	500	-	-	7,437	7,437	34,152	32,393	-	-
合計	2,549,093	2,616,501	1,492,897	1,545,511	571,464	570,752	-	-	7,437	7,437	477,294	492,799	373	193

●残存期間別

(単位:百万円)

期間区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする 資産(ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末
期間の定めのないもの	164,013	151,188	61,662	62,000	-	-	-	-	7,437	7,437	94,913	81,751
1年以下	269,009	274,811	109,291	104,684	44,498	37,782	-	-	-	-	115,218	132,344
1年超3年以下	404,509	403,674	182,154	188,273	89,017	75,807	-	-	-	-	133,336	139,593
3年超5年以下	339,417	361,999	175,368	176,907	44,823	53,780	-	-	-	-	119,225	131,311
5年超7年以下	199,747	184,565	156,214	156,552	29,933	21,213	-	-	-	-	13,600	6,800
7年超10年以下	250,117	269,074	200,235	203,394	49,882	65,680	-	-	-	-	-	-
10年超	922,279	971,186	607,970	653,699	313,308	316,487	-	-	-	-	1,000	1,000
合計	2,549,093	2,616,501	1,492,897	1,545,511	571,464	570,752	-	-	7,437	7,437	477,294	492,799

(注1) エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフバランス取引を含みます。

(注2) エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等です。

(注3) エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーと、信用リスク区分によりリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーのことで、合計および内訳の資産のエクスポージャーは、「延滞エクスポージャー」を含む金額を記載しています。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

項目		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2020年度	26	39	-	26	39
	2021年度	39	39	-	39	39
個別貸倒引当金	2020年度	110	93	4	106	93
	2021年度	93	83	-	93	83
合計	2020年度	136	133	4	132	133
	2021年度	133	122	-	133	122

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

●業種別

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	目的使用		その他		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気、ガス熱供給水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、小売業、宿務業、飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	16	15	15	13	-	-	16	15	15	13	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	47	46	46	40	0	-	47	46	46	40	-	-
その他	46	31	31	29	4	-	42	31	31	29	-	-
合計	110	93	93	83	4	-	106	93	93	83	-	-

(注)当金庫連結グループでは国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2020年度末			2021年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	6,505	514,064	520,569	6,009	490,951	496,960
10%	-	87,784	87,784	-	85,900	85,900
20%	45,484	425,261	470,746	43,846	442,391	486,237
35%	-	475,286	475,286	-	480,091	480,091
50%	87,118	-	87,118	99,744	-	99,744
75%	-	789,835	789,835	-	845,250	845,250
100%	20,947	45,757	66,705	24,181	44,127	68,309
150%	-	180	180	-	93	93
200%	-	-	-	-	-	-
250%	-	50,866	50,866	-	53,912	53,912
1250%	-	-	-	-	-	-
合計	160,056	2,389,037	2,549,093	173,782	2,442,718	2,616,501

(注)1.格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.上記のリスク・ウェイト区分以外のエクスポージャーについては、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトを超える最も近いリスク・ウェイト区分に含めています。

●信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫連結グループでは、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は、営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定専門部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。

また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的に経営リスク管理委員会で協議しています。また、経営会議および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」および「資産の償却および引当規程」に基づき以下のとおり計上しています。

- 正常先債権および要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
- 破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- 破綻先債権および実質破綻先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ①株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ②株式会社日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ④S&Pグローバル・レーティング(S&P)
- ⑤フィッチレーティングスリミテッド(FITCH)

●エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)は上記①～⑤、それ以外のエクスポージャーは上記①～④の適格格付機関を使用してリスク・ウェイトを判定しています。

(5)信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

項目	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	61,358	61,747	6,667	6,125	-	-
オン・バランス	1,463	1,400	6,667	6,125	-	-
オフ・バランス	59,895	60,347	-	-	-	-

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫連結グループでは、「適格金融資産担保」および「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

「適格金融資産担保」については、自己資本比率告示で定められた条件を満たしている自金庫預金としています。信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

「保証」については、自己資本比率告示で定められた条件を満たしている中央政府および中央銀行、地方公共団体、金融機関等による保証としています。

なお、債権保全の手段として、貸出金と自金庫預金の相殺を用いています。手形貸付、証書貸付、当座貸越について期限の利益喪失事由が発生し、相殺に至った場合、預金者に「相殺通知書」を送付します。

(6)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫連結グループにおいては、該当の取引はありません。

(7)証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫連結グループにおいては、該当の取引はありません。

(8)出資等エクスポージャーに関する事項

①連結貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

項目	2020年度末		2021年度末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	2,587	2,587	2,586	2,586
非上場株式等	276	276	11	11
その他の	25,211	25,211	25,064	25,064
合計	28,075	28,075	27,662	27,662

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
 2. 時価のないものについては、連結貸借対照表計上額を時価欄に記載しています。
 3. 「その他の」区分には、労働金庫連合会出資金、上場投資信託(ETF)、その他出資金等を計上しています。

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

項目	2020年度	2021年度
売却益	86	-
売却損	12	-
償却	-	84

③連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2020年度末	2021年度末
評価損益	3,379	3,316

④連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2020年度末	2021年度末
評価損益	-	-

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、「余裕金運用方針」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、経営会議で協議し、理事会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に理事会等に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得し、リスクの把握に努めています。

会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

当金庫連結グループにおいては、該当の取引はありません。

(10)金利リスクに関する事項

①金利リスク量

(単位:百万円)

	2020年度末	2021年度末
VaR	10,857	9,696

②IRRBB(銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE				△NII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	33,920		32,193		696		678	
2	下方パラレルシフト	0		0		2,219		2,097	
3	スティープ化								
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	33,920		32,193		2,219		2,097	
		ホ				ヘ			
8	自己資本の額	当期末				前期末			
		127,918				126,808			

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しています。
 2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正により、2019年3月末から金利リスクの定義および計測方法等が変更となりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」の表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しています。なお、表中のイ、ロ、…の記号は、告示の様式上に定められているものです。
 3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合をプラスで表示)。
 4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合をプラスで表示)。

●金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫連結グループは、会員および間接構成員向け貸出、労働金庫連合会への預け金、国債・地方債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、株価変動リスク、為替リスク等)および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金、貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフ・バランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的に経営リスク管理委員会で協議し、経営会議および理事会に対して定期的に報告しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)について経済的価値の変動額である△EVEおよび金利収益の変動額である△NIIを計測しています。

また、規程類および方針において金利スワップ等デリバティブを活用した金利リスク削減に係る対応を定め、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は週次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは△EVEおよび△NIIを月次ベースで計測しています。

●金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIに関する事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2022年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.23年です。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としています。
- 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルにより預金種別や顧客属性別等の残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しています。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っています。
- 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 複数通貨の集計方法およびその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した△EVEおよび△NIIが正となる通貨のみを対象としています。
- スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮していません。
- 内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期末の△EVEは339億20百万円(前期末比17億27百万円増加)、△NIIは22億19百万円(前期末比1億22百万円増加)となりました。

(9) 計測値の解釈や重要性に関する説明

△EVEの計測値は、当金庫連結グループにおける自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 内部管理上の金利リスク管理に関する事項

(1) 金利ショックに関する説明

当金庫連結グループでは、金利リスクだけでなく他の市場リスクと合わせ統一的な条件でVaRを計測しています。金利ショックとして、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。

(2) 金利リスク計測の前提

VaRは、保有期間125日、信頼水準99%、観測期間1年の条件のもとで分散共分散法により計測しています。

(11) オペレーショナル・リスクに関する事項

● オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫連結グループでは、事務リスク、システムリスク、有形資産リスク、風評リスク、法務リスクをオペレーショナル・リスクの対象としています。

オペレーショナル・リスクの管理状況および今後の対応について、「オペレーショナル・リスク管理規則」に基づき、定期的に経営リスク管理委員会および、法務リスクについてはコンプライアンス委員会で協議しています。また、経営会議および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

事務リスクについては、商品・制度に係る研修を定期的実施することにより、リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

システムリスクについては、情報資産の適切な管理および保護に関する基本的かつ包括的な方針として「セキュリティポリシー」を定め、情報資産の安全性の確保を当金庫連結グループ全体の課題として取り組んでいます。

有形資産リスクについては、有形資産の毀損や損害を防ぐため、有形固定資産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の状況を踏まえた防災・防犯対策を実施しています。

風評リスクについては、評判の悪化や風説の流布等による当金庫連結グループの信用力の低下を防ぐため、リスクの規模・性質に応じた適切な対応を講じて、風評リスク顕在化の未然防止に努めています。

法務リスクについては、法令、契約等に違反する行為や、金庫の商品制度、規程、契約内容等の不備による損害を防ぐため、契約の締結、商品サービスの発売にあたって、リーガルチェックを適正に実施しています。

● オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫連結グループでは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

労働金庫法第94条第1項において準用する
銀行法第21条の規定に基づく開示項目

(単体情報)

1.金庫の概況および組織に関する事項	
(1) 事業の組織	32
(2) 理事および監事の氏名および役職名	33
(3) 会計監査人の氏名または名称	33
(4) 事務所の名称および所在地	34、35
(5) 労働金庫代理業に関する事項	32
2.金庫の主要な事業の内容	40~43
3.金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	4、5
(2) 主要な事業の状況を示す指標	54
(3) 事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標(業務純益を含む)	54
② 預金に関する指標	64
③ 貸出金等に関する指標	65、66
④ 有価証券に関する指標	67~69
⑤ 信託業務に関する指標	該当なし
4.金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	10、11
(2) 法令等遵守の体制	12、13
(3) 苦情等への対応(金融ADR制度への対応)	17
(4) 社会的責任と貢献活動	19~29
5.財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表	46~49
(2) 損益計算書	50
(3) 剰余金処分計算書	51
(4) 自己資本の充実の状況	55~63
(5) 有価証券	67~69
(6) 金銭の信託	該当なし
(7) 労働金庫法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引 金融先物取引・デリバティブ取引等	該当なし
(8) 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	60
(9) 貸出金償却の額	60
(10) 会計監査人の監査	17、51
(11) 重要事象等	該当なし

(連結情報)

1.金庫およびその子会社等の概況に関する事項	
(1) 金庫およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成	70
(2) 金庫の子会社等に関する事項	70
2.金庫およびその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	70
(2) 主要な事業の状況を示す指標	71
3.金庫およびその子会社等の財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表	71~75
(2) 連結損益計算書	75
(3) 連結剰余金計算書	75
(4) 連結自己資本の充実の状況	76~83
(5) 連結セグメント情報	75

労働金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融機能
の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権

(単体情報)

1.破産更生債権およびこれらに準ずる債権	52
2.危険債権	52
3.要管理債権	52
4.正常債権	52
5.合計額	52

(連結情報)

1.破産更生債権およびこれらに準ずる債権	75
2.危険債権	75
3.要管理債権	75
4.正常債権	75
5.合計額	75

労働金庫の自主開示項目

1.概況等	
(1) 事業方針	8、9
(2) 役員の所属団体等	33
(3) 代表理事・常勤役員の兼職の状況	33
(4) 職員の状況(法定雇用障がい者数を含む)	32
(5) 店舗外自動機設置状況(視覚障がい者対応ATMを含む)	36、37
(6) 大口出資会員	66
(7) 会員数内訳	66
(8) 出資配当等	54
2.経理・事業内容	
(1) 純資産の内訳	46
(2) 利益率	54
(3) 常勤従業員1人当たり預金残高	54
(4) 1店舗当たり預金残高	54
(5) 常勤従業員1人当たり貸出金残高	54
(6) 1店舗当たり貸出金残高	54
(7) 役員報酬の状況	33
3.資金調達	
(1) 預金科目別残高	64
(2) 預金者別内訳	64
(3) 財形貯蓄残高	64
4.その他	
(1) 店舗の主な担当地域	38、39
(2) 沿革・歩み	30
(3) トピックス	31
(4) 商品・サービスの案内	40~43
(5) 手数料	44、45
(6) 当金庫の考え方	2
(7) 全国労金の概要	3
(8) 顧客保護等管理態勢	13~17
(9) 内部統制	18

金額および諸比率の表示方法のご案内

1. 金額単位

- (1)各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています(ただし、「労働金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権」については、金額単位未満を四捨五入しています)。
- (2)小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- (3)期中増減額(比率)、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しています。
- (4)該当する項目に計数がない場合は「-」、単位未満に計数がある場合は「0」で表示しています。

2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位を切り捨て、第2位までを記載しています。



近畿労働金庫

大阪市西区江戸堀1丁目12番1号

TEL(06)6449-0102

〈ホームページ〉<https://www.rokin.or.jp>

